

平成26年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成26年12月 2日 開会

}

平成26年12月17日 閉会

吉田町議会

平成26年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 0
○議会広報推進特別委員会委員長報告	1 3
○議会改革特別委員会委員長報告	1 4
○議案第67号～議案第79号の一括上程、説明	1 6
○散会の宣告	3 0

第 2 号 (12月10日)

○開議の宣告	3 1
○議事日程の報告	3 1
○一般質問	3 1
枝 村 和 秋	3 1
大 塚 邦 子	4 1
藤 田 和 寿	5 2
増 田 剛 士	6 3
山 内 均	7 3
○散会の宣告	8 6

第 3 号 (12月11日)

○開議の宣告	8 7
○議事日程の報告	8 7
○一般質問	8 7
河原崎 昇 司	8 7
平 野 積	9 9
八 木 栄	1 1 2
○散会の宣告	1 2 4

第 4 号 (12月15日)

○開議の宣告	1 2 5
○議事日程の報告	1 2 5
○議案訂正の承認	1 2 5
○議案第67号の上程、質疑	1 2 5
○議案第68号の上程、質疑	1 2 6

○議案第69号の上程、質疑	129
○議案第70号の上程、質疑	129
○議案第71号の上程、質疑	129
○議案第72号の上程、質疑	130
○議案第73号の上程、質疑	147
○議案第74号の上程、質疑	147
○議案第75号の上程、質疑	152
○議案第76号の上程、質疑	153
○議案第77号の上程、質疑	153
○議案第78号の上程、質疑	156
○議案第79号の上程、質疑	156
○散会の宣告	156

第 5 号 (12月17日)

○開議の宣告	157
○議事日程の報告	157
○議案第67号の討論、採決	157
○議案第68号の討論、採決	157
○議案第69号の討論、採決	158
○議案第70号の討論、採決	158
○議案第71号の討論、採決	158
○議案第72号の討論、採決	159
○議案第73号の討論、採決	161
○議案第74号の討論、採決	161
○議案第75号の討論、採決	162
○議案第76号の討論、採決	162
○議案第77号の討論、採決	163
○議案第78号の討論、採決	163
○議案第79号の討論、採決	163
○議会改革特別委員会の中間報告について	164
○議員派遣について	166
○議会閉会中の継続調査について	166
○町長挨拶	167
○議長挨拶	167
○閉会の宣告	167

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成26年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

私たちも残り2回、今回が終われば残り1回となりました。本当に我々が選ばれて、あと2回で本当に大変な定例会となってまいりました。私もそうでございますけれども、皆様も手を挙げて選挙で選ばれたと。その動機はさまざまあるでしょうけれども、基本的には吉田町というものをよくしようと、吉田町の町民の福祉を向上し、そして町の発展に寄与しようと思って、自分の身命をそこにかけて私は思っております。

ずっと前に俗謡を皆様にお話し申し上げたところでございます。巷ではやる歌でございますけれども、前のときは「渡る世間は丁目と半目、よいと悪いは一つ置き」と、世の中というものは丁と半だよと、いいこともあれば悪いこともあるよと、これ言っているところは簡単などころでございまして、いいことがあってもものぼせ上がるなど、悪いことがあっても落ち込むなどそんなことを言っているわけでございますけれども、今日は、皆様も私もこの吉田町にほれた人間でございまして、いい俗謡を見つけてまいりました。

「労はないぞえ、ほれたら負けよ、どんな無理でもいわしゃんせ」。これは、理屈はないよ、ほれたら負けなんだよ、ほれちゃったんだよ。皆さんも私も吉田町にほれちゃったわけですから、この町が置かれている状況からどんな無理でもやらなければならないと、これが私であり、また、皆様にも課せられた課題であり、それに身命をかけなければならないと私は思っております。残り少ない定例会でございましてけれども、この12月定例会、ぜひとも皆様とこの吉田町にほれ合った同士で、町民の皆様の福祉の向上と町の発展のために頑張っ

てまいりたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は、12名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、5番、三輪正邦君、6番、枝村和秋君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月2日から12月17日までの16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日12月2日から12月17日までの16日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に議長報告を行います。

10月7日火曜日、平成26年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。

初めに、自治功労者表彰があり、議員19年表彰に本議会から河原崎昇司君が表彰されたのを初め、県内の町議会から15人の議員が表彰されました。

表彰の後、議事に入り平成27年度国の施策・予算に対する要望・提言事項及び平成27年度県の施策・予算に対する要望・提言事項についていずれも決定し、総会を終了しました。

また、あわせて午後に行われた議長、副議長、事務局長研修会では、株式会社日本総合研究所調査部首席研究員の藻谷浩介氏による「人口成熟時代の地域づくり」と題しての講演がありました。

11月4日火曜日、志太榛原5市2町議会議長連絡協議会の議員研修会が本町で開催されました。当日は、講師に防災システム研究所所長、山村武彦氏を迎え、「地域の防災対策と危

機管理について～災害に備え、今考えておくべきこと～」を演題に、議員全員の参加による研修が行われました。

11月12日水曜日、第58回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催されました。大会宣言のあと議事に入り、初めに町村のさらなる振興発展を目指して、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議を初めとする5項目の特別決議と、24項目の要望事項が承認されました。続いて、9項目の各地区の要望事項を求める決議を採択し閉会しました。

また、閉会后、東京大学名誉教授であります大森 彌氏による「日本の将来―農山村と都市の共生」と題した特別講演が行われました。

以上で、議長報告を終わります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査並びに財政的援助団体監査、定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきました。御了承願います。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

続いて、町長からの行政報告を行います。

お聴き取りのほど、お願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成26年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況につきまして、ご報告申し上げます。

国政では安倍内閣総理大臣が消費税増税先送りの決定に端を発して、11月21日に衆議院を解散し、今年14日には衆議院議員総選挙が行われる運びとなりました。このことを受け、当町におきましても投・開票所の確保や投票立会人の依頼など、町民の皆様の御協力をいただきながら、慌ただしく選挙の準備を進めているところでございます。

しかしながら、こうした混沌とした状況下におきましても、基礎自治体としましては町民サービスの低下を招かないよう粛々と各種事業の進捗を図る必要がございますので、関係するさまざまな情報をしっかりと把握し、いち早く町の政策へ反映させることができるよう努めてまいります。

さて、11月11日の午後3時に県道住吉金谷線から国道150号までの片岡工区の県道島田吉田線バイパスが開通をいたしました。国道150号から東名吉田インターチェンジまでが一直線につながり、国道150号から東名吉田インターチェンジの先までを望むことができる、非常に走りやすい道路となっており、東名吉田インターチェンジへのアクセスの向上と周辺道路の渋滞緩和が期待をされております。

今回の開通に当たりましては、年度当初は夏ごろの開通予定でありましたが、交通安全面に対する心配の声が多く寄せられましたことから、信号機2基の増設を待ち、このたびの開通となった次第でございます。

なお、信号機の設置につきましては、牧之原警察署を初め、地元自治会や地域の皆様など関係者各位の御尽力をいただいたことを、改めて御礼申し上げる次第でございます。

一方で、国道150号から南に延びる東名川尻幹線につきましては、現在、町道高畑高島線との交差点に信号機が設置されていないことから、国道150号からこの交差点までの区間の開通を延期しておりますが、信号機が設置され次第、この間を開通させるようにいたします。また、県道焼津榛原線以南につきましては、平成27年度末までに榛南幹線に接続するように整備を進めてまいります。

現在、当町では本年3月に開通をしました榛南幹線を初め、東名川尻幹線、富士見幹線など都市計画道路の整備が進み、町を東西及び南北に貫く新たな交通基軸が形成されてきておりますが、都市計画道路の整備は新たな商業施設や企業の進出にもつながるものであり、町の発展に大きな影響を与えるものでございます。

本年度、株式会社ヤマザキが新たな工場を建設することとなりましたが、この場所につきましても東名川尻幹線に隣接するところであり、平成27年度末までには東名吉田インターチェンジまで1本の道路でつながる予定でございます。

東日本大震災以降、特に沿岸部におきましては、津波に関することが重大な関心事となっており、悲観的な見方が先行する状況でございましたが、当町におきましてはこれまで全力を挙げて取り組んでまいりました津波防災町づくりを評価していただき、株式会社ヤマザキの進出という大きな成果を得ることができた次第でございます。

この出来事は、東名吉田インターチェンジや都市計画道路など利便性の高い交通環境を持つ当町の魅力に加え、町民の皆様の財産を守り、企業の皆様の生産活動を守るための対策に全力を挙げて取り組むことが、企業の進出を促し、豊かで勢いのある町の実現につながるものであるということを確認させるものでございました。

「津波防災まちづくり」につきましては、引き続き国の確かな情報をいち早く収集し、一日でも早く町民の皆様に安心していただけるような事業を展開していく必要がございますので、さらなる御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、当町の現在における事業の進捗につきまして、御報告申し上げます。

初めに、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す「健康・福祉」関連事業のうち「健康づくり事業」につきまして、御報告申し上げます。

健康をより増進することや生活習慣病を予防するためには、日ごろの運動習慣が定着していることが大切でございます。しかしながら、現代社会では車での移動が多く歩く機会が非常に少なくなってきており、意識的に歩く時間や運動する時間を作らなければ運動不足になりがちでございます。

当町では、これまでより多くの方への運動習慣の定着を目指し、手軽にできるウォーキングを町民の皆様にお勧めしてまいりました。ウォーキングを広く普及するために、ウォーキングの運動効果をお伝えするとともに、より楽しくウォーキングができるよう、平成4年度からこれまでに町内に9つのウォーキングコースを作成してまいりました。

今年度は、ウォーキングコース作成当時から道路事情が変わっている現在の町内の状況に合ったコースとなるよう、保健協力委員の皆様のご活動の一環として、9つのコースの整備に取り組んでおります。

また、同時に新たなウォーキングコースを作成するために、津波避難タワーを巡るコースや町民の皆様のお勧めコースを、7月から10月にかけて広く募集をいたしました。この募集に対しましては39コースの応募があり、現在、コースの選定、完成に向けて実際に歩いて確

認する作業を進めているところでございますが、特に津波避難タワー15基全てを巡るコースにつきましては、年度末には皆様にお知らせできる予定でございます。

次に、子育て支援事業である「こども発達支援事業」につきまして、ご報告申し上げます。

就学前の3歳児から5歳児までの個別支援を必要とする子供を対象に、定期通園と並行通園を実施しておりますが、11月末現在、定期通園を12人、並行通園を16人が利用している状況でございます。

4月の開所当時からこれまでに利用者が3人増加しましたが、そのほかにも現在、利用に向けた相談を複数受けている状況でございます。さらに来年度の利用につきまして、来所または電話による相談、見学の希望や問い合わせなどもいただいておりますことから、この事業を必要とされる方の認知度は高まっているものと感じております。

定期通園につきましては、8カ月を経過し、子供たちが1日の流れを理解し、制作や運動などのさまざまな活動に、意欲を持って集中して取り組む姿が見られるようになるとともに、子供同士での遊びの広がりや言葉で上手く思いを伝える場面などを目の当たりにし、一人一人の成長を感じております。

また、並行通園につきましては、短時間の活動ではございますが、こども発達支援事業所に通うことにより、集中して活動に取り組む力や気持ちを切りかえる力を伸ばすため、さまざまな活動を経験していただくよう努めているところでございます。今後とも小集団の中における一人一人の発達に合わせた関わりにより、子供の成長を促していけるよう子育てを支援してまいります。

次に、高齢者の「介護予防事業」につきまして、ご報告申し上げます。

介護予防事業につきましては、支援や介護を必要としない元気な高齢者を対象とする1次予防事業と、今後、要支援や要介護となる可能性が高い高齢者を対象とする2次予防事業を実施しております。1次予防事業につきましては、介護予防普及啓発を目的としたかんたん体操教室、骨骨貯筋体操教室の運動教室を初め、認知症予防事業のはつらつ講座を4月から実施しているほか、今年度はさやわかクラブの方を対象に介護予防の大切さを楽しく学んでいただくため、運動器、栄養、口腔に関する専門の先生による介護予防講話を実施しております。これまでに3回の講話に延べ111人の参加をいただいております。

また、2次予防事業につきましては、5月から8月までに開催をいたしました第1回目の運動器の機能向上教室に延べ305人の参加をいただいております。年々参加者の健康に対する意識の高まりを感じております。

今後も引き続き、高齢者の生きがいづくりと健康づくりを兼ね備えた介護予防事業を積極的に展開していけるよう、関係する皆様に御協力を仰ぎながら取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、「安全で安心、快適なまちづくり」を目指す「生活環境」の関連事業につきまして、御報告申し上げます。

初めに、上水道事業についてでございます。

災害時におきましても、安定して水を供給し続けるため、老朽管の布設替事業などを実施しておりますが、大窪線ほか2路線配水管布設替工事及び下川原千草橋線ほか2路線配水管布設替工事につきましては、10月末日で工事が完了いたしました。

また、道路改良及び下水道関連の他事業に伴う配水管の布設及び布施替事業につきまして

は、富士見幹線配水管布設工事、中臨港3号線ほか2路線配水管布設替工事など6本の工事が既に発注を終え、当初の計画どおり順調に事業が進んでいる状況でございます。

続きまして、「心豊かな人を育むまちづくり」を目指す「教育・文化・交流」の関連事業につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、学力向上施策についてでございます。

教育委員会では、4月22日に行われた平成26年度全国学力・学習状況調査につきまして、その結果を小・中学校別と各学校別に分析・検証し、10月1日に「教科に関する調査結果」を、11月5日に「生活習慣や学習習慣に関する質問紙調査結果」を、児童・生徒を通じて保護者へ配布するとともに、吉田町ホームページ上で公表をいたしました。

今回の公表は、保護者・地域住民の皆様に対して説明責任を果たすとともに、児童・生徒の学力や学習状況における成果と課題を共有し、学校・家庭・地域での学力向上の取り組みを充実させることと、吉田町ラーニングプランの目標との整合性を図ることを趣旨として公表をいたしました。

また、学力向上施策として行っております平成26年度ラーニングプラン事業では、12月から2月にかけて、全児童・生徒を対象とした2回目の町独自の学力調査を行う予定でございます。

これらの調査結果を活用し、引き続き学校・家庭・地域が一体となって児童・生徒の学力向上へ取り組んでまいります。

次に、「静岡県市町対抗駅伝競争大会」へ向けての町の取り組み状況につきまして、御報告申し上げます。

12月6日に静岡市を会場として開催されます「静岡県市町対抗駅伝競争大会」につきましては、本年度も昨年同様、入賞を目指し、監督、コーチ、スタッフの御指導をいただきながら、6月から吉田中学校を練習会場として練習を重ねてまいりました。監督、コーチ、スタッフとして御協力いただきました体育協会、スポーツ推進委員、小・中・高等学校の先生方の皆様に感謝申し上げますとともに、出場される選手の皆様の健闘をお祈り申し上げます。

次に、中央公民館耐震補強及び大規模改修工事につきまして、ご報告申し上げます。

現在、耐震補強及び大規模改修工事につきましては、4階建棟の耐震鉄骨ブレース、サッシの設置を完了しております。また、ホール棟につきましても屋根部分が完成し、4階建棟とともに、外壁及び内装関係の工事に着手しており、来年2月1日の開館に向け順調に工事を進めているところでございます。

次に、「地域教育推進事業」につきまして、御報告申し上げます。

地域教育推進事業は、「地域社会の教育力の向上」を目標に、学校、家庭、地域が相互に協力、補完し合いながら、子供たちを育む体制づくりを進め、「地域の子どもは地域で育む」を合言葉に、地域ボランティアの皆様が中心となって事業を展開しております。

心身ともに強い子を育て、地域の大人が地域の子供とのかかわりを密にすることを目的に、地域教育推進事業では、各地区の活動としまして通学合宿を行っております。

「住吉わっぱくらぶ」及び「北区わくわく教室」の通学合宿につきましては、以前ご報告させていただきましたが、10月9日から11日までの3日間に「かわしりっ子わんぱく宿」が、11月6日から8日までの3日間に「片岡きらめき合宿」が開催され、それぞれの活動におきまして、地域ボランティアと触れ合いながら、竹細工や座禅体験など、各地区で特色ある活

動を行っております。

地域の教育力の低下が懸念されている時代ではございますが、通学合宿につきましては、児童と町内4地区のボランティアの触れ合いの場として、地域の教育力を高める大変有意義な活動であると考えておりますので、今後も地域ボランティアの皆様を中心とした地域教育推進事業を展開し、活気あふれる町づくりを目指してまいります。

次に、「芸術文化関係事業」につきまして、ご報告申し上げます。

当町では、地域に根差した芸術文化活動に親しみ、楽しむことができるよう、芸術文化の振興に努めているところでございますが、10月25日から11月3日にかけて、吉田町教育委員会と吉田町文化協会の共催により「吉田町文化祭」を開催いたしました。

「芸能祭」及び「文化展」は、年に一度、芸術に関わる町民が一堂に会して発表する場として開催しておりますが、11月25日に開催された「芸能祭」は、34演目の披露で約880人の入場者がございました。また、11月1日及び2日に開催をされました「文化展」では、1,030点の展示があり、あいにくの天候にもかかわらず、約2,100人の入場者がございました。

この吉田町文化祭では、「芸能祭」、「文化展」のほかにも囲碁大会、将棋大会を開催し、11月3日の小山城まつりにおきましては、展望台小山城の茶室において茶会を開くなど、より多くの皆様に楽しんでいただけるよう努めております。

本年度は、より多くの子供たちが文化に親しみ、楽しむことができるよう、文化展会場の一画におきまして、文化協会加盟の手芸部、書道部及び華道部では体験教室を開催したほか、町内の小学生を対象としている放課後子ども教室の「チャレンジ教室」の展示をいたしましたところ、家族で訪れる方々が多く見受けられ、町民の皆様が文化に触れるよい機会とすることができたと考えております。

引き続き、文化協会の活動を支援し、幅広い年代の皆様が芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通じて、心豊かな暮らしにつながるよう努めてまいります。

次に、「図書館事業」につきまして、御報告申し上げます。

吉田町立図書館では、本年、開館15周年を迎えましたことから、これを記念し、本に係る二つの新しい事業を計画いたしまして、それぞれ取り組んでいるところでございます。

一つ目の事業は、10月4日、5日に本と科学を結ぶ取り組みとして、全国の図書館や科学館で広まりを見せております「理科読」と呼ばれているイベントを、NPO法人ガリレオ工房から講師を招き実施いたしました。

台風の影響による悪天候にもかかわらず、2日間で親子約50人の参加があり、イベント後には科学の本を借りていく、たくさんの子供たちの姿が見られました。

もう一つの事業は、視聴覚ホールを使った新しい試みとして、12月14日に朗読劇を行う予定でございます。これは静岡県舞台芸術センターSPAC（スパック）の御協力をいただき、所属俳優2人に楽器を使った朗読劇を演じていただく内容となっております。

図書館としましては、この二つの事業を、単なる記念行事として終わらせるのではなく、新しい図書館事業として今後、定着をさせていきたいと考えております。

次に、「吉田町立コミュニティ広場の整備」につきまして、ご報告申し上げます。

吉田町立コミュニティ広場につきましては、現在、先の平成26年第3回吉田町議会定例会においてご承認をいただきましたコミュニティ広場管理棟整備工事及び10月15日に契約をいたしましたコミュニティ広場整備工事を実施しているところでございます。

コミュニティ広場管理棟につきましては、7月から8月にかけて、北区第一町内会を対象とした愛称募集を行いましたところ、93件のご応募を賜り、空港対策協議会騒音対策部会建設委員会の協議結果により、愛称は「よしきた」に決定した次第でございます。

現在、管理棟の愛称も決定し、工事も順調に進んでおりますことから、当初の予定どおり、平成27年4月1日の供用開始に向け、滞りなく整備を進め、コミュニティ活性化の一助となる広場としてまいる所存でございます。

続きまして、「自然と調和した、人にやさしいまちづくり」を目指す「都市整備」の関連事業につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、都市防災総合推進事業により避難路として整備を進めております町道の改良事業につきまして、御報告申し上げます。

町道舞台民附線、町道中瀬北原1号線及び町道東向2号線でございますが、全ての工事を9月までに発注し、3路線とも本年度の完成に向けて順調に工事が進んでおります。

また、町単独事業の町道横山森下線につきましても、9月に工事を発注いたしまして、先ほどの3路線と同様に本年度完成する予定でございます。

次に、都市計画道路の整備についてでございます。

東名川尻幹線につきましては、県道住吉金谷線から国道150号までの区間を島田吉田線バイパスとしまして静岡県で整備を進めておりましたが、冒頭で申し上げましたとおり先月11日に供用を開始しております。

事業に協力していただきました地権者の皆様に、改めて感謝申し上げますとともに、交通環境の向上と周辺の土地利用により、当町がこれまで以上に発展することを期待しているところでございます。

また、富士見幹線につきましては、これまでに第1工区及び第2工区の工事を発注し、順調に整備が進んでおります。今後、第3工区の工事を早期に発注することで、平成27年度の完成に向けて整備を進めてまいります。

次に、公園関係でございます。

防災公園につきましても、既に第1工区及び第2工区の工事を発注し、順調に整備が進んでおります。今後、さらに2件の工事を早期に発注し、関連する富士見幹線及び町道青柳田中線とあわせまして、平成27年度の完成に向けて計画的に整備を進めてまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」の事業についてでございます。

町民の皆様に「TOUKAI-0」の事業を1件でも多く実施していただくために、静岡県及び町耐震診断補強相談士と連携し、戸別訪問の実施、ダイレクトメールの発送、イベントでのPR活動、広報紙への掲載などの活動を行っておりますが、本年度は新たな取り組みとして、町耐震診断補強相談士と連携、協力をいたしまして、制度のわかりやすいPRチラシを作成し、1,000件を目標にポスティング活動を行っております。

地震による初期の被害を最小限に抑えることができるよう、今後もさらなる制度の周知、耐震化率の向上を目指してまいります。

続きまして、「魅力ある産業振興し、活力あふれるまちづくり」を目指す「産業振興」の関連事業のうち、吉田漁港の整備状況につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、航路護岸改修工事の町単独事業についてでございますが、旧6号岸壁の取り壊し作業につきましては、9月中旬から着手をしており、順調に工事が進んでいるところでござ

います。また、補助事業分につきましても、航路護岸の本体工事を11月上旬から着手をしており、町単独事業分は1月末日、補助事業分は3月中旬を完成予定としております。

次に、県費補助の小規模局部改良事業についてでございますが、西側泊地の3号岸壁及び準備物揚場の防舷材の取りかえ工事につきましては、11月上旬から2月末日までの工期で発注し、現在、順調に進捗しているところでございます。

いずれの工事に関しましても、南駿河湾漁業協同組合吉田支所などの漁業関係者と調整を行いながら、安全に工事を進めていくよう努めております。

続きまして、「内陸のフロンティア」を拓く取り組みとして、当町が取り組んでおります「物資供給拠点確保事業」及び「企業活動維持支援事業」の2事業の取り組み状況につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、「物資供給拠点確保事業」についてでございますが、9月30日に事業実施に関する地域の推進体制を整えるべく、県、町、自治会及び地権者など、地域の関係者を構成員とする「吉田町内陸のフロンティアを拓く総合特区（物資供給拠点確保事業区域）推進協議会」が設立されるとともに、同推進区域内におきましては、本事業の趣旨に沿った開発に向けた具体的な動きも見え始めてまいりました。

また、「企業活動維持支援事業」につきましては、10月7日に川尻区自治会及び農業委員を構成員とした、推進協議会の設立に向けた準備会を立ち上げましたことから、今後、事業実施に向けた具体的な構想づくりを進めてまいります。

この2事業につきましては、事業を推進するための体制が整ってまいりましたので、推進協議会及び準備会を中心に、さらなる事業の進捗を図ってまいり所存でございます。

最後に、「富士山静岡空港の運用時間延長に関する説明会」につきまして、ご説明申し上げます。

静岡県におきましては、「富士山静岡空港の運用時間延長に関する第1回説明会」を、本年5月16日から8月23日までの間に、島田市、牧之原市及び吉田町におきまして全17回、約400名の参加により開催をしております。

県では、この「第1回説明会」におきまして、参加者からいただいた意見に対する県の回答を整理した上で、「第2回説明会」を順次開催しており、当町におきましても11月30日の日曜日、午後7時から自彊小学校体育館におきまして第2回説明会が開催された次第でございます。

空港運用時間延長につきましては、今後、県と具体的な協議に入りますが、説明会で出されました意見を尊重しながら、慎重に対処してまいります。

以上、町政運営の一端を申し上げましたが、当町では、平成27年度までに交通環境が大きく変わろうとしているところでございます。安全で利便性の高い交通環境が整備されることは、当町の発展が新しいステップへ移ることを示すものでございます。このような中、当町の最重要施策でございます「津波防災まちづくり」を強力に推進することで、町民の皆様の財産を守り、企業の皆様の生産活動を守るための対策を万全なものとし、確かな安全・安心を提供することにより、豊かで勢いのある町を目指してまいります。

議員各位におかれましても、こうした取り組みを御理解の上、より一層の町政運営のご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を行います。

各委員長から報告願います。

初めに、総務文教常任委員会委員長、吉永満榮君。

8番、吉永満榮君。

〔総務文教常任委員会委員長 吉永満榮君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） 総務文教常任委員会委員長報告を行います。

所管事務調査について、平成26年9月6日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、出席委員数は全員7名、事務局2名で、委員は定足数に達していることを確認して委員会を開催しました。

協議事項に入ります。

まず、所管事務調査を行うかどうかの決定については、全員が調査を行うことを賛成して決定をいたしました。

調査事項については、今後の調査目的、その方法について、所管事務調査を実施することを決定しました。これについて、会議規則第69条第1項の規定により議長に報告をいたしました。

また、所管事務調査を定例会開催中と閉会中に行うことを全員に諮ったところ、異議なしで継続調査の決定をいたしました。

次期調査案件は、次回委員会までに課題など各自テーマを決めてくるということで、次回は9月16日火曜日、午前9時に決定し、委員会を終了いたしました。

次に、平成26年9月16日火曜日、午前9時から役場4階第2会議室で開会し、出席委員数は全員で、事務局2名。委員は定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

協議事項に入りました。

所管事務調査について協議し、調査事項について吉田町内の空き家、空き地の環境保全についてとして決定することにいたしました。

調査の目的は、雑草の繁茂による害虫の発生、ごみの不法投棄等近隣の良い生活環境に影響を及ぼす空き家、空き地の環境保全を図るため、所有者の基本的責務及び行政指導のあり方に関して、調査研究をするといたしました。

調査内容は、一つ、吉田町ごみのないクリーンなまちづくり条例の確認、二つ目として、空き家、空き地の把握状況と苦情等を担当課に現状を聞く、3、現地調査、4、これらの対応策を研究する、担当の町民課との日程は事務局に一任し、議会閉会中も所管事務調査を行うことを決定して、委員会を終了いたしました。

次に、平成26年10月9日、午後1時30分より役場4階第2会議室で委員会を開催し、出席委員数は全員7名であり、事務局2名。委員は定足数に達していることを確認して委員会を開催しました。

協議事項は、所管事務調査について協議をいたしました。調査の参考のために町民課長及び担当職員から調査内容、一つクリーンなまちづくり条例と、2、空き家、空き地の把握状

況と苦情等について説明を受けました。

結果として、平成26年現在まで至りまして、住民からの苦情は34件、このうち住吉が11件、川尻が13件、片岡が7件、北区が3件となっている状況であります。

空き家、空き地の雑草などの苦情は、所有者に対して対応を電話または文書でお願いすることなどが判明をいたしました。

調査の内容は、ごみのないクリーンなまちづくり条例で6条の対応により、所有者の基本的責務を明確にする、二つ目、同じ10条の内容確認であります。クリーンなまちづくり促進指導員数と役割及び活動はどうか、この2点を町民課より回答を求めることを決定して委員会を閉会しました。

平成26年11月10日午前9時から、役場4階第2会議室にて行いまして、委員数は全員7名であります。事務局2名。そして、委員は定足数に達していることを確認して委員会を開催しました。

協議事項は、所管事務調査についてを協議、町内の空き家、空き地の環境保全について、町民課よりの回答を協議しました。

一つ目、6条の対応により所有者の基本的責務を明確にしたいということでは、当局から吉田町ごみのないクリーンまちづくり条例を施行したときに、自治会等への説明や「広報よしだ」やポスター等により広報しておりますが、それ以降は条例についての広報は行っていないということ、二つ目に、10条の内容確認で、クリーンなまちづくり促進指導員と役割及び活動では、当局は現在、クリーンなまちづくり促進指導員はおりません。役割としては条例にあります環境美化及び資源再利用に関する活動を促進するため、地域における活動について指導や助言を行うことでもあります。

調査内容は、当局の回答を受けて、空き家、空き地の定義を協議いたしました。その定義は、所有者にとって適切に管理していない家、敷地を含め農地以外の空き地といたしました。

所有者の基本的責務の明確化はどうかを協議した中では、一つ目、苦情内容の確認について、もう一つは、町が考える所有者に求める責務とは何か、このイ、ロの2点について町民課に説明を求め、協議して委員会を終了しました。

平成26年11月27日午後1時30分より役場4階第2会議室でございまして、委員数は全員7名、事務局2名。委員は定足数に達しておりまして委員会を開催いたしました。

協議事項は、所管事務調査について協議し、調査の参考とするため町民課より内容について説明をいただきました。

一つ目の苦情内容の確認については、雑草の種が落ちて増える、それから害虫の発生の原因となると、動物のすみかとなる、枯れ草が火災の原因となる、道路面への見通しが悪くなった、つる状の草が伸びて困る、近隣の景観が悪くなったなど、雑草関係の苦情があることが確認できました。

二つ目の所有者の責務については、住宅周辺的生活環境に悪影響を与えないように適切な管理をするということ、そして、もう一つは調査の結果、所管事務調査、空き家、空き地の環境保全について、住民の苦情処理等は適切な対応ができているということがわかりました。

引き継ぎ内容におきましては、当初の説明では26年度10月までに34件でありましたが、それ以降で42件となっているということ。このうち建物に関連した6件の苦情が寄せられているとの報告がありました。

内容は、地区によると住吉が2件、川尻が1件、片岡が1件、北区2件の6件であり、場所については個人情報のため開示できないことがわかりました。建物で区別すると住宅が4カ所、工場が1カ所、倉庫が1カ所でありました。

苦情処理につきましては、住民からの連絡で現場確認をした上、現状の写真を添えて所有者に1カ月以内にするように適切通知をしてあるということでございます。

5件処理済であります。処理の確認が取れない1件は再度現状写真を添えて、依頼通知するというので1カ月の期限付きで送付して、現在対応中ということになります。

以上を確認して協議事項を終わり、総務文教常任委員会を終了いたしました。

これをもって委員会報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、山内 均君。

3番、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） 産業建設常任委員会より、議会閉会中の調査活動について、御報告申し上げます。

所管事務調査、産業、観光の交流拠点について、町が考える交流拠点を調査研究するについて。

10月3日金曜日、出席委員7名、事務局1名で、午前10時より御前崎市役所農林水産課及び道の駅風のマルシェ御前崎を視察しました。

視察については、9月11日の委員会において御前崎市農林水産課の説明を聞き、農業拠点施設整備事業である道の駅風のマルシェをホーム拠点の先進地として視察することが決定しておりました。

御前崎市農林水産課の説明は、事業目的が農業の担い手不足や耕作放棄地の拡大の中、農家の活性化を図るため農産物直売所等交通安全施設としての道の駅の整備をすること、検討項目としては農業の活性化、ランドマーク性、工業性と道の駅設備のコンセプトとしては、農業の活性化のための農産物の販売先の確保、新しい農業の提案、都市、農村間の交流拠点としての施設、施設計画のコンセプトは、さわやかなデザインと人々がにぎわう空間、想定ターゲットの考察、商業計画の策定、管理委託に関しては、設計を、プロポーザル方式を採用し、全国公募による指定管理の選定をしていたことです。

また、道の駅風のマルシェ御前崎の決定の経緯は、平成21年度御前崎市農業振興ビジョンを策定、22年度、23年度にグリーンフロンティア政策を策定、24年度に設計、26年度整備であった。

現地に視察においては、150号に隣接する交通安全施設及び情報発信拠点とした道の駅風のマルシェ御前崎が計画されており、農産物販売所イベント広場、食堂等がにぎわいを見せていた。施設整備は、ビジョン、コンセプトがしっかりとしたものではないと同

時に、担当者の熱意が強く感じられた有意義な視察であった。

10月9日木曜日、出席委員7名で、15時より協議会を開催し、各委員から視察レポートを提出していただき、報告書をまとめるための意見を聞き、委員長、副委員長でまとめることを決定した。

11月7日金曜日、出席委員7名、事務局2名の出席で午後2時より委員会を開会した。

風のマルシェ御前崎の視察報告書の原案を作成したものを、各委員に検証をしていただき、修正をして視察結果報告書を作成することに決定をした。まとめたものについては、次回協議会等で配付して、再度修正をすることに決定をした。

11月14日金曜日、委員7名で15時より協議会を開催した。

視察報告書を作成して、配付、確認をし、修正箇所の検討をお願いした。

以上が産業建設常任委員会の議会閉会中の報告です。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会広報推進特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第5、議会広報推進特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

議会広報推進特別委員会委員長、お願いします。

1番、増田剛士君。

〔議会広報推進特別委員会委員長 増田剛士君登壇〕

○議会広報推進特別委員会委員長（増田剛士君） 議会広報推進特別委員会委員長報告をいたします。

議会だより発行に際し、編集作業のため4回委員会を開催いたしました。

編集作業以外の調査事項として、9月4日の委員会にて各委員会の報告をホームページにアップすることを決定し、現在、平成26年度8月以降の各委員会の審議及び記録等の記録をアップしております。

また、多様な広報手段につきましては、SNS導入に関し、今後、調査研究することを決定いたしました。

続きまして、議会だよりの全ページカラー化についてでございますが、引き続き調査研究を行っております。10月6日の委員会にて全面カラー化による費用増額がないことを確認いたしました。

また、全面カラー化した議会だよりのサンプル作成を業者に依頼し、サンプル版を検証の結果、視覚に訴え、わかりやすい紙面づくりができることを確認いたしました。ここで委員会は議会だよりの全面カラー化を推進することを決定いたしました。

11月4日、印刷業者の協力により、カラーコピーによる校正版をいただけることを取りつけております。今後、全面カラー版とするための編集作業の課題について協議し、実現したいと考えております。

11月7日、静岡市クーポール会館にて平成26年度町議会広報研修会が開催され、委員6名が参加いたしました。

吉村 潔氏による「みんなが読みたくなる広報紙づくりのポイント～編集・文章・レイアウトのスキルアップ講座～」を受講いたしました。また、吉田町議会だより第74号のクリニックを受け、課題、問題点の指摘をいただきました。今後の編集に生かしていきたいと思えます。

以上、議会広報推進特別委員会委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第6、議会改革特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

議会改革特別委員会委員長、お願いいたします。

12番、藤田和寿君。

〔議会改革特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

それでは、議会改革特別委員会から委員会活動について、御報告申し上げます。

9月22日午前10時半から正午まで、役場4階第2会議室にて委員12名で委員会を開催いたしました。

協議内容は議会改革について、議員目標と議会目標の取組状況を全議員で意見交換いたしました。議員目標につきましては、進行中、まだまだ足りない、もっと努力したい、任期いっぱいまで努力する、任期いっぱいまでには、なし遂げたいなどの意見が出されました。

次に、議会目標について確認、協議を行いました。

議会の活性化について、議員間で生の情報や意見を共有する目的の議員懇談会の開催について、再度確認をしました。開催は議長が毎月20日前後の日を決め開催すること、情報については各自が持ち寄り、資料などがある場合は事前に議長に報告するなどを確認いたしました。

次に、議案審議方法の変更について協議いたしました。

現時点の意見を各委員からいただきましたので、報告いたします。

より多くの質疑がしたかったが、質疑をする議員としない議員とに両極した。どこまで質

疑を行ってよいかわからず、内容確認からの質問が十分できなかった。全員協議会で内容の共有化をもっと図る必要を感じた。委員会付託がなくなり委員会活動意義が薄れるなどの意見があり、その後協議を行いました。

その結果、9月定例会を終了した後に検証することとし、次回の議会改革特別委員会で再度協議を行い、その内容を参考に議会運営委員会で検証し、決定することといたしました。

また、最後に議会の情報発信について協議を行いました。議会の見える化として議会のICT化を図る内容について、特に議会中継などを含め、今後議会改革特別委員会で協議していくことと、また、全員協議会の公開方法についても協議をしていくことを確認し、委員会を終了しました。

11月14日、役場4階第2会議室にて、午後3時から5時まで委員12名で委員会を行いました。

議会中継について協議を行いました。

まず、必要性について、議会基本条例の第3章、議会活動、第5条、議会活動原則の1号、公開性、公正性及び透明性を確保し、町民に開かれる議会を目指すこと、第4章、町民と議会との関係、第6条、会議の公開、第9条、議会広報の充実を担保するため、特に公開性と速報性の担保、決定までのプロセスの町民への周知などを確認し、議会の中継は必要であることを全委員異議なく今後取り組んでいくことといたしました。

予算等がかかる内容であり、すぐには導入が難しい認識ではありますが、方向性を出していくことも一致し、具体化に向け今後委員会で協議していくことに、全委員異議がなく決定いたしました。

次回委員会で、実現に向け、方法や運用など内容の企画について具体的に協議することとし、たたき台を委員長が用意し、代案等がある委員は委員会までに提出することを確認いたしました。

次に、議案審議方法について意見聴取しました。発言する議員の偏りができた、この方法でよく課題が出たら改善する、日程的にきつく非常にハードであり工夫が必要、効率的でよかった、議員の研さんが必要である、質疑から討論、採決までの時間がたち、盛り上げに欠けるなどの意見がありました。

また、委員会付託に関連して、委員会活動についても意見が出されました。常任委員会の役割を再度確認する必要がある、議員は2常任委員会に所属できる、通年議会や委員会規則の見直しなど幅広い意見が出されました。本日の協議結果を議会運営委員会に委ね、今後の議案審議について反映することを確認したところ、全委員異議がなく決定いたしました。

以上で、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩とします。再開は10時15分とします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時13分

- 議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。
ただいまの出席議員は12名です。
-

◎議案第67号～議案第79号の一括上程、説明

- 議長（八木 栄君） 続きまして、会議規則第35条の規定により、日程第7、第67号議案から日程第19、第79号議案までの13議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 町長（田村典彦君） 平成26年第4回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

今回、上程いたします議案は、専決処分事項の承認について1件、条例の一部改正について6件、補正予算について3件、規約の変更について1件、人事案件について2件の合計13件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第67号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（平成26年度吉田町一般会計補正予算（第3号））についてでございます。

本議案は、平成26年11月21日に衆議院が解散したことに伴いまして、衆議院議員総選挙を本年12月2日公示、14日を投票日とする閣議決定がなされましたことから、衆議院議員選挙に係る選挙執行経費といたしまして、平成26年度吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ902万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ113億2,050万4,000円とする補正予算を、平成26年11月21日に地方自治法第179条第1項の規定による専決処分をしましたことにつきまして、お認めいただくものがございます。

第68号議案は、吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして、官民給与の格差の率0.27%を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の年間支給月数を、0.15月分を引き上げるなど、国家公務員の制度改正に準じた内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

第69号議案は、特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づき、国におきましては特別職の国家公務員につきましても、一般職の職員と同様に賞与の支給月数を0.15月分引き上げることが閣議決定されたことから、当町におきましても国家公務員に準じ、特別職の期末手当につきまして職員と

同様に年間支給月数を0.15月分引き上げる内容の条例改正を、お認めいただこうとするものでございます。

第70号議案は、吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年の人事院勧告におきまして、一般職の国家公務員につきまして期末勤勉手当を、年間支給月数を0.15月分引き上げることが、国において閣議決定されましたことから、当町におきましても、国家公務員に準じて教育長の期末手当につきまして、職員と同様に年間支給月数を0.15月分引き上げるとする内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第71号議案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づき、国におきまして特別職の国家公務員につきましても、一般職の職員と同様に給与の支給月数を0.15月分引き上げることが閣議決定されましたことから、当町におきましても国家公務員に準じ、特別職の期末手当につきまして、職員と同様に年間支給月数を0.15月分引き上げる内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第72号議案は、吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、現在、耐震補強工事中であります中央公民館が、平成27年2月1日から供用されることに伴いまして、中央公民館の使用料を新たに定める内容とあわせて、関連する勤労者会館設置条例の廃止と使用料徴収条例を改正する内容の条例改正を、お認めいただこうとするものでございます。

第73号議案は、吉田町立こども発達支援事業所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、児童福祉法の一部改正する法律（平成26年法律第47号）が、平成26年5月30日に公布され、一部を除き平成27年1月1日から施行されることに伴いまして、これまで本条例を引用しておりました障害児通所支援等の前規定であります第6条の2が第6条の2の2に繰り下げられましたことから、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第74号議案は、平成26年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、平成26年度吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,587万4,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ113億3,637万8,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第75号議案は、平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成26年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150万1,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ19億3,916万1,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第76号議案は、平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算総額から、歳入歳出そ

それぞれ72万4,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ9億8,337万3,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第77号議案は、駿遠学園管理組規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、駿遠学園管理組規約第3条第4号に規定されております相談支援事業につきまして、本組合を構成している各市町におきまして相談支援事業を実施することを可能とするため、本組規約の所要の変更を行おうとするものでございます。

第78号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価委員会委員であります吉田町住吉の条田榮さんが、本年12月16日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町住吉2779番地の1、条田榮さんを、吉田町固定資産評価委員会委員に選任することにつきまして、御同意をお願いするものでございます。

第79号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現在、人権擁護委員であります吉田町片岡の吉永優子さんが、平成27年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町片岡2527番地の1、吉永優子さんを人権擁護委員に推挙することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

以上が上程いたしました13議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

それでは、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

最初に総務課長、谷澤智秀君。

総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

それでは、総務課が関連いたします6議案の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

まずは、第68号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の3ページから20ページ、及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年8月の人事院勧告に基づきまして、官民給与の格差0.27%を解消するため、若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げるとともに、自動車等の利用に係る通勤手当について、民間の支給状況を踏まえ使用距離の区分に応じて引き上げること、及び勤勉手当の支給月数を0.15月分引き上げることなど、国家公務員の制度改正に準じました内容の条例改正をお認めいただくとするものでございまして、全体を4条立てにしてそれぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の吉田町職員の給与に関する条例の改正規定では、条例第10条第2項第2号に規定されております通勤手当の使用距離の区分に応じて、100円から7,100円までの幅で引き上げること、第15条の8第2項第1号に規定されております一般職員の勤勉手当の支給率を、「100分の67.5」から「100分の82.5」に、再任用の勤勉手当の

支給率を「100分の32.5」から「100分の37.5」に引き上げるものでございます。

また、別表第1及び別表第2に規定されております行政職の給料表及び技能労務職給料表につきましても、世代間の給与配分の観点から、若年層を重点に引き上げる内容の改正を行うものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、第15条の4に規定しております管理職特別勤務手当につきましても、管理職員が災害への対処等の臨時、緊急の必要により、やむを得ず平日の深夜午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給すること、第1条の改正規定によりまして引き上げました第15条の8第2項に規定します一般職員の勤勉手当の支給率「100分の82.5」を「100分の75」に、再任用職員の勤勉手当支給率「100分の37.5」を「100分の35」にそれぞれ引き下げる改正を行うものでございます。

また、別表第1に規定されております行政職の給料表につきましても、国の行う給与制度の総合的見直しの一環としまして、給料表水準を平均2%引き下げるものでございます。1級及び2級の初任給に係る号級は引き下げず、3級以上の高位号級は50歳代後半に置けます官民の給与差を考慮して、最大4%程度引き下げ、40代や50代前半層の昇給機会の確保の観点から、5級及び6級の号級を増設し、技能労務職給料表につきましても、行政職給料表との均等を考慮し、改正を行うものでございます。

続きまして、第3条の吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正規定では、第7条に規定します給料表を、行政職給料表と均衡を考慮し、引き上げの改正をするとともに、第8条に規定します勤勉手当の読みかえ規定中の支給率を「100分の155」から「100分の170」に引き上げるものでございます。

続きまして、第4条の吉田町一般職の任期職付職員の採用等に関する条例の改正規定では、第3条の規定により引き上げました給料表を、給与制度の総合的見直しに基づきまして、引き下げの改正をするとともに、第8条に規定する勤勉手当の読みかえ規定中、支給率を「100分の170」から「100分の155」に引き下げるものでございます。

なお、附則につきましても第1条及び第3条関係の改正規定は、公布の日から施行し、第2条及び第4条の改正規定は、平成27年4月1日から施行するものでございますが、官民格差であります0.27%は平成26年12月1日以降の給与額におきましては解消されるものの、平成26年4月1日から11月末日までの間の官民給与格差の0.27%分を解消する必要がありますことから、同附則第2項におきまして、給与及び扶養手当の改正規定は本年4月1日から、勤勉手当の改正規定は本年12月1日からそれぞれ適用するものとし、同附則第4項におきまして、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による支給の内払いとみなしまして、官民給与格差であります0.27%の調整を図ろうとするものでございます。

また、附則第6項から第10項につきましても、給料表の切りかえによりまして、職員の給料月額が給料表の切りかえ前の給料月額に達しないこととなる場合に、その差額を3年間に限り支給し現給を保障しようとするものでございます。

次に、第69号議案 特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の21ページから22ページ、及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じま

す。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして、特別職の期末手当につきまして年間支給月数を0.15月分引き上げることとし、全体を2条立てにしましてそれぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では第2条第2項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を、「100分の205」から「100分の220」に引き上げるものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、第2条第2項中の6月期の期末手当の支給率を「100分の190」から「100分の197.5」に引き上げるとともに、第1条の改正規定により引き上げました12月期の期末手当の支給率を「100分の220」から「100分の112.5」に引き下げるものでございます。

なお、附則第1項及び第2項につきましては、第1条の改正規定は、平成26年12月1日から適用し、第2条関係の改正規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、同附則第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づきまして支給されました期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いと見なすものでございます。

次に、第70号議案 吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の23ページ、24ページ、及び参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして、教育長の期末手当につきまして年間支給月数を0.15月分引き上げることとし、全体を2条立てにしましてそれぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定は第3条第3項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を「100分の205」から「100分の220」に引き上げるものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、第2条第2項中の6月期の期末手当の支給率を「100分の190」から「100分の197.5」に引き上げるとともに、第1条の改正規定により引き上げました12月期の期末手当の支給率を「100分の220」から「100分の212.5」に引き下げるものでございます。

なお、附則第1項及び第2項につきましては、第1条の改正規定は、平成26年12月1日から適用し、第2条の改正規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、同附則第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給されました期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いと見なすものでございます。

次に、第71号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の25ページ、26ページ及び参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして、議会議員の期末手当につきまして年間支給月数を0.15月分引き上げることとし、全体を2条立てにしましてそれぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定につきましては、第4条第2項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を、「100分の150」から「100分の165」に引き上げ

るものでございます。

続きまして、第2条の改正規定につきましては、第4条第2項中の6月期の期末手当の支給率を、「100分の140」から「100分の147.5」に引き上げるとともに、第1条の改正規定により引き上げました12月期の期末手当の支給率を、「100分の165」から「100分の157.5」に引き下げるものでございます。

なお、附則第1項、第2項につきましては、第1条関係の改正規定は、平成26年12月1日から適用し、第2条関係の改正規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、同附則第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定により支給の内払いと見なすものでございます。

続きまして、第78号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の37ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります吉田町住吉の糸田榮さんが、本年12月16日をもって任期満了になります。糸田さんは、税理士であるとともに固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい識見をお持ちで、また、地域住民からの信望も非常に厚いことから、引き続き同委員に就任していただきたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

糸田さんの住所は、吉田町住吉2779番地の1、氏名は糸田榮、生年月日は昭和14年8月13日で現在75歳でございます。

なお、糸田さんは現在、固定資産評価審査委員会委員として平成17年12月17日からの3期9年在職をしていただいております。

続きまして、第79号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書38ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、人権擁護委員に就任されております吉永優子委員が、平成27年6月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町といたしましては、引き続き吉永優子さんを、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦することに当たり、人権擁護委員会法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

吉永さんの住所は、吉田町片岡2527番地の1、氏名は吉永優子、生年月日は昭和25年6月9日で現在64歳でございます。吉永さんは、これまでの委員としての実績はもちろんのこと、人権に対しまして深い御理解と熱意をお持ちの方で、地元の片岡自治会からも引き続き強い推薦をいただいております。人権擁護委員として適任であるものとして今回推薦するものでございます。

以上が総務課からの6議案についての説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

はい、総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

〔総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇〕

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第67号議案、第74号議案の2議案について、御説明を申し上げます。

最初に第67号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（平成26年度吉田町一般会計補正予算（第3号））についてでございますが、議案つづりの1ページと2ページ並びに別冊となっております平成26年度吉田町一般会計補正予算（第3号）及び平成26年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書をごらんいただきたいと思っております。

この補正予算でございますが、11月21日に衆議院が解散となりまして、臨時閣議の結果、衆議院議員選挙の日程が12月2日、本日公示、12月14日投票日と決定をされまして、すぐさまこの日程に基づいた選挙事務に着手する必要があることから措置したものでございます。

補正予算でございますので、本来であれば議会の議決をいただいて成立をさせるというものではございますけれども、衆議院の解散に伴い緊急に事務を進めなければならない国政選挙にかかわるものでございまして、議会を開催していただくいとまがない中での対応でございましたので、議案つづりの2ページにありますとおり、平成26年11月21日付をもちまして地方自治法第179条第1項の規定に基づいて、専決処分を行わせていただいたものでございます。

それでは、別冊の平成26年度吉田町一般会計補正予算（第3号）をごらんいただきたいと思っております。

補正予算の内容をご説明申し上げますが、まず第1条第1項でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ902万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億2,050万4,000円とするものでございます。

また、2項のとおり款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきまして、1ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおり措置するものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきますと思っております。

平成26年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページからごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、14款県支出金に902万7,000円を計上するだけとなっております。

これは今回の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の全額について、県からの委託金を財源にしていることによるものでございます。

続きまして、歳出でございますが4ページをごらんいただきたいと思っておりますが、2款総務費に歳入と同額の902万7,000円を計上いたしております。そして、総務費の4項選挙費、5目の衆議院議員選挙費にその全額を計上しております。

内容といたしましては、衆議院議員選挙執行に伴い選挙管理委員及び投・開票管理者などへの報酬、期日前及び投票当日の投・開票事務に従事する職員の手当、投票所入場券郵送料などの役務費及び投・開票に伴う事務機借上料など必要なものを計上させていただくものでございます。

以上の内容が、第67号議案、専決処分事項の承認を求めることについての内容でございます。よろしくお願いいたしたいと思っております。

続きまして、第74号議案 平成26年度吉田町一般会計補正予算（第4号）につきまして、

ご説明を申し上げたいと思います。

別冊となっております平成26年度吉田町一般会計補正予算（第4号）をごらんいただきたいと思ひます。

補正予算（第4号）でございますが、第1条第1項にありますとおり歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,587万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億3,637万8,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

それでは、補正内容につきまして、別冊の説明書に沿ってご説明を申し上げます。

平成26年度吉田町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の3ページからごらんいただきたいと思ひます。

まず、歳入でございますが、12款使用料及び手数料につきまして7,000円の増額でございます。これは平成27年2月1日の開館に向けて、現在、耐震補強工事を進めております中央公民館につきまして、新たな使用料を設定しようとしたことから、その使用料に基づいて収入を見込んだ結果として、公民館使用料を2万5,000円増額する一方、平成27年1月末日をもって廃止となる勤労者会館につきまして、既に収入している8,000円と既定予算措置額との差額の1万8,000円を今回減額する差額を計上しております。

次に、13款国庫支出金でございますが63万8,000円の増額でございます。これは幼稚園就園奨励費におきまして、幼稚園就園奨励費補助金の交付申請件数が予定を上回りましたことなどから、この増加分に見合う国庫補助金を増額補正するものでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思ひますが、14款県支出金でございます。176万円の増額でございます。

まず、2項4目農林水産業費県補助金につきましては、農地法が一部改正されたことに伴いまして、農地台帳システム及び農地情報システムを全国統一のシステムに改修する必要が生じたことから、システム改修を行うための財源として県から交付される補助金を、今回新たに農地集積集約化対策事業費補助金として162万円計上するものでございます。

次に、3項1目の総務費県委託金でございますが、統計調査費委託金におきまして増額交付決定がございましたことから、農林業センサス調査費につきまして7万2,000円、国勢調査調査区設定費につきまして6万8,000円増額するものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思ひますが、16款寄附金につきまして18万円を増額させていただきます。

まず、1項1目一般寄附金につきましては、静岡県町村会から公有建物災害共済事業に係る収益の一部を御寄附いただきましたことから10万円の増額でございます。また、ふるさと吉田寄附金として御寄附賜りました3万円、これと合わせまして13万円を今回増額させていただくものでございます。

また、2目の指定寄附金につきましても、ふるさと吉田寄附金として御寄附賜りました5万円を増額するものでございます。

次に、19款諸収入につきましては1,328万9,000円の増額でございます。これは5項2目の雑入につきまして、静岡県後期高齢者医療広域連合の平成25年度決算が確定いたしましたこ

とから、結果として過払いとなっております療養給付費負担金及び事務費負担金を、精算金として収入するために計上するものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明を申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと思っております。

1 款の議会費でございます。223万4,000円の減額となります。これは人事院勧告に伴い職員人件費を26万1,000円増額するとともに、議会運営費につきまして人事院勧告に準じた議員期末手当の増額を見込む一方で、議員報酬を現状の議員数に即した予算額に減額する内容といたしましたことから、結果として249万5,000円の減額となったものでございます。

続きまして、7ページから11ページにございます2 款総務費でございますが、901万円の増額でございます。

初めに、1 項1 目一般管理費でございますが677万5,000円の増額でございます。これは人事院勧告に伴い職員人件費を233万1,000円増額するとともに、吉田町牧之原市広域施設組合負担金につきまして、人事院勧告に伴う職員人件費の増額を含む負担金の増額分444万4,000円を増額補正するものでございます。

次の5 目財産管理費でございますが、11万4,000円の増額でございます。これは株式会社小糸製作所から創業100周年の地域貢献事業の一環として、当町に対し車両の寄贈の申し込みがありましたことから、この車両の登録に係る諸経費として公有財産管理費に1万9,000円、公用車管理費に9万5,000円を増額するものでございます。

次の11 目事務改善対策費でございますが54万円の増額でございます。これは法律の改正に伴って、町で整備をしなければならない例規が多数ありますことから、法制支援業務委託料を増額するものでございます。

次に、8 ページから10ページにかけての2 項1 目税務総務費につきましては95万4,000円の増額、3 項1 目戸籍住民基本台帳費につきましては38万2,000円の増額、4 項1 目選挙管理委員会費は10万5,000円の増額でございますが、これらの増額の理由につきましては、いずれも人事院勧告に伴う職員人件費の補正でございます。

次の5 項2 目諸統計調査費につきましては14万円の増額でございます。これは歳入の14 款県支出金でご説明させていただきましてとおり、農業センサス調査費と国勢調査調査区設定費にかかわる委託金の交付額が増額されましたことから、歳入に見合う歳出額に補正するものでございます。

続きまして、11ページ、3 款民生費につきましては477万1,000円の増額でございます。

1 項1 目社会福祉総務費は67万9,000円の増額、2 目国民年金事務費が19万5,000円の増額、3 目国民健康保険費は31万2,000円の増額となっておりますが、いずれも人事院勧告に伴う職員人件費の増額が補正理由となっております。

13ページをごらんいただきたいと思っております。

7 目介護保険費につきましては、111万2,000円の増額でございます。これは人事院勧告に伴う職員人件費を36万1,000円増額するとともに、当初予算において計上いたしました介護保険事業特別会計の繰出金のうち、介護保険法の改正に伴うシステム改修費につきまして、システム改修内容の詳細が出ましたことから、この内容に沿ったシステム改修が可能となるように介護保険事業特別会計に繰り出す金額を75万1,000円増額するものでございます。

次の2項1目児童福祉総務費でございますが、94万6,000円の減額でございます。これは職員人件費を人事院勧告に伴い増額する一方で、11月から育児休業を取得した職員の人件費を減額することといたしましたことから、減額となるものでございます。

次の3目保育所費につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費として341万9,000円増額するものでございます。

続きまして、15ページになりますが、4款衛生費につきましては3,359万4,000円の減額でございます。

まず、1項1目保健衛生総務費につきましては、3,306万3,000円の減額でございます。この内容につきましては、人事院勧告に伴い職員人件費を増額する一方で、9月末で退職した職員の人件費を減額し、結果として職員人件費を112万6,000円減額するほか、榛原総合病院組合の運営負担金が減額することになりましたことから、榛原病院負担金を3,183万5,000円減額することとしております。

また、火葬場費にかかわる吉田町牧之原市広域施設組合負担金につきましても、広域施設組合の補正に合わせて10万2,000円減額するものでございます。

16ページの3目、衛生費につきましては228万4,000円の減額でございます。これは吉田町牧之原市広域施設組合の補正に沿いまして、し尿処理費に係る負担金を3万6,000円増額し、ごみ処理に係る負担金を232万円減額するものでございます。

次の5目母子保健衛生費につきましては175万3,000円の増額でございます。これは不妊治療費の助成申し込み件数が当初予算見込み件数を上回る見通しとなりましたことから、増額するものでございます。

続きまして、17ページから18ページにかけての6款農林水産業費でございますが、229万2,000円の増額でございます。

まず、1項1目の農業委員会費につきましては162万円の増額でございます。これは農地法が一部改正されたことに伴い、新たに農地台帳システム及び農地情報システムを全国統一のシステムに解消する必要が生じたことから、追加計上するものでございますが、財源につきましては全額県支出金の農地集積集約化対策事業費補助金を充てるものでございます。

2目農業総務費につきましては16万3,000円の増額、3項2目漁港管理費につきましては50万9,000円の増額でございますが、いずれも人事院勧告に伴う職員人件費の増額でございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、7款商工費でございます。54万1,000円の増額でございます。これは1項1目商工総務費につきまして、人事院勧告に伴って職員人件費を増額するものでございます。

続きまして、20ページから22ページにかけての土木費でございますが、499万4,000円の増額でございます。これは1項1目土木総務費につきまして、人事院勧告に伴って職員人件費を105万6,000円増額するものでございます。

次に、2項2目道路維持費につきましては、419万2,000円の増額でございます。これは町内の街路樹の現地踏査を行った結果、新たに予算措置を行って樹木の剪定をしなければならない箇所がございましたことから、植栽管理委託料を増額するものでございます。

21ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、4項1目都市計画総務費につきましては25万1,000円の増額、2目土地区画整理事業費につきましては21万9,000円の増額でございます

が、これはいずれも人事院勧告に伴う職員人件費の増額でございます。

次に、4目公共下水道費につきましては、72万4,000円の減額でございます。これは人事院勧告に伴う職員人件費の増額を見込む一方で、11月から育児休業を取得した職員の人件費分を減額することといたしましたことから、結果として公共下水道事業特別会計への繰出金を72万4,000円減額するものでございます。

続きまして、9款消防費でございますが310万3,000円の減額でございます。1項1目常備消防費におきまして吉田町牧之原市広域施設組合負担金を、広域施設組合の補正に合わせまして437万円減額するものでございます。

次に、23ページの5目災害対策費におきましては、人事院勧告に伴って職員人件費を126万7,000円増額するものでございます。

続きまして、24ページから28ページにかけての10款教育費でございますが、690万7,000円の増額でございます。

まず、1項2目の事務局費につきましては、365万1,000円の増額でございます。内訳といたしましては人事院勧告に伴い職員人件費を65万6,000円増額するほか、幼稚園就園奨励費補助金を299万5,000円増額するものでございます。この幼稚園就園奨励費補助金につきましては、補助の対象となる世帯が増加したこと、及び国の基準に基づきまして基準が変わったことに対する単価等を変更したことから、増額となるものでございます。

次に、3目教育諸費につきましては、47万8,000円の増額でございます。これは小・中学校のクラブ活動における大会参加費を補助するために、小・中学校活動補助金を実績に応じて増額するものでございます。

次に、25ページ2項1目学校管理費につきましては、人事院勧告に伴い職員人件費を6万7,000円増額しております。

3項1目学校管理費につきましては、14万7,000円の増額でございます。これは中学校の第一グラウンドに植えてありますポプラの木が強風で倒れ、バックネット裏のベンチフェンスを破壊させたことから、このフェンスの修繕を行うために吉田中学校維持管理費を増額するものでございます。

次に、26ページ、4項1目社会教育総務費につきましては、75万6,000円の減額でございます。これは職員人件費を人事院勧告に伴って増額する一方で、職員の長期休業に係る人件費分を減額することといたしましたことから75万6,000円減額するものでございます。

次に、2目公民館費につきましては、歳入の使用料及び手数料に計上させていただきました公民館の使用料7,000円を特定財源とするための財源振替を行うものでございまして、事業費の変更はないものでございます。

次に、4目図書館費につきましては、261万2,000円の増額でございます。この増額につきましては、9月の法定点検を受けまして非常用の放送設備と照明の部品交換並びに浄化槽の修繕が必要となりましたことから増額するほか、図書館の用地につきまして借地の取得に向けた地権者との交渉が難行しており、借地料の予算が不足する状況となりましたことから、不足額を増額することといたしております。

また、このほか臨時職員賃金を135万7,000円増額する予算になっております。

次に、5項1目保健体育総務費でございますが、人事院勧告に伴いまして職員人件費を15万3,000円増額することとしております。

2目給食施設費につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合の補正に合わせまして、学校共同調理場にかかわる負担金を55万5,000円増額するものでございます。

最後に13款の諸支出金でございますが、2,629万円の増額でございます。これは財政運営の弾力性を高めるための措置でございます。今回の補正において財政調整基金に積み立てる額でございます。

以上が平成26年度吉田町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

以上、2議案の内容でございます。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

はい、健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

〔健康福祉グループ参事兼社会福祉課長 大石修司君登壇〕

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 社会福祉課でございます。

社会福祉課からは、第73号議案、第77号議案の2議案につきまして、お認めをいただくことをするものでございます。

それでは、まず第73号議案 吉田町立こども発達支援事業所設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

議案書の30ページから31ページをごらんください。あわせまして参考資料ナンバー6をごらんください。

児童福祉法の一部を改正する法律が、平成26年5月30日に公布されまして、一部を除きまして平成27年1月1日から施行されることとなります。これにつきましては、小児慢性特定疾患及び小児慢性特定疾患医療支援につきまして、定義規定が第6条として新たに規定されますことから、これまで障害児通所支援等の規定にありました第6条の2は、第6条の2の2に繰り下げられることとなります。このことから、同法の規定を引用しています吉田町立こども発達支援事業所設置条例第3条第1号中の第6条の2第2項を、第6条の2の2第2項に改めて条文整理をするとともに、施行日を平成27年1月1日にしようとするものであります。

以上が、第73号議案 吉田町立こども発達支援事業所設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

続きまして、第77号議案 駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

議案書の35ページから36ページと、参考資料ナンバー7をごらんください。

本議案は、駿遠学園管理組合規約第3条第4号に規定しています相談支援事業につきまして、今後は構成市町でしようとするものでございます。平成21年4月1日から駿遠学園におきまして実施しています相談支援事業は、障害者自立支援法の改正によりまして、構成市町において相談支援体制が見直され、サービス等利用協議に関する給付体制づくりが進み、相談支援体制が整備されつつあります。また、駿遠学園の相談事業によります広域的なバックアップや専門性の提供は、元気スーパーアドバイザー事業としてその機能を補完する形となっております。このことから、これまで構成市町から駿遠学園組合へ権限移譲されていまして相談事業を、構成市町で実施するために規約の一部を変更しようとするものであります。

具体的には、同規約第3条中第4号を削り、第5号を第4号に、第6号を第5号に、第7号を第6号とし、第11条第2項第1号中「及び第4号」を削り、同項第2号中「第5号及び第

7号」を「第4号及び第6号」に改めるとともに、施行日を静岡県知事の許可の日としようとするものであります。

以上が、駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約についての説明であります。

よろしく御審議の上、お願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、高齢者支援課長、久保田明美君。

はい、高齢者支援課長、久保田明美君。

〔高齢者支援課長 久保田明美君登壇〕

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

高齢者支援課からは、本定例会に上程いたしました第75号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の33ページと、別冊の補正予算（第2号）及び補正予算（第2号）に関する説明書をあわせてごらんください。

今回の補正につきましては、平成27年度からの介護保険制度の改正に伴い、現在、使用しております介護保険システムに改正内容を反映させるため、システム改修が必要となり、その改修経費につきまして増額補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算総額に150万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,916万1,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

詳細につきましては、補正予算（第2号）に関する説明書の2ページ、事項別明細書の歳入をごらんください。

3款国庫支出金でございます。システム改修に係る経費の2分の1の額75万1,000円を事務費交付金として、国からの補助を財源とするものでございます。

次に、7款繰入金でございます。やはりシステム改修に係る経費の2分の1の額75万1,000円を、事務費繰入金として一般会計から繰り入れ、財源とするものでございます。

次に、3ページの歳出でございます。

1款総務費でございます。システム改修に係る経費150万2,000円を、電算処理委託料として増額し改修を行おうとするものでございます。

以上が、高齢者支援課から上程いたしました議案内容の御説明でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長、水野辰明君。

はい、下水道課長、水野辰明君。

〔下水道課長 水野辰明君登壇〕

○下水道課長（水野辰明君） 下水道課でございます。

下水道課から第76号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明を申し上げます。

別冊補正予算書（第2号）をごらんください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,337万3,000円とするものでございます。

補正予算書（第2号）の1ページの第1表 歳入歳出予算補正をごらんください。それから、説明書の2ページもあわせてごらんください。

歳入でございます。

4 款繰入金、1 項繰入金は、一般会計からの繰入金で72万4,000円を減額し6億865万6,000円とするものでございます。歳出で減額を行います職員人件費の財源であります、一般会計からの繰入金の減額を行うものでございます。

続きまして、歳出でございます。

説明書の3ページ、4ページをごらんください。

1 款公共下水道事業費を72万4,000円減額し4億5,510万3,000円とする内容でございます。人事院勧告に伴う職員人件費の補正及び職員の育休の取得などに伴う人件費の減額でございます。1 目管渠建設費の職員人件費は、33万5,000円を減額し4,231万6,000円とするもので、それから3 目浄化センター維持管理費の職員人件費は、38万9,000円を減額し、565万2,000円とするものでございます。

以上が第76号議案、平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

御審議をよろしくお願いします。

○議長（八木 栄君） 次に、教育委員会事務局長、増田惣一君。

はい、教育委員会事務局長、増田惣一君。

〔教育委員会事務局長 増田惣一君登壇〕

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会事務局でございます。

教育委員会事務局からは、第72号議案についてお認めをいただこうとするものでございます。

第72号議案 吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして、御説明を申し上げます。

提出議案の27ページから29ページ、及び参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町中央公民館の耐震補強及び大規模改修工事が完了し、新たに平成27年2月1日に開館するに当たり、各部屋の規模や仕様が変更されますことから使用料の変更を行おうとするものでございます。

また、これまで3階、4階を勤労者会館として運営しておりましたが、今回の開館にあわせ機能をそのまま中央公民館に移転し、勤労者会館を閉館し中央公民館の3階、4階として一体として管理しようとすることから、吉田町勤労者会館設置条例を廃止しようとするものでございます。

さらにこれまで吉田町使用料徴収条例に規定しておりました中央公民館及び勤労者会館の使用料を削除し、吉田町公民館設置条例に規定しようとするものでございます。

具体的な内容改正でございますが、これまで吉田町使用料徴収条例に規定しておりました使用料及び使用料に関連する条項について、第3条から第6条までを繰り下げ、第3条に施設に使用するものに対して使用料を規定することとし、また、同条第2項に消費税を乗じることとし、端数が生じた場合の10円未満は切り捨てることを規定するものでございます。

そして、第4条には使用料の減免について、第5条には既に納付した使用料は、特別な理由がない限り還付しないこととするを規定しております。

また、第6条に詐欺その他不正行為による使用者に対し過料を課することを規定し、附則の次に使用料について規定することとし、別表を設けようとするものでございます。

また、附則におきまして、吉田町公民館設置条例の改正に付随して変更されます吉田町勤労者会館設置条例の廃止について規定することとし、さらに文言の改正を加え吉田町使用徴収条例に規定している公民館及び勤労者会館の使用料の規定を削るものでございます。

施行期日は、平成27年2月1日でございます。

以上が、第72号議案の吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 担当課長からの説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時19分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会9日目でございます。

ただいまの出席議員数は、12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 枝 村 和 秋 君

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

〔6番 枝村和秋君登壇〕

○6番（枝村和秋君） おはようございます。6番、枝村でございます。

私は、本定例会一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、障害者福祉施策の充実についてを質問いたします。

吉田町では、平成26年4月現在、障害者の手帳を所持している方が1,199人います。そのときの町民の人口が2万9,927人ですから、町民約25人に対して1人の人が手帳を持っている計算になります。町では公共施設のバリアフリー化を進め、平成21年10月から総合障害者自立支援施設あつまりーナを町単独事業で建設し、指定管理者による運営を行っています。さらに本年4月からは、新築移転したすみれ保育園の中に発達障害児の支援施設を併設し、事業をスタートさせました。

障害者のハード面では大変私は評価しているところであります。平成24年6月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法が公布され、これにより障害者福祉サービスの対象となる障害者の範囲が拡大し、施策の充実に向けた取り組みが求められています。

障害者施策においては、障害のある人もない人も全ての町民が社会のあらゆる活動に自由に参画し、その能力を最大限に発揮するとともに、互いの人格と個性を尊重し、支え合うことが重要です。障害者が住みなれた地域において自立して生活できるよう、社会のバリアフリー化を推進するとともに、自立支援に取り組むことが必要です。これは本年3月に策定されました第2期吉田町障害者計画に書かれている一文です。また、平成26年度には障害福祉計画も策定するとのこと。町の障害者施策を計画どおりに充実させていただきたく、以下質問いたします。

まず、1点目ですが、施策の方向に理解と交流の促進とあります。具体的にはどのようなことを目指しているのでしょうか。また、行っていれば、その内容もお伺いいたします。

2点目では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにおいて、相談支援給付があります。支給決定または支給決定変更前にサービス等の利用計画案を作成することになっております。他の市町ではもう進められ、吉田町ではまだできてなくて不安だとの保護者の声がありました。どう進めようとしておるのでしょうか。

3点目ですが、平成27年4月から吉田高校跡地に静岡県立吉田特別支援学校が開校する予定であります。障害児の放課後児童クラブの拡充が求められてくると予想されますが、対策は立てているのでしょうか。

4点目でございます。障害者や、その関連施設を理解してもらうことや、交流の場として障害者施設で作られる製品を役場庁舎ロビーで販売できれば、より充実してくると思いますが、どうでしょうか。

あつまりーナは平成21年10月に事業開始しました。5年経過しまして施設の使い勝手がよくないところも出てきているやに聞いております。どう対処しておるのでしょうか。

6点目、障害者相談員の研修について、県と県身体障害者福祉会任せだと思えます。町独自でも相談員の研修を行う考えはないのでしょうか。

7点目、計画では福祉サービス等を広報紙等に掲載し、周知を図るということになっております。余り広報されていないように思いますが、どうでしょうか。

8点目、障害福祉を充実していくには、関係団体との連携が必要と考えます。どうでしょうか。

ということで質問項目が少々多目ですが、前向きなるご答弁よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 障害者福祉施策の充実についてお答えします。

町では、平成18年に「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち 吉田町」を将来都市像とする第4次吉田町総合計画を策定し、少子高齢化の進展や社会情勢などの急激な変化に対応するための施策を進め、誰もが健やかで安心して暮らせる町を目指して取り組んでいるところであります。

この間、障害者を取り巻く環境は年々目まぐるしく変化しており、サービスの提供や障害理解の推進に係る市町村の役割や責任はますます増大をしております。平成25年4月、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律へと改正をされ、身体、知的、精神の3障害に加え、難病患者も障害福祉サービスを受けられるようにな

るなど、その範囲が広がっております。

町における障害者の状況を踏まえ、支援制度や社会情勢等に対応し、町が取り組むべき障害福祉のさらなる充実に向け、平成26年度から平成30年度を計画年度とする第2期吉田町障害者計画を策定いたしましたところでございます。

それでは、まず、1点目の御質問であります施策の方向に理解と交流の促進とあるが、具体的にどのようなことを目指しているのか、また、行っていれば、その内容を伺いたいについてお答えします。

町では、ノーマライゼーション、リハビリテーション、共生社会の実現の3つの理念を基本とした吉田町障害者計画に基づいて、障害者施策及び障害者事業を進めてまいりました。当該計画では、基本目標の一つに、ともに支え合う町民意識の醸成があり、施策の方向として理解と交流の促進を掲げております。障害や障害者理解に関する啓発につきましては、特に精神障害に対する誤解や偏見は根強くあると思われますので、こうした心のバリアを取り除くことが障害者の社会復帰や社会参加を推進するものと考えております。

このため、町では障害者への理解と差別のない社会の実現に向けて、人権講演会を毎年1回開催するとともに、吉田町人権を守る会を開催して、会員の皆様に障害者を含む人権に対する正しい理解をしていただくための研修を行い、社会福祉協議会で発行されている社協だよりでの掲載の協力もいただきながら、啓発に努めているところであります。

また、障害者の社会復帰や社会参加への支援としまして、あつまリーナにおきましてさまざまな事業を行っております。具体的には、地域活動支援センターレタスクラブで社会復帰のための諸相談を初め、一般企業への就労を希望する方には、レインボーで就労移行支援として一定期間の就労のための訓練を行い、一般企業に就労が困難な方は、働く場所としましてワークセンターさくらで軽い作業を行うことで収入を得て働く喜びを感じていただいております。また、社会福祉協議会を通じて、身体、知的、精神の3障害者団体には補助金を交付して、団体の活動の支援をさせていただき、交流の促進にもお役に立てているものと考えております。

さらに、毎年10月の第4日曜日に行われておりますふれあい広場では、多くの障害者の方にも御参加をいただいて交流が図られております。

次に、2点目の障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにおきまして、相談給付があり、支給決定または支給決定変更前にサービス等の利用計画案を作成することになっている。他の市町では進められ、吉田町ではまだできていなく、不安だとの保護者の声がある。どう進めようとしているのかについてお答えをいたします。

平成24年4月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、障害福祉サービス、障害児通所支援を利用する全ての方に対しまして、平成27年3月末までにはサービス等利用計画、または障害児支援利用計画を作成することが必須となっております。このサービスの利用計画または障害児支援利用計画の策定は、障害者につきましてははやまばと学園に委託しておりますが、入所施設で策定を希望する方は施設でも計画を策定できることになっております。また、障害児につきましては入所施設や通所施設で計画を策定することをお願いしておりますが、施設等で計画が難しい児童は、町がセルフプランづくりを支援してまいります。このため、今月中には保護者への説明会を開催する予定でおります。

次に、3点目の平成27年4月から吉田高校跡地に静岡県立吉田特別支援学校が開校する予

定である。障害児の放課後児童クラブの拡充が求められてくると予想されるが、対策は立てているかについてお答えします。

平成27年4月に県立吉田特別支援学校が開校いたしますと、就学している障害児が授業の終了後または学校の休業日に通う放課後児童クラブが必要となってまいります。町では現在、あつまリーナ内におきまして、日中一時支援事業の中で放課後児童クラブを運営しておりますが、定員も5人と少ないことや、直営にした場合、専門の職員の確保が難しいことから、民間の力をお借りすることを考えております。当該特別支援学校の開校における放課後児童クラブの利用者の需要が定まっていない現時点でのお答えになりますが、既に本年7月に民間事業所が中央小学校の南側に放課後児童クラブ室を開設して、利用者もおりますし、その後も町内に新たな事業所の開設が予定をされており、さらには近隣の島田市初倉地区や牧之原市坂部地区におきましても開設されておりますことから、開校当初の需要にはお応えできるものではないかと考えております。

次に、4点目の障害者やその関連施設を理解してもらうことや、交流の場として障害者施設で作られる製品を役場庁舎ロビーで販売できれば、より充実してくると思うが、どうかについてお答えをします。

多くの人が集まるイベントや施設などにおきまして、障害者施設で作られた製品を展示することや販売することは、障害や障害のある人に対する理解を深めるためには、大変有効な手段であると認識しております。また、その製品を販売し、収益を得るということは、そこで働いておられる障害者の方にとりましても、喜びと勤労支援につながるなどの副次的効果を生むものであります。

当町としましては、交流の場として障害者施設で作られた製品の展示、販売に関しましては、障害者計画におきましても取り組み事項として掲げておりますとおり、町民の皆さんが集まる町のイベントなどにおきまして、障害者施設や障害者団体のブースを設け、障害者の製品などの販売や施設紹介が行えるよう積極的に支援してまいります。議員の御質問は、役場庁舎ロビーと場所を限定されております。役場ロビーにつきましては、議員も御承知のとおり、事務スペースと来庁舎の待合室が一体となった構造であるとともに、期日前投票所などの行政事務の多目的使用を行っておりますことから、当町ではこれまでも庁舎ロビーにつきましては目的外の使用許可は、自動販売機以外は認めておりません。しかしながら、障害者施設の製品などの紹介、販売等につきましては、製品等を通じて障害を理解し、かつ交流が図られるものでありますことから、障害者施設等から具体的な御相談をいただければ、他の公共施設の空きスペースの活用を検討してまいります。

次に、5点目のあつまリーナは、21年10月に事業を開始した。5年経過して施設の使い勝手がよくないところも出ていると聞いている。どう対処しているかについてお答えをします。

あつまリーナは、社会福祉法人牧之原やまばと学園を指定管理者として完成後4年を経過しておりますが、順調に運営をしていただいております。今後さらに施設の機能が高まるように、利用者の皆様方の御意見を伺いながら対応を検討してまいります。

次に、6点目の障害者相談員の研修について、県と県身体障害者福祉会任せと思う。町独自でも相談員研修を行う考えはないかについてお答えをします。

町では吉田町身体障害者相談員設置要綱等に基づきまして、身体障害者相談員6人、知的障害者相談員3人、精神障害者相談員1人にそれぞれ委託をしており、障害者が地域で安心

して暮らすことができるように相談支援を行っております。身体障害者相談員の資質向上を目的とする研修は、県身体障害者福祉会が主催をし、県はその協力をするという形で、県内各地区において年1回開催されておりますので、町からは必要に応じて相談員の皆様から資料等の提供をしております。これまで相談員の皆様から独自の研修に対する御意見も特にございませんでしたので、町単独での研修会は開催をしておりますが、今後相談員の皆様から研修に対する御要望があれば、お応えしてまいりたいと考えております。

次に、7点目の計画では福祉サービス等を広報紙に掲載し、周知を図るとなっている。余り広報されているようには思えないがについてお答えします。

障害者計画では、広報紙等での広報の充実及び行事による充実を計画として上げているところですが、これまでは広報紙においては障害者相談員や民生児童委員の紹介を初め、地域福祉計画の概要説明や各種相談、講演会等の御案内をするとともに、ホームページにも掲載をしております。また、コミュニティー活動や町民が集まるイベントに出向いてPRをしたり、あつまりーナを開放して、障害者施設のPRを中心に行うとともに、社会福祉協議会におきまして広報活動を行っていただいております。今後とも社会福祉協議会と連携を図りながら、広報活動に努めてまいりたいと思います。

次に、8点目の障害福祉を充実していくには、関係団体との連携が必要と考えるがどうかについてお答えをします。

町では町内の障害者、障害児支援のためのネットワークを構築し、地域の共通課題の共有と検討を目的に、吉田町福祉推進委員会実務者会をおおむね月1回開催をしております。この実務者会の構成メンバーは、社会福祉協議会の指定居宅介護事業所を初め、ワークセンターさくら等のあつまりーナの事業所のほか、民生児童委員の代表者や3障害者団体の代表を含む障害者相談員、静岡県中部保健所榛原分庁舎、吉田町地域包括支援センター、駿遠学園、圏域スーパーバイザーなどさまざまな関係団体の皆様に御参加をいただいております。今後は実務者会においてさらなる議論を充実させてまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 再質問はありますか。

枝村議員は着席のままです許可しますので、お願いします。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） たくさん質問あった中で御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問いたします。

まず最初に、障害者の理解、なかなか一言で、口で言っても難しいと思います。意識の醸成という言葉がありますが、障害者を持たれている方への理解、これが重要ではないかと思えます。

先月、文化祭の中で文化作品展ということが総合体育館において行われました。そのときに体育館のロビーに長椅子というか椅子が用意してくれてありました。それについて多分自分は靴を脱いだり、あるいは履いたりする人が一応かがんでやればいいんですが、そういうことが大変だという思いで、そこへ置いてくれたんじゃないかなと思っております、多分そういうことだとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） おっしゃるとおり、総合体育館におきましては玄関の

ところに比較的高さの低い椅子を御用意させていただきまして、足の御不自由な皆さんはそこで靴を履きかえていくということで、現在総合体育館のほうには常設で椅子を置かせていただいているところでございます。そういったことで、少しでも総合体育館は特に行事等がございまして、皆さん、使いやすいようにということで置かせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） ありがとうございます。私ごとではありますが、例えば慰霊祭とか、昔は敬老会とか、今言った文化作品展で、ここ数年前から本当に置いてくれていただいて、自分は本当に自分の靴の脱ぎ履きするときは地べたに座ってしまう。なかったときはですね。そういう形でなかなかやっぱり人にはそういう気持ちがわからないということで、かといって自分でも置いてくれとなかなかそう言う勇気がありませんもので、そういうので気持ちの醸成ができた、町にもできてきたのかなということを感じております。こういうことはやっぱり自分から言うんでなく、多分そういう人を見て、よく町長が思いやりとか、よく中学校の多分僕は祝辞でお聞きしたこと、要するに思いやりを持つ子になりなさいという、たびたび僕はそこがすごく心打たれるというか、言葉に出して本当に気持ちがいいなという、そういうことがともかく人に言ってやる、人ができること、ともかく感じなさいということで、多分そういうことで言ってくれているとは思いますが、そういう中で、そういう福祉に関心を持ってもらうということで、福祉教育、障害者の施策、この体系の中にも、私の資料ですが、施策の方向、基本施策の中に福祉教育の推進という言葉があります。小さいころからのそういう福祉の教育というのは人の思いやりとか、そういう心を育むような教育が大事ななと思っておりますが、教育委員会のほうでは児童に対して、あるいは生徒に対して何かやっている事業というか、何かあったら二、三例を示していただければと思うんですが。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 各学校におきましては、福祉教育ということで、小学校におきましては、4年生を中心に福祉教育を推進しているところでございます。例を申し上げますと、中央小学校の場合は、これは吉田に特別支援学校ができる前から行っているところでございますが、藤枝特別支援学校に通われているお子さんを、その地元の学校で交流会を行うというようなことをやっております。また、住吉小学校では、4年生で福祉施設の訪問ということで、住吉には杉の子がございまして、あちらのほうにお伺いさせていただきまして、交流会をさせていただいていることがございます。また、自彊小学校につきましては、町の社会福祉協議会の御協力を得まして、手話教室あるいは点字教室、それと盲導犬の専門の方に盲導犬を実際に連れてきていただきまして、視覚障害の方との学習を行うということで、盲導犬の教室を開きました。また、この12月には車椅子教室を予定しているところであります。

それと、中学校でございまして、中学校の場合は道徳の時間におきまして思いやりの心を考え合う、こういったことをテーマに話し合いをしているということがございます。あとはよその団体との関係でございまして、青少年の赤十字活動、JRCというんですか、これの加盟校になっております。それと、数人でございまして、サマーショートボランティアにも派遣をさせていただいていることがございます。また、生徒会活動の中では福祉委員会が赤い羽根募金、これを協力させていただいております。全てではございませんが、こういった

ところが主な各小・中学校におけます福祉教育の活動でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） ありがとうございます。大変多くの子供たち、小さいころからそういう福祉の芽というんですか、育てていくことは大事だなと思っています。そういうことであれば、障害への理解というか、そういうことを育てていかれるんじゃないかなと思っています。ありがとうございます。

それで、まず、4点目で授産製品の役場庁舎ロビーにどうでしょうかという、結構吉田町の役場のロビーは広いなと思いましたが、いいなと思ひまして、実は私の作った資料ですが、裏面に3カ所ほど自分が取材してきました、一つは島田市役所の、これは左側ですが、ロビーということで、あるいは右側、藤枝市役所のロビーですね。それから、牧之原総合健康福祉センターさざんかにありますが、これは東の隅のほうに常設でこういう喫茶コーナーみたいのがありまして、ここで販売していたことがあるんですが、それこそ一応ほかのスペースならということなんです、島田については水曜日に10時から1時まで週1回ということで、あとは藤枝のロビーですが、ここは11時ごろ、毎週、これは月曜日から金曜日、庁舎が開設しているときなんです、11時から1時ごろまでということで、時間も私、言いたいのは、丸1日ロビーを貸してくれよということじゃなくて、ある時間を区切って、何かその辺で、確かに今、期日前投票でロビーの使い道もあろうかと思うんですが、本当、そのスペースに関してはやり方次第だと思うんですが、その辺でロビーにこだわるわけじゃないんですが、ロビーでもいいじゃないかなと思うんですが、どうでしょう。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 庁舎管理のほうを担当していますので、総務課のほうでお答えします。

今、御質問ございましたけれども、質問の御趣旨といいますか、スペースということで、その一部、時間帯を区切ってやるというのは検討することは可能だとは思っております。ただ、例えば常設すれば販売という形になりますと、許可をどこまで出すのかということもございまして、その点はもう少し詳細に検討していく必要があるというふうに思っております。これは従来庁舎ロビーにつきましては販売目的ということでは許可をしておりませんでしたので、その点も含めて検討していきたいと思ひます。

なお、他の施設につきましては、スペースの有効活用もありますが、他の施設では販売等もできる箇所も、設備も整っている箇所もあったものですから、そうしたところも御相談があればぜひ検討していきたいと思ひます。よろしくお祈りします。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 確かに公共の施設での販売というのは、私もある程度は認識しているんですが、世の中がちょっと変わってきたのかなと。他の市町もやっていますし、販売ということに捉えられますとあれなんです、やっぱり障害者施策の一つの一環としてという考え方も持つことは、私はできると思ひますので、その辺でもしあれなら前向きに検討していただきたい。これは要望です。お祈りします。

それから、5点目のあつまりーナについて、5年がたちます。それで、先ほど言ひました資料の上ですが、販売コーナーの資料の上、総合障害者自立支援施設あつまりーナという写

真がありますが、左に玄関、それから右側にあつまリーナの全景ですね。その下に駐輪場ということで一応写真をつけさせていただきました。まず、この玄関については一応ここへ車で利用者の方を保護者が送ってきて、右側、玄関横づけにすると、どうしてもひさしがあるほうへ通所者の方、障害を持っている方が助手席のほうへなりますもので、ひさしがあつてぬれませんが、右側だと、ちょっとひさしと言うのかわかりませんが、短いので、保護者が乗りおりするときにぬれてしまうということで、こういうこともちょっと保護者の方からも声を聞いております。

また、駐輪場についてはここへ何台かはみ出ています。当初は多分利用者の数も自転車で通う方もということで、人数がそれだけあつまリーナを利用される方がすごく増えてきて、充実してきたということだとは思いますが、それと反比例して駐輪場が狭くなってしまったということで、ここもちょっと拡張していただきたいと。

あと、写真はありますが、障害児の放課後児童クラブのスペースがあるんですが、そこに入り口の、今ドアなんですけど、引き戸にしてほしいと。なぜかといいますと、やっぱり中に重い子がいまして、抱えながらドアだと出入りするときに大変だというようなお話、あるいは同じ障害児の児童クラブのところに便器がちょっと小さ過ぎるのではないかと。もう一つは、雨漏りがするということで、こういうような一応要望というか、話が出ておりました。

こういうところで、先ほどは場所の特定で言っていないので、そういうことも十分施設の方とお話ししていただいて、なるべく早く対応してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 1点目の玄関のひさしにつきましては、おっしゃるように、ちょっと雨に当たるケースが多いかというように感じますが、施設の耐震性の関係も含めまして、今後検討させていただきたいと思えます。

それから、駐輪場につきましては、今現在あります駐車場のスペース、これの兼ね合い等もありますので、この辺も含めましてちょっと検討させていただきます。

それから、あと児童クラブのドアの引き戸の関係とか便器につきましても、事業者のほうともう少し相談した上でやっていきたいと思えます。

それから、雨漏りというお話があったんですが、以前から修繕といいますか、対策を講じてきました。またそうした御要望があれば早急に対応したいと思えます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 建物自体は町のもので、僕はあつまリーナというのは、本当に県下で恐らく町単独でああいう施設を持っているという、施設を建てたというのは県下でも数少ないと思えます。それで、先ほど言いましたように、ハード面では本当に進んでいるなどと言った理由はそこなんですけれども、当然管理運営は指定管理者ということでやまばとにお願いしているわけです。そういうことで、ぜひともあつまリーナが本当に障害者福祉の起点となるようなことで、日常そこを使っている人がこういうことを当初は多分やっぱりすぐ感じるということはないものですから、長く使っていて、やっぱり言うところ、要するにここが不便だなというところを、そういうところを解消してやれば、さらにそこへ通う方が安心してというか、気分よく通えるという施設になるんじゃないかなと。施設の機能の効率

がいいという形で、そういう形で十分に施設の方と話をししてやっけて進めてください。

それから、相談員の研修ということで独自の研修ということで、一応相談員から話がないのでやらんよという、そんなように僕は聞かれました。自分も相談員も6年、8年ぐらいやっけておるわけですけども、自分は役所上がりですから、ある程度のことにはわかりますが、例えば今障害福祉の関連の例規集がありますが、そこら辺の要綱とか条例とか細則とか規則、これを見ると障害者福祉関係は27あります。当然国から流れで来るそういうのもありますので、それはいいんですが、県でやりますのでいいんですが、それに沿って作っけてある要綱とか、それもありますので、そこら辺は別にそんなに研修、ただ、こういうものがあるよということ自体はその相談員もある程度知っけていれば、相談するときに結構一つの情報になっていて役に立つのかなど。例えば一つ障害者の結婚祝い金が1万5,000円出るといふ、恐らく皆多分知らないと思ふ、正直言っけて。これは昭和56年に国際障害者年がありまして、当時の福祉課長が二つ町単独でよそがやっけてないことを作りましようといふ、そういう制度を作りました。それが一つが結婚祝い金、もう一つが今ごみ袋の配給といふことで、これも3級以上の障害の方はごみ袋を年に2回お分けしているといふこと、これは障害者福祉会の会員については全部理事の人が200件近く皆町へ協力しているといふ形でやっけていますけれども、こういうのは町単独の吉田町だけでやっけていますんだよといふ、そういうところも多分知っけていただければ、結構吉田町やっけていますんだよといふところもひとつPRできます。

これはさっきの制度のところと、PRのところとちょっと重なりますけれども、1点、確かに僕もちょっと書き方がPR不足といふところ、ちょっとひとつ言葉が足りないのかもしれないけれども、一つは、課長はまづ知っけていますか。25年難病が増えまして、障害者の施策の中に増えましてよといふこれをまづPRしたかどうか。広報へ載せたかといふことで。もう1点、心臓のペースメーカーが今まで1級だけ。1級の方は障害者医療の要するに対象者になるといふことで、障害者の自己負担を低くしてくれる。これが2級、3級といふことで等級が増えまして。僕はこの辺がPRといふか広報されてなかったんで、ちょっとその部分を捉えて広報不足じゃないかといふことを言っけていたんですが、全体的にしてないといふことはちょっと言葉が足りないのかもしれないですけども、今からでもちょっと遅くはありませんもので、そういうなぜ変わったのか。例えば難病が増えた。難病が増えても、それだけみんな苦勞しているもので、あるいはペースメーカーはちょっとわからないですが、2級、3級がなぜ増えたか。そういうところもやっけて例えば今1級で医療費の適用を受けている人が免除といふか、重度心身医療費でしたか、対象者が今度私、なくなってしまうのか、医療費の補助がね。といふことも心配する方も本当はあるんですよ。ですから、そういうところで広報してくれなかったんで、そういうPR不足といふことで、そういうことを書いたんですが、今からでも遅くはないと思ふんですが、課長、それはやる気ありますか、PR。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 今のお話の難病患者といふのは内臓疾患の関係ですが、我々研修も受けていますし、承知をしております。内部でもそんなお話をさせてもらっけて、問い合わせ、あるいは窓口等のお話、あるいは新規の方のお話等はさせてもらっけています。ただ、全体的にといふのはちょっと足りなかったなといふ点がありますので、今後PRしてまいります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） よろしくお願ひします。ともかく障害者のいろいろな情報をやっぱり知りたいということがあると思いますので、その辺は別にその当事者だけわかればいいんだという、そういうことじゃなくて、やっぱり周りも知っていれば自分の身近にそういう人がいれば声をかけてやれる。相談に乗ってやれる。僕はそこからの障害者の理解とか交流とか、要するに障害者もわがまま言って閉じこもってはいかんと。自分から本当に周りに助けを求める。求められなくても周りの人が声をかけていく。何も言わなくてもお互いが自然体の形でつき合いができるような、僕はそういう吉田町になってほしいなと思っております。

じゃ、最後にしますけれども、福祉団体の関係、本当に町から社協を通じて何団体か福祉団体、結構補助金も、額はそれなんですけど、いただいて、それをもとに会の活動をやっています。当然団体も行政のほうに甘えていくというか、どんどん意見を言っていっていいと思うんですが、なかなか役所というのは敷居が高い。正直言って感じているもので、本当は思っているんだけど、言えないとか、そのとき例えば町から何か困ったこと、よろず屋でないけれども、そういう受け入れというか、ただ待っているだけじゃなくて、声をかけていく。そういうことが必要なんだなと思っております。一つが今本当に福祉団体の会員の低下というのがあります。障害者福祉会もそうだし、他の障害者団体もそうですが、会員が減少していく。その会の結びつきというのは、任意の団体ですので勝手にやっているよということであればそれまでなんですけど、自分達は本当に仲間を通じてなんですけど、そういういろいろな制度とか情報交換とか、町からこうやってきたよ、教えてくれたよとか、そういうことで会の育成というのはすごく、昔はよく社協も補助金関係出している以上、例えば福祉団体の育成とか、町も結構そういうことをやっていたんで協力していたんですよね。そういうことで何を言いたいかといいますと、会で加入のPR版のあれを作成しまして、それをできたら手帳発行時に一緒にこういう会がありますよ、どうですかということで、強制じゃないので、そこでやれば、あとはその人が手帳を持った、受給した方が、その方の自分の判断で加入するという、そのPR用紙というか、そこで一緒に分けてくれないかなというのをここでちょっと言いたかったことはそういうことなんですけど、できないでしょうか。以前はやってもらってたんですが、このごろは何だか個人情報だか何だかと、そうやって一応個人にそういうことをあっせんするのはなかなか役所でできないよというようなことはお聞きしたんですけど、僕はそこで個人情報かなというのを、個人情報というのは個人の名前を明かして云々という、そういう頭しかありませんもので、そのぐらいはできるんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 今のパンフレットのお話なんですけど、実は今あります隣組という制度の中で、以前は窓口において加入促進といいますか、そんなことをやっていましたが、今現在はやっておりません。といいますのは、ちょっとその辺も行政がやるのはちょっと難しいじゃないかと。間違いだというようなことがございまして、今町ではやっておりません。

したがって、今のお話の中では福祉団体、大変協力はしますつもりでいますが、その辺ができるかどうかについてはちょっと検討させていただきます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） いろいろ役所には役所の言い分もあると思いますし、できることとできないこと、これは私自身もわかっております。ただ、本当に今世の中がこういう形になってきましたもので、ある程度の融通というか、そういうのもつけてくれてもいいんじゃないかなということで、あと残りのほうの質問は検討しているとか、計画についてはやっていくよと。放課後児童クラブについては、確かに民間事業者が中央小学校の近くに定員10名で最大15名受け入れるよと。現在21名登録していると、そういう情報も私つかんでおります。町でそういう施設を作るばかりじゃなくて、民間活力も導入して、どんどん障害者が抱えている問題とか、あるいは保護者が抱えている不安とか、そういうのを解消してやっていただければ、さらに私は障害施策を全然吉田町だめだとは、何度もくどいようですが、だめだよということを言っているんじゃないで、結構やっているよ。やっている上でさらに充実させたい。これを今日は言いたかったということで、ともかく今後の障害者施策のさらなる充実に向けて取り組んでいただくことを期待して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、6番、枝村和秋君の一般質問は終わりました。

◇ 大塚邦子君

○議長（八木 栄君） 続きまして、9番、大塚邦子君。

[9番 大塚邦子君登壇]

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

私は、平成26年第4回吉田町議会一般質問において、事前に通告してありますとおり、今後の町政運営について町長にお伺いいたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から3年9カ月が経過しました。本地震に伴う大津波によって、岩手、宮城、福島、茨城、千葉など三陸沿岸から関東地方の沿岸の集落では壊滅的な被害を受け、その壊滅的な映像を目の当たりにして、我が町の住民は巨大地震、さらにはその後の大津波の恐怖に大きく身を震わせました。今なお被災地では再建に向けて懸命な御努力が行われておりますが、被災者の心身の痛みは消えず、自然災害への万全な備えの必要性を痛感しているところでございます。

町長は、平成23年4月、現在任期の統一地方選挙後、全国に先駆けて我が町独自の津波ハザードマップを作成し、町民の生命と企業の生産活動を守る取り組みに着手、これまでに15基の津波避難タワーの建設や避難路の整備、また、防災公園整備などが完成あるいは来年度の完成予定となっております。

しかしながら、東日本大震災以降、我が町の人口は現在も減少傾向が続いております。私は人口減少並びに少子高齢化時代における持続可能な町政運営には、町民が安全で暮らすことができ、安心して子供を産み育てることができ、さらには雇用の場が確保されている町にしていくことが必要ではないかと考えております。人口減少は町の衰退を招くと大変心配しております。町長が「広報よしだ」、町長からのメッセージやたびたび議会答弁で述べてお

られる、我が町は危急存亡の危機、まさに我が町が直面しているこの状況から脱出できるかどうかについては、首長の資質と能力が問われていると断言できます。

先ほど述べましたとおり、町長の現在任期は東日本大震災直後の我が町の津波防災対策、まさに有事に対する対応に追われた4年間であったと思います。とすれば、まだ残り3カ月がありますが、この4年間の評価と今後の町政運営をどうするのか、以下の点について町長の考えをお伺いいたします。

一つ、人口減少社会の対応策として、安心して子供を産み育てるための政策は。

二つ目、雇用の場を確保し、定住人口を増やすための政策は。

3、危急存亡の危機からの脱出に求められる首長の資質と能力をどのように捉え、今後の町政運営に当たるのでしょうか。

以上が私の一般質問の要旨です。明快なる御答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問の中で1点ほど訂正をお願いしたいと思っておりますけれども、この町の人口はこの2カ月ぐらい微増でございまして、もしかしたら下げどまったのか、それとも階段にあるのか、そんなところにありますので、よろしくお伺いいたします。

今後の町政運営についての御質問のうち、1点目の人口減少社会への対応策として、安心して子供を産み育てるための政策はと、2点目の雇用の場を確保し、定住人口を増やすための施策については、関連をいたしますので、あわせてお答えをいたします。

まず初めに、3月の議会定例会での施政方針をいま一度申し上げさせていただきたいと思っております。

私が目指す吉田町は、豊かで勢いのある町でございます。豊かとは、この町の企業が安心して生産活動を営み、多くの雇用の場が確保されていることであり、勢いとは、人口が増加し続けることであると考えております。全国的に人口減少社会が叫ばれる中におきまして、この町が豊かさと勢いを保つためには行政が責任を持って津波防災町づくり事業のハード整備を一日も早く完成をさせ、目に見える安全を提供しなければなりません。そして、確固たる安全のもと、子育て、教育、健康づくりといった支える安心を提供することで活気ある若い人が集まり、元気な子供が増え、そしてこの地で生活し続けたいと願う人々が多くなる社会を作り上げなければならないと強く感じておりますと締めくくっており、私が思い描くビジョンを端的にあらわしております。

さて、議員の御質問にございます人口減少社会への対応策と定住人口を増やすための政策につきましても、整理をいたしますと、自然動態における自然減対策と社会動態における社会減対策と言いかえることができます。この自然減対策と社会減対策を講ずることにより、自然動態と社会動態は増加するものと考えております。

自然減対策につきましても、社会全体の取り組みとして結婚、出産、子育てが女性や母親だけの問題ではなく、むしろ男性の意識や姿勢が大きな影響を与えており、男性がみずからの問題として取り組むべき課題も多いことから、教育の場、職場、家庭、地域などあらゆる場で男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成や意識改革を引き続き図ること。夢を持ち、安心して家庭を築ける環境整備として、若者にとって魅力のある地域の創出や若者の流出を

食いとめるだけでなく、地方に呼び込む、呼び戻す対策として雇用や生活の安定を図ること、希望出生数をかなえる環境の整備として不妊に悩む方に対する支援など、母子保健サービスの充実や第2子や第3子以上の出産、子育てがしやすい環境づくりに向け、多子世帯への支援など安心して出産できる環境の整備を図ること、子育て支援の充実として、多様で質の高い保育や教育環境の提供や現在策定中の吉田町子ども・子育て支援計画に基づいた当町の実情に応じたきめ細やかな支援を図ること、そして健康長寿の促進として、誰もが健やかに暮らせるように健診を受けやすい環境整備や健康運動事業や生活改善事業などを積極的に進めることなどが考えられます。

また、社会減対策につきましては、地域ブランド創出事業を支援する吉田町産業振興事業費補助金の活用促進や内陸のフロンティアを拓く取り組みにおける物資供給拠点確保事業及び企業活動維持支援事業の二つの事業などにおきまして産業の振興と雇用を図ること、先にも上げました男女共同参画社会の実現に向けた取り組みや生涯現役社会の実現に向け取り組むことで、生産年齢人口も掘り起こし、女性や健康な高齢者が活躍する社会の実現を図ること、教育委員会と学校、家庭が一体となった吉田町ラーニングプラン事業など、児童・生徒の確かな学力の向上政策や地域教育推進事業など、地域の特色を生かした取り組みを図ることで魅力ある教育環境を整えること、吉田カムカム補助金を活用した交流の活動による新たなにぎわいの創出や安全で、利便性のある交通環境の整備を進めることで生活環境の向上を図るなど、交流の拡大と移住、定住の促進を図ること、そして町が現在強力で推し進めている津波防災町づくり事業のハード整備を一日も早く完成をさせ、目に見える安全を提供し、確固たる安全のもと、支える安心を提供する安全・安心に対する取り組みなどが考えられます。

以上、自然動態における自然減対策と社会動態における社会減対策という視点から施策の一端を申し上げましたが、安定した町の基盤の構築と明確なビジョンを打ち出し、それが確かな結果に結びつけていくことが重要であると考えております。

また、個々の施策、単独での事業効果は限られたものでありますので、あらゆる方面から全精力を持って人口減少対策と定住人口の増加に向けた施策を今後も進め、豊かで勢いのある町を目指してまいります。

次に、3点目の危急存亡の危機からの脱出に求められる首長の資質と能力をどのように捉え、今後の町政運営に当たるかについてお答えをいたします。

昨今、基礎自治体に求められる役割は急激に増加し、複雑化していると実感をしております。中でも防災面における基礎自治体の首長の役割が増していることは、さまざまな災害事例の中で皆さんも実感されているのではないかと思います。現在では自然災害や感染症への対策は言うに及ばず、ミサイル等による攻撃からの住民避難などまで首長の責任が及ぶ状況となっており、あらゆる緊急事態に対して的確に判断し、指揮統率する能力が要求をされます。

また、平時におきましても、地域主権の潮流が動き出してからというもの、基礎自治体の首長には鋭い自治体経営感覚が求められるようになっており、同時に自治体経営をマネジメントし、よりよい方向に導くすべを持ち合わせなければならなくなっております。これが危急存亡の非常時におきましては、なおさら卓越した判断力と指導力を発揮できる資質が求められることは当然のことでございます。経済情勢が上向きで災害もなく、差し迫った重大な課題もない中では、それほど首長自身が持つ能力を発揮しなくても、既存のシステムの中で

広く意見収集を行いながら、時間をかけて政策や施策を練り上げて行政運営を行っても無難に経営することは可能であり、そうした手法を取り入れることのほうがむしろ好ましいのではなかろうかとも考えますが、危急存亡の危機に直面しているときには、常に首長の俊敏かつ的確な判断が求められ、あわせて直面している課題を打開する実行力も求められます。危急存亡の危機に直面している中では、首長自身の質が如実にあらわれ、首長の判断と実行力がその後の自治体の運命を決定づけるのではないかと考えております。

皆様には当町の現状をこうした観点でごらんいただきたいと存じますが、当町は東日本大震災の発生を契機に深刻な津波被害が危惧される極めて不安な町となり、このままでは町の存続すら危ういと覚悟しなければならない、まさに危急存亡のときに直面をいたしました。この難局を迎え、当町はどの自治体よりも迅速にその対策に取り組み、津波防災対策の先進事例を積み重ねてまいっております。そして、その効果として、沿岸部への企業誘致を成功させ、新たな多機能型の子育て支援拠点を創出させ、新たなにぎわいづくりの達成も期待をできるようになっております。

また、東日本大震災の発生後に講じました町の政策が的確であったかどうかにつきましては、町の現況を直視していただきながら、皆様に御判断いただくべきものではないかと考えますが、あえて自己評価をさせていただくならば、恐縮ではございますが、町の将来によい結果をもたらすだけの的確な判断と行動を実践していると評価していただけるに足る状況を現出できているのではないかと考えております。

私は深刻な津波被害の危惧に直面し、ピンチをチャンスに変えるとの意気込みで、この難局に当たってまいりました。今ここに来て少しずつではございますが、チャンスの芽が見え始めてまいりましたが、まだまだ危急存亡のときを脱したわけではなく、さらに津波防災町づくりを前へ進め、皆様の財産と企業の生産活動を守る万全の対策を講じなければなりません。そのためには国とのパイプが途切れないようにすることも極めて重要となります。

私の町長としての3期目の任期は、来年の4月に満了となりますが、今手がけている津波防災町づくりを全面に押し出した町の勢いづくりは、まだ道半ばでございます。そして、当町はまだまだ危急存亡の危機から脱してはおらず、当町のかじ取りは、いましばらく危急存亡の危機から脱出をさせる資質を有する首長でなければならないと強く意識しております。私のこれまでの町政運営をごらんいただき、町民の皆様が私にこの難局のかじ取りを任せただけの資質を有していると評価していただけるのであれば、任期満了後も引き続き町政を担当させていただき、これまで同様に国の支援も賜りながら、さらなる町の勢いづくりに邁進をさせていただきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 再質問ありますか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

ただいま町長から丁寧な御答弁をいただき、ありがとうございました。再質問をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、津波防災町づくりを現在任期のもうスタート時点から町長は始められたわけでございます。15基の津波避難タワーを初め、その前にすぐ着手したというのが吉田町の津波ハザードマップでございます。こちらも全国に先駆けてということで、そのハザードマップを作成した後、津波避難タワーの財源調達と建設、それから避難路の整備、それから防災公園

などの設置等々、津波防災町づくりの一丁目一番地と言われている事業に着手をされたわけでございます。こうした町長が行った津波防災町づくりのプロセスから見る有事における首長の資質との関係について先ほど答弁いただきましたけれども、再度その資質との関係についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 質問の内容が具体的に何かございますか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 具体的にという議長の指導がありましたので、津波防災町づくり、1,000年に一度のハザードマップを作られた。それは恐らく全国で初と聞いておりますので、素早い対応がまずあったのではないかと思います。その後の今日まで至る防災町づくりを手がけてきたわけで、そのあたり、町長はどんなことに心がけをして、このような事業を積極的に進めてきたのかということについて再度お伺いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 有事における対処というものは、基本的に非常にシンプルなものでございまして、3.11の東日本大震災が起き、あの映像を見た瞬間に、この町がやらなければならないことは全て私の頭の中で組み立てられます。どういうことかといいますと、当然のことながら3.11、あの事態は沿岸部の壊滅的ないわば被害をもたらしたわけで、基本的に3.11と同じような大地震が起きて津波が来るならば、言えば東海地震でございますけれども、来るならば、この町は平坦な町でございます。基本的には同じような壊滅的な町になることは、これはもう事実上誰もが感じるところでございます。その瞬間に何をしなければならないかというのは、この町は完全な危急存亡、ピンチに入ったわけでございます、これをいかに食い止めるかと。じゃ、ピンチであるならばチャンスにしなければならないと。当然のことながらそういうふう判断します。

そして、国は基本的に非常に図体の大きなものでございますので、国は急激に動くことはまずできません。とするならば、まず国のいわば初期の対応、すなわち1,000年に一度のいわゆる地震に対してどのような事態が起きるか。いわば津波ハザードマップにつきましては、国は簡単に動けないということはすぐわかります。したがって、当然のことながらこの町のいわば危急存亡の崖っぷちからはい上がっていく。そのためにはまずもってこの町が1,000年に一度の津波に襲われたときに、どのような事態が生じるのか。まずそれが最初のスタートとなります。そこから一番最後の単純なことでございますけれども、いわば海岸線でもって津波をとめると。そこまでのハード整備をどのように進めるかというのが一連の工程となったわけです。この工程を自分で組み立てられるかどうか。これが首長の責任でございます。また趣旨でございます。と申し上げるのは、まず基本的にその財源はこの町にはありません。県にもありません。ということは国に頼るしかない。国の支援をいかに、国の関与をいかに取りつけるかと。これがいわばこの町の津波防災の町づくりの最大の問題となります。したがって、まず東大地震研究所にお願いして、津波ハザードマップを作りました。これは連休のすぐ後でございます。その後、当時は民主党政権でございますけれども、大臣の大島さんにお会いしまして、私も考えておりますスーパー津波堤と、それから、道路の上の津波避難タワーについて御理解をいただいたと。その後、東北に被災地を見て、防潮堤の惨状を見、それから9月に奥尻島に行って新しい避難防潮堤を見ると。それで大体の頭の中にいわばハード面の整備が浮かび上がりますので、問題はまず津波ハザー

ドマップができた。それによって当然のことながら、まず最善に期待し、最悪に備えるというわけでございますので、最悪に備えるためのいわば津波避難タワーの整備から入ると。

そして、当然のことながら国の関与を引き出すためには、国から人間を連れてこなければなりません。当然のことながらすぐ国土交通省に参りまして、事務次官の竹歳さんに会いました。現在、オーストリア大使をやっておりますけれども、お願いしまして、いわば委員に任用をいただきたいと。もう一つは、財務省に参りまして、今事務次官をやっている香川さんをお願いしまして、優秀ないわば人間をいただきたいと。2人とも血統書つきでいただきました。これでもって国とのいわば人的なパイプができました。

次は津波避難タワーでございますけれども、これは基本的に設計基準というものは町ではできません。したがって、これも全部国にやってもらおうと思ひまして、これも国のトップに行きまして、国土交通省のトップに行きまして、委員会を作るけれども、それに必要な人間については全部国で出してもらいたいと。国土交通省と警察庁から出してもらいました。それで、私が作ったのが皆様御承知の津波避難タワーの設計基準です。全て国でございます。

次は、それを作るために必要とする財源は、当然町にも県にもございませんので、国に仰ぐという形で、平成24年2月26日に成立しました、いわば大型補正予算の中で防災安全交付金21億3,800万、これは全国の市町村のトップでございますけれども、いただきました。また、静岡県全体のいわば2割と破格のお金をもらったわけですが、そういう形で財源を求めると。そういう形でずっとまいりました。

したがひまして、最悪の事態、浸水地域に住む住民の皆様の命を何とか助けるという最悪の事態をいわば達成できると、こんなふうに思っております。当然のことながら、先ほど議員がおっしゃられました津波避難タワー以外にも避難路であるとか、多機能型のいわば保育園であるとか、防災公園であるとか、基本的には今年度もしくは来年度作ってまいります。いよいよ津波防災町づくりの一丁目一番地、まさに海岸でもって津波を食い止めると。この作業に取りかからなければなりません。それも国のほうと全て調整は当然どんどん進んでおります。そういう形での全て一連の行動という、津波防災町づくりというものを全て瞬時に組み立てて、そのような行動をとれるかどうか、それが首長の資質そのものであると私は考えております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ただいまの町長の御答弁でございましたけれども、議会のこれまでの審議の中で避難タワーの収支報告が出されているわけでございます。国の財源を活用したという、この収支報告ですけれども、61億円の15基の避難タワー、これを実質吉田町は1億6,400万円の出費で済むという、そういう収支報告いただいたわけですが、そのときにここにいる同僚議員の藤田議員が発言の中で、有利な財源調達については離れわざと言われたわけございまして、私もそう思いました。しかし、町長はそのときに答弁されたのは離れわざではない。これは普通のことだとおっしゃられたわけございまして、今改めて町長の答弁を聞いておひまして、そのことが思い出されました。本当に誰もできることではないというふうに思ひます。全国沿岸地域を持つ基礎自治体はたくさんございますけれども、15基の避難タワーを2年間のうちにできたというところは、吉田町だけでありますので、その点は離れわざと私も思ひます。町長があえてこれは普通のことだと言ったところの真意は何だったのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 大塚議員、再質問は一般質問の席で、そのままお願いします。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、議員のほうから、藤田議員も離れわざと言ったんですけれども、離れわざを辞書で引くところ書いてあります。奇抜な行動や大胆な行動で人をあっと言わせることだと。別に私、そんな感覚は全くございませんで、特に藤田議員は時々おもしろい言葉を使うんですけれども、例えば数年前にこの町の財政の健全化を示す指標を申し上げたときに、ある数字を、根幹を揺るがす事態と。根幹というのは根と幹でございまして、根と幹が揺れるわけですから、大体この町は潰れてしまうと。そういうことになるんでしょうけれども、実際は葉が揺れているだけでございまして、何の問題もございません。

それから、黒田教育委員の再任同意のときも、黒田教育委員が再任されると、この町の教育はよくないと。自分のことを英断とおっしゃったんですけれども、英断というものは漢字で引きますと、すばらしい判断となっておりますけれども、今もってすばらしい判断の内容をお示しくださらないと。そうことで時々日本語を正しく使っているのかなと、こう思っていることもございますけれども……

○議長（八木 栄君） 町長、質問に答えてください。

○町長（田村典彦君） 答えています。

○議長（八木 栄君） そうですか。

○町長（田村典彦君） 余り横からつまらんこと言わないでいただきたい。

○議長（八木 栄君） どちらですかね。

○町長（田村典彦君） 離れわざではないんです。今申し上げたように、初めから簡単なことなんですけれども、町にも財源はない、県にも財源はない。全て基本的には国とのパイプの中で計画をあらゆるものを国との関係の中で調達する以外にほかに方法はないんです。はっきり申し上げて。そうしたら当然のことながら、もう初めから決まっているんです。初めからはっきりとわかっていることです。だから、単純な話、自分の町でいわば津波防災町づくりの財源を調達するとか、県から調達するなんて考えている首長がいるとすれば、それは間違いでございまして。単純な話、100兆を要する国の予算の中からいかにして財源を調達するかというだけのことです。

確か24年の正月の商工会の賀詞交歓会の席上でも皆様に申し上げたこととございまして、もう安倍内閣が組閣する前に、大臣は大体決まっております、津波防災町づくりをする大臣というのは基本的にお二人おります。1人は国土交通省の大臣、1人は財務省の大臣、それぞれいろいろ東京のほうから情報が流れてまいりますので、組閣前に国土交通大臣は公明党の太田さん、それから、財務大臣は自民党の麻生さんで決まっておりますので、いち早く行って御挨拶をしておきました。そういうふうなことを一つ一つやっておれば、基本的には全て計画された行動の中なわけですよ。それで単純な先ほど申し上げましたように、津波避難タワーの設計基準も全て国で作っていただくと。うちが形式的には委員会が作りますけれども、中に入ってくる方は、国土交通省であるとか警察庁の方。国が作る。国が作ったからこそ国は安心してそれに対して予算を提供できると、こういうことになるわけですよ。

さらに平成24年2月26日の大型補正予算でございまして、国のほうからさまざまな形で情報が流れてきます。大型補正予算が組まれる。国土交通省では防災安全交付金が1兆

数千億組まると。また、その後に出てくるのは元気臨時交付金です。この情報も流れてきます。平成24年当初予算は、地方交付税の割り当てが8割でしたけれども、24年2月26日のあれは5割でした。ちょっと落ちますけれども、元気臨時交付金がつきますんで、別に問題はないと。じゃ、これで財源を調達しようと思って、それなりにいろいろなところへ行きまして、お願いして、全国でトップの防災安全交付金ということに。そういうふうにしなれば、そもそも津波防災町づくりはできないと思います。だから、単純な話、津波防災町づくりを、全体を見通せるだけのいわば資質と、それを実行に移すだけの能力を持っていないければ、津波防災町づくりはできないと私は考えております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 町長は東京のほうにたびたび行かれているようでございます。そのことについては今少し御紹介がありましたけれども、東京へ出張をたくさんおありなようで、なかなか庁舎におられないときも多いようでございますが、その訪問先のお相手、町長は一切触れません。何度か私も議会の中でお伺いするんですけれども、それは言わないと。一切東京に出張に行った先の報道もされませんし、写真の掲載もないわけでございます。本当にどこに行っているんですかというふうに思うわけでございますけれども、できればその方の役職とかお相手、大変有利な財源調達をされてきておられますので、そのあたりの御答弁をいただけますか。

○議長（八木 栄君） 大塚議員、関連になっていきますけれども、質問が。質問の趣旨と離れてきております。じゃないですかね。私はそう思いますけれどもね。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 私は再質問の中で津波防災町づくりをこれまで進められてきた事例における町長の資質の点について今お伺いする中での一つの質問でございます。町長の先ほどの答弁からわかっておりますことは、誰もできることではないという中で、東京に強いパイプを持つというところでございます。現在、静岡県においても副知事、それは財務省、また国土交通省にやっただいていただいているわけございまして、近隣の市においても国のほうから人材を持ってきているということを考えますれば、その点について私が今再質問の中で町長が東京に激しく再々行くことの内容についてお聞きしているもので、それは資質についての中身と私は考えますが、町長の答弁をいただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 行く官庁は、簡単に申し上げれば首相官邸、財務省、国土交通省、内閣府、防衛省、農林水産省でございます。行く相手の方は、職務であるとか名前については一切お答えできません。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） わかりました。そこは、名前は出せないということでございましたけれども、なかなか国とのチャンネルといいますか、人脈というのは先ほども述べましたけれども、静岡県においても、あるいは近隣の市においてもその三役に引き入れるということで、国との深いつながりが求められているということは理解することができます。今うちの町でも副町長は財務省のほうから来ていただいております。一生懸命仕事をされているということでございますけれども、町長の国との交渉の中で副町長には相談があったりとか、指示があったりとかということはあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 御質問でございますので、私のほうからお答えをいたしますが、私はもともと財務省の出身といいますか、旧大蔵省に入って、最後は財務省で退職して吉田町の副町長を現在させていただいているわけでありますが、町長のほうからは、町長は非常にもともと防衛省にいらっしゃったということもあって、霞が関あるいは永田町というところについても地理も詳しいですし、先ほどの質問にありましたように、町長お1人で、これ有名なお話ですけれども、私も実際お1人といいますか、某財務省のいわゆる官房課長というところでお会いしたこともあります。町長、ほかの首長と違って、お1人で永田町あるいは霞が関に行って、きちっとしかるべきところにあつて、しかるべき情報をとって、しかるべき指示を私にさせていただきますので、私、非常に吉田町に来て、霞が関にいるときよりも逆に働きやすいような的確な指示をいただいて、先ほど津波避難タワーのお話もありましたが、町長は即座に補正予算で国の補正予算に呼応してといいますか、国の補正予算を使用して津波避難タワーの整備を進めると。補正予算を使用すれば、通常の一般会計の予算、当初予算よりも非常に有利な制度がついてくるということも町長は御存じですので、私も補正予算が適切であるし、獲得がしやすいということをお話ししましたし、その辺についてはもう町長、私以上に国の予算についても、情報についても御存じですので、非常に働きやすい、あるいは私も逆に町長のほうから情報を得て、自分で確認するというようなことで事務を進めさせていただいております。

○議長（八木 栄君） 大塚議員、質問の趣旨が今後の町政運営ということでございますので、これを聞いて質問の趣旨に合った今後の町政運営についてのほうに持って行っていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 町長は今津波防災町づくりのハード整備を進めておられると。今後は堤防のかさ上げをやっていくという話がありました。今後の町政運営でございます。そうした場合、今の御答弁でありますけれども、この津波防災町づくりの中の1丁目1番地の1番である堤防のかさ上げ、これを進めるに当たっては今後まだできておりません。今後作っていただきたいと議会報告会でも大勢の町民の方から要望がございました。ぜひ堤防のかさ上げはしてほしいというふうに私も思います。その際、やはり今町長が人脈のお話をされましたけれども、町長の中央における人脈なくしてはこの大業をなし遂げることはできないと言っても、これは決定的なこととしてあるのでしょうか。そのあたりをお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 余り自分のことですから、言うのは控えなければなりませんけれども、基本的に被災地以外で、うちの町の海岸は直轄海岸でございますけれども、焼津もございませし、牧之原も800メートルございませ。ほかにも直轄海岸があると思ひますけれども、そこでいけば防潮堤のかさ上げであるとか、うちの町は港もございませけれども、港関連で言ひますと、やはり農林水産省の予算がございませ。基本的に最後の詰めをするのは人脈がないとこれはできないと思ひておりませし、そういう意味において国からお金を取つてきて、町で事業する分については議会の皆様にもお話しできますけれども、今言つた直轄海岸の事業とは、これは基本的に国がやる事業でございませので、私の頭の中には大体のことは入つておりませけれども、皆様には国が発表する。もしくは国のほうから吉田の町長は話していい

よというふうな言質をもらわない限りは、皆様にはお話はできませんけれども、大船に乗っていただいて結構であると、こんなふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 最初の答弁の中で町長は任期満了後も引き続き町政を担当したい。さらにはさらなる町の勢いづくりに邁進したいと述べられておられます。これは来期の町長選挙の立候補決意表明と受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私以上の能力を持ってやっていただける方がいれば、それはその方がおやりになればよろしいでしょうけれども、今までの経過もございます。ましてや津波防災町づくりはこの町の明日を決定づけるものでありまして、この津波防災町づくりができなければ、町は長期的には低落傾向にあると私は考えておりますし、恐らく町民の皆さんもそんなふうにございますし、この町に命をかけた人間でございますので、津波防災町づくりを最後までやらせていただきます。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 私は議員をやりながらでございますけれども、小さな会社を経営しております関係で、今朝も経営者の集いがございました。町内の政治や経済の関係者にお会いする機会が結構ございます。その中で町長の中央における人脈のことも話題にはなります。今日のモーニングセミナーで経営者の方々とお話をして、みんなで確認をしたことは、今の現状、人口減少あるいは少子高齢化の社会が来ているということについては、地域の死活問題だというふうに提言がありました。地域の死活問題であり、それぞれの地域が地域間競争をしなければならない。そういう地域間競争に勝って行って、初めて町長がおっしゃっておられる豊かで勢いのある町になり、先ほど言われたように、夢を持って、若者たちが流入してくる町になるということだというふうに考えております。答弁の中で男女共同参画社会の必要性や子育て支援の充実、さらには交流人口の拡大といった補助金の継続など御紹介がございました。こうしたところもしっかりとやって行って、両方ともにやっていくところの決意と受けとめてもよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 津波防災町づくりの完成こそ、子育て、教育、いわば健康づくりといった町民の皆様にご提供する生活サービスというものがまっとうにいわば提供でき、かつ町外から若者がこの町に来ていただいて、結婚し、子供を産んで、そういう人々が多く集まる町、豊かに勢いのある町、すなわち企業を誘致して、雇用の機会を提供し、また町が提供するいわば生活サービス、今申し上げた子育て、教育、健康づくりといった生活のサービスをよりよく提供できて、それにまた人々が集まってくると、そういうふうな町づくりをするためには、まさに津波防災町づくりの完成がなければ基本的には不十分な形でしかできませんし、将来的には長期低落傾向になると思いますので、何が何でもこのいわば津波防災町づくりは完成させなければならないと、こんなふうに思っております。今議員がお話しいただいた男女共同参画社会であるとか、そういうものを全て津波防災町づくりが完成しないことには全てが不十分な形でしか提供できないと私は考えておりますし、その中では住民の皆さんは不安を持って生活をし、企業の皆さんはいわば安心して生産活動に励めないと、仕事をしてもできないと、そういうようなことが起きると私は思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 町長のその考えのもと、町長の後ろには役場の職員の方々がいらっしゃいます。そして、人材がたくさんございますので、それを町長がいかに使っていくのか、活用していくのかということも大事な首長としての資質の中に入ってくるのではないかと思います。職員の人材活用も大事かと思います。その点の行政運営についても一言考えを伺いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は多くの恵まれた職員が背後におりまして、私が指示した計画に従って、それを達成するために本当に日夜、夜遅くまで働いてくれるということを本当に感謝しております。手柄は職員でございます。本当にそれがうまくいかない場合は私の責任でございますので、職員には思う存分やれと、私は最後の責任はとると申しておりますので、副町長以下にそのように指示してございます。本当に職員の平成25年度の予算が通常であれば、決算が大体90億のところは170億という倍近い仕事をした町でございますので、それをこなした職員は、本当に私は誇りに思っておりますし、今後とも本当に職員にこの町のために働くような環境を整え、頑張ってもらいたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 議会がでございます。議会においても町民の福祉の向上を願い、議会としての役割、機能、町民の負託を受けて議会活動をやっているわけでございます。そうした町長がその議会の車の両輪の部分、つかず離れず、そしてまた切磋琢磨する関係が私は望ましいと考えておりますが、この間、議会のほうの国のほうに同行させてもらいたいというような申し出も、それは必要ないということで、議会は町長には少し力になれないのかなと思うところでございますが、その点について何か議会にこうしてほしいということがあれば、この際言っていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は議会の皆様に常々申し上げていることがございますけれども、言葉には叱咤激励という言葉がございます。叱咤というのはむち打って、あとは頑張りなさいということでございますけれども、私は議会から叱咤はされたことはございますけれども、激励はされたことは一切ございません。常々申し上げていることは、津波防災町づくりは私がやりますので、ぜひとも足だけは引っ張らないようお願いしております。

一番最たるものは、私も今議員のほうからお話ございましたけれども、議長、副議長が東京に同行したいというお話がございましたときに、ありがたいお申し出でございますけれども、必要ございませんと言った理由は、たった1点にかかっております。防潮堤を、当然のことながら1丁目1番地は防潮堤でございますので、防潮堤について議員の皆様が視察に行かれる用意があるならば予算立てをいたしますけれども議長にお話ししました。議長が皆様にお話しするときに、うちの副町長を連れてぜひ説明をしてもらいたいと言って説明して、その後、何でいわゆる副町長に言われて東北の防潮堤の視察に行かなければならないんだと言った瞬間に、一体この町の議会は津波防災町づくりをどんなふう考えているのかと私は思いました。まさに1丁目1番地は海岸の防潮堤の問題でございます。この問題ができなければ津波防災はできないわけでございますので、そういうふうな議会がそんな必要はないと言ったわけでございますので、そのような議会のいわば申し出を受けて、そういうような議

会の議長、副議長が一緒に行くことは、ちょっとおかしいんじゃないかと私は思いましたので、お申し出はありがたいんですけども、私1人でやりますので、結構でございますと申し上げました。

全て私は極端なことを申し上げるならば、自分の部屋にございます机でアポイントをとり、必要な場合には直接話をして、1人で相手を選んで、1人でリュックサックをしょって1人で行って、全てやっております。そのようなスタイルは今後とも変えることはございませんので、ぜひとも議会の皆さんにお願いしたいのは、できることならば、本当にできることならばでございますけれども、叱咤激励という言葉がございますので、ぜひとも今後は叱咤だけではなく、激励ぐらひはしてもらいたいと、こんなふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 激励をしていきたいと思っておりますので、ぜひ議会にお声かけていただきたいと思っております。

町民が期待されている堤防のかさ上げの実現を初め、目に見える安全を確実に実現していただく。これを途中で終わらせるようなことがあってはならないと町長の答弁を聞いていて思いました。その安全が担保されてこそ次の世代に受け継ぐことがこの町はできると思えます。これは町政にかかわる議会としても同じ気持ちでございます。私もその1人と自覚をしております。町長には町民のためにしっかりとやり遂げることをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、9番、大塚邦子君が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、12名です。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

私は、先に通告したとおり、健康づくりのために健幸ポイント制（動機づけポイント）の導入についてお伺いいたします。

町は、今後の少子化と高齢化の進展を踏まえ、誰もが健康寿命を延ばすことができ、元気

な高齢者が子供や青年などとともに、地域の中で活躍できる地域福祉社会となるよう、誰もが健やかで安心して暮らせる快適な町づくりを目指しております。そのために町は健康づくり事業として健康増進の場を提供し、健康診断の充実を図り、そして日々の運動や食事などの生活習慣の改善へ向けた指導などの取り組みが行われています。

健康はお一人お一人が考え、自分の健康は自分で作るという意識のもと、自分に合った健康づくりを実践することです。しかしながら、もともと健康づくりに熱心な人たちがいる一方で、健康づくりに余り関心がない方もいることが現実です。いかに無関心層の方たちに健康づくりに取り組んでもらうかが重要であると考えます。

私は、健康づくり事業や介護予防事業などのさらなる促進、そして地域の活性化策として、健康づくりの動機づけを図る仕組みが必要であると考えます。

そこで、静岡県が行っているふじのくに健康寿命プロジェクト、健康マイレージ支援事業や全国の複数の市町で行われております健幸ポイントプロジェクトなどを参考にした事例の導入を考えているか、以下町長にお伺いいたします。

- 1、現状の健康づくり事業進捗は、後期基本計画の目標に対してどうか。
- 2、健康づくり事業の参加者増加に向けた課題をどのように分析しているか。
- 3、静岡県下17市町が事業実施しているふじのくに健康マイレージ事業について参加していない理由は何か。また、来年度から参加されるか。
- 4、三島市健幸マイレージや新潟県見附市健幸ポイントプロジェクトなどのような動機づけポイント制事業の導入を検討しているか。
- 5、健康寿命を延ばすために健康づくりの今後の取り組みの方向性は。

以上、御答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 健康づくりのために健幸ポイント制（動機づけポイント）の導入についてにお答えします。

少子高齢化は、多くの先進国が直面している人口課題でございます。人口の年齢別構成は、人口ピラミッドと呼ばれる図によってあらわされますが、日本の人口構造は少子高齢化によりもはやピラミッド型ではなく、つぼ型となっております。子供が少ないつぼ型の人口構造では、やがて生産年齢人口が減り、高齢者人口の割合が一層増加することが予測でき、社会保障制度はもちろんでございますが、生活水準や経済状況にも大きな影響を与えることとなります。そういった状況の中、健康な高齢者を増やし、健康寿命の延伸を図ることは重要な対策の一つと言えます。

当町におきましても、近年高齢化が進み、出生数は減少傾向にあることから、生活習慣病予防を中心とした健康増進施策を推進していくことが重要であると認識し、いつまでも健康で元気に暮らせる町づくりを目指して、若返り貯筋塾事業やダンス、健康づくり事業、複合がん・総合がん検診などに取り組んでおります。中でも議員のおっしゃるとおり、健康づくりに対する無関心層の方々にいかに働きかけ、関心を持っていただくかは大変重要で難しい課題でございまして、特別な対策を実施する必要がございます。

吉田町のオリジナルダンスを作り、町のイベントはもちろんでございますが、運動会や盆

踊り大会などの学校や地域の身近な行事で普及をしたり、また、大腸がんと乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン配布事業は、新たな受診者層を開拓することを目的とした事業であり、無関心層に働きかける対策の一つでございます。

まず1点目の現在の健康づくり事業の進捗は、後期基本計画の目標に対してどうかについてお答えをします。

後期基本計画では、いつまでも健康で元気に暮らせる町を目指し、健康づくり事業を推進することで町民の皆様が疾病予防に対する知識を身につけ、個々に合った健康づくりが実践される状態となることを目指しております。生活指標は町が実施する若返り貯筋塾、オリジナルダンス普及講座などの健康づくり事業への参加者数（年間述べ人数）とし、平成22年度3万935人を平成27年度には3万2,000人とする目標値を設定しておりますが、平成25年度の実績は3万4,846人となっており、現在のところ目標値はクリアをしております。これは当町が運動習慣の継続に重点を置いて、各種運動教室やダンス普及講座等を開催していたことによるものでございます。しかし、まだまだ多くの方に自分のペースで無理なくできる自分に合った運動習慣を定着させていただきたいとのことから、さらに普及に努めてまいります。

次に、2点目の健康づくり事業の参加者増加に向けた課題をどのように分析しているのかについてお答えします。

町では21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）及び県の健康増進計画しずおか健康創造21を踏まえ、町総合計画を上位計画とする吉田町健康増進計画（健やかプラン吉田21）を策定しております。平成22年度の計画策定に当たりまして、平成21年度に実施をいたしました一般町民対象の実態調査の中では、日ごろ運動するように心がけている人の割合が、20歳から50歳の女性は約30%で、同じ年代の男性の約40%に比べて低く、また、ほとんど運動をしていない人の割合が、男性の約50%に比べて20歳から50歳の女性は約70%と高い結果が出ております。

なお、運動を行えない理由についての問いで最も多かった回答は、「やりたいが仕事や勉強が忙しい」が全体の34.8%で、「やりたいが家族の都合、意向や家事、介護等で行えない」の12.5%と合わせて47.3%の人が、時間がないことを理由としており、そのほかに「やりたいが適当な場所がない」や「仲間がいない」、「費用がかかる」などの意見がございました。

また、同じ調査の中で、「健康づくりのための運動の指導を受けたいですか」という問いに対しまして、「受けたい」と答えた方の割合は女性のほうが高く、特に30歳代が46%、40歳代が51.9%、50歳代が59.6%と運動指導を希望する方が多い結果でございました。

このように20歳から50歳の女性は仕事や家事、介護等に忙しく、運動を行いたいが行えない人が多い。また、30歳から60歳の女性は運動指導を受けたい人が多いという調査結果が得られましたことから、日ごろ運動する人の割合を増やしていくためには、仕事や家事、介護等の合間に運動できる環境を整えるとともに、運動指導を受けられる環境を整えることが必要と考えております。平成18年度から積極的に実施してまいりました若返り貯筋塾事業やオリジナルダンス普及事業は、現在までにさまざまな多数の講座を開催し、幅広い年代の多くの女性に参加していただいております。

なお、平成21年度の調査結果は、平成14年度の調査結果に比べ、運動を心がけている人の割合は全体で6.6%増加した一方で、ほとんど運動をしていない人の割合は全体で10.3%減

少しており、町民の運動習慣の定着化は進んでいると評価をしております。

なお、この現計画は計画期間を10年としており、本年度実施する実態調査をもとに、平成27年度に中間見直しを行う予定でございます。

次に、3点目の県下17市町が事業実施しているふじのくに健康マイレージ事業について参加していない理由は何か。また、来年度から参加されるかについてお答えします。

健康増進のための行動を促進する技法の一つに、インセンティブを用いて動機づけを高める技法がございます。このインセンティブは有斐閣出版の心理学辞典によりますと、行動が生起するための必要な外的条件と定義をされており、特に禁煙や運動などの健康行動に対するインセンティブの有効性が多数の文献から報告をされております。

このふじのくに健康マイレージ事業は、住民の健康づくりを、インセンティブを用い推進する新しい取り組みであり、日々の運動や食事、休養などの目標を達成できた場合や健康診断の受診、健康講座やスポーツ教室、ボランティアなどの社会参加を行った場合に、町がポイントを付与し、一定のポイントを達成した人には県が作成したふじのくに健康いきいきカードを発行し、ふじのくに健康いきいきカード協力店でサービスが受けられるようにする県と市町が共同で行う制度でございます。ふじのくに健康マイレージ事業のモデル事業として藤枝市が平成24年10月に藤枝マイレージ事業を開始いたしました。本格的な事業の開始は平成25年度ですが、静岡県では県内東部地域にメタボリックシンドロームや高血圧症等の健康課題が多いことから、特に東部地区を中心に実施を促し、東部地区6市町と浜松市の7市町がモデル事業を実施した藤枝市に合わせ開始したものでございます。平成26年度に入り、現在までに実施している17市町の内訳は、県が積極的に実施を促している東部の10市町と中部3市町、西部4市町でございまして、中部3市町の内訳は、モデル事業で実施した藤枝市のほか、川根本町が今年8月18日から、島田市が9月28日から開始をしたところでございます。当町といたしましては、住民みずからが生活習慣病の発症や進行を防ぎ、みずからの健康は自分で作る1次予防は重要であり、住民一人一人が生涯を通して各ライフステージに合った健康づくりを進めるための健康づくり事業の一つとして、ふじのくに健康マイレージ事業などのインセンティブを用いた事業の必要性はあると考えております。

しかし、ふじのくに健康マイレージ事業は、昨年度から県が開始したばかりの事業でございますので、既に導入している自治体の実施内容や効果、経費、課題などを幅広く参考にさせていただき、平成27年度からの導入計画案を立て、本年度は町としての効果的な事業運営が可能か精査をさせていただいているところでございます。

次に、4点目の三島市健幸マイレージや新潟県見附市健幸ポイントプロジェクトなどの仕組み、動機づけポイント制事業の導入を検討しているかについてお答えをします。

健幸ポイントプロジェクトは、筑波大学、みずほ銀行、みずほ情報総研株式会社、株式会社つくばウェルネスリサーチが、総務省からの委託事業であるICT健康モデル（予防）の確立に向けた地方型地域活性化モデル等に関する実証に採択されたことから、健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ地域活性化総合特別区域協議会に参加する新潟県見附市、千葉県浦安市、栃木県大田原市、岡山県岡山市、大阪府高石市、福島県伊達市の6市町とともに、健康づくり無関心層を含めた多数の市民を健康づくりに誘因できるインセンティブ制度の大規模実証実験として、平成26年12月から平成27年3月までは総務省の委託事業としてその後引き続き全体で3年間を実証期間として実施するものでございます。

このプロジェクトは、日々の歩行や運動、それによる健康状態の改善に応じて健康ポイントを付与する仕組みで、ためたポイントを地域商品券やローソンなどで使える共通ポイント、ポンタや寄附などに使える特徴がございます。また、三島市の健幸マイレージは、平成24年7月から開始をされ、平成25年度から県が開始をしましたふじのくに健康マイレージ事業に参加をしており、健康づくりだけではなく、生きがい、きずなづくり地域活性化、産業振興の領域の活動に対しましてもポイントを付与するものでございます。見附市と三島市はともに健康を町づくりの基本に据えた新しい都市モデル、スマートウエルネスシティの構築を目指す同種の首長の集まり、スマートウエルネスシティ首長研究会に加盟しており、そこに暮らすことで健康になれる町スマートウエルネスシティ実現のための要素の一つである健康増進インセンティブによる住民の行動変容促進事業として健幸ポイントプロジェクトを開始しているものでございます。静岡県と県内市町が共同実施するふじのくに健康マイレージ事業も新潟県見附市等が実施する健幸ポイントプロジェクトは、どちらも健康増進のための取り組みについてポイントを付与する仕組みでございます。本町では県のふじのくに健康マイレージ事業との共同を基本に、町独自の効果的な事業運営の検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、5点目の健康寿命を延ばすために、健康づくり事業の取り組みについて、どのようなコンセプトで今後行っていくのかについてお答えします。

国が策定をしました平成25年度から平成34年度までの21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21第二次）では、生活習慣病の1次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取り組みを推進するために、第1に健康寿命の延伸と健康格差の縮小、第2に生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、第3に社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、第4に健康を支え、守るための生活社会環境の整備、第5に栄養、食生活、身体活動、運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣病及び社会環境の改善の五つの基本的な方向性を示しております。

このような国の方向性を踏まえ、町では、平成23年2月に策定をしました吉田町健康増進計画（健やかプラン吉田21）の中間見直しを平成27年度に行う予定でおります。健やかプラン吉田21の見直しの中で町の健康課題を明らかにし、地域特性に合ったアプローチができるよう、地域の中で自助、共助、公助の考えのもと、個人の健康保持増進のための支援と、地域づくりを主とした健康づくり事業を展開してまいりたいと考えております。その取り組みとしまして、生活習慣病を発症する危険度の高い集団や合併症の発症や症状の進展等の重症化予防についての対策は個別支援を重視し、また町の健康課題につきましては幅広い年代に対しての周知やアプローチすべき年代、内容を明らかにした健康教育などのポピュレーションアプローチを実施してまいります。特に若返り貯筋塾を初めとする健康づくり事業は、健康寿命の延伸を図るために、行動変容のきっかけを作りやすく、またその必要性の高い退職者や団塊の世代の方に対し、生活習慣病の発症予防、重症化予防とともに、認知症予防、ロコモティブシンドロームに対しましても効果のある事業としていく必要があると考えております。

また、本年度新たなウォーキングコースを整備する取り組みとして、津波避難タワーをめぐるコースを含む町内のお勧めウォーキングコースを町民の皆様から広く募集をいたしました。現在は応募がございましたウォーキングコースを確認し、新たなコースの完成に向けて

作業を進めているところでございます。今後完成をしましたウォーキングコースを広く普及することにあわせ、ウォーキングの効果についての正しい知識の普及啓発をすることで、運動習慣の定着を目指していく取り組みも地域の特性を生かして、健康づくりに関する意識の底上げを行っていくポピュレーションアプローチであると考えております。

そして、健康づくりは町民一人一人が主体的に取り組むことが基本ですが、個人の力だけでは限界があり、好ましい生活習慣を可能にする環境条件を整える必要がございます。そのために家庭や地域、医療機関、学校、企業、団体、行政等が一体となって健康づくりに取り組むことを進めることができる地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 再質問ありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

それでは、御答弁のほどありがとうございます。再質問のほうを図っていきたいと思います。

まずですけれども、御答弁いただきました後期基本計画に対する実績状況でございますけれども、今中間で3万4,846人という形で目標に対して大分いっているよというお話なんですけれども、延べ人数での目標設定でございますので、やはり中身というものが非常に大切だと思われれます。当初通告したとおり、非常に関心のおありのある方々が複数回御参加されても、その人数に含まれてしまうという形で、新たな方々の御参加、意識づけ等がやはり今抱えている町の今後の健康づくりの進捗においては非常に大切になってくると思われれますが、担当課としてその内容についてどのような分析をされているか御答弁をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） ただいまの質問でございますが、後期基本計画の中で設定をしております目標値が延べ人数ということでございまして、今回そのことにあわせて報告をさせていただいておりますが、ここのところにつきましては、次回の計画の中ではもう少し私たちのこの町の健康づくりの参加の実態が見えるような目標設定をしていかないといけないなということを今回の御質問の答弁書を作ったりする中で、いろいろとみんなで考え直しまして、そのような話をまとめたという経過がございます。

ただ、御質問の中で少し答弁をさせていただきましたように、前回の平成14年度に実施をした調査に比べ、平成21年度の実施をした調査の中では、これは本当に無作為抽出で1,500人の一般の方を対象としておりますので、どこまでが正しいかということはある程度日々の運動を心がけている方等が増えているというような回答の中から、総合計画とは少し異なるんですけれども、総合計画の下位の計画でございます健康増進計画の中では、少し今年が明けて1月に調査を実施する予定でございますが、この中でどのような結果が出るかと、また同じような設問をして、比較をしていきたくて思っておりますので、この辺も結果を受けまして、また検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

本年度、年がかわって1月にやられるということでありまして、今、町のほうでは今後の第4次以降の総合計画を受けて、町づくりアンケートというものを確か企画のほうで

やっていると思われるんですけども、その中にはそういったファクターというのはたくさん出ていていると思われるものですから、そういったものを参考にしながら縦割りではなく、情報交換していただいて、そういった入手をしていただきたいと思います。今回の質問でそういった観点から見直しを図りたいということでありますので、今回私がやった質問というのもそういった形で実際に活かされているということで非常に光栄に思います。

でありますけれども、やはり今度調査するデータ数ですか、サンプル数が同じような1,500人という形なんでしょうか。予算的に考えられているのは、同じ規模のものをやるということですか。14年、21年、27年という形で調査するというのは、同じような内容をやられるということですか。抽出で。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 同じように1,500人の無作為抽出で一般の調査についてはやっていきたいと思っております。内容につきましても前回との比較をするために、ある程度同じような設問をしないと評価がしにくいということで、基本はそこに置いておりますが、状況が時代も変わってきておりますので、今の時代にそぐわないようなものは、あるいは政策を変えてきたものとかもございますので、そのようなものはそれに合わせて内容を変更して調査を実施したいというふうに思っております。

一般の1,500のほかにも乳幼児の保護者を300人程度、それから小学生を300人程度、中学生を300人程度ということで、ライフステージに応じた健康増進計画を立てたいと思っておりますので、一般だけではなく、幅広く4種類の調査をやる予定でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

今回の今御答弁いただきましたとおり、調査においてターゲットをどういったところに絞っていくか、そのターゲットごとの問題点を抽出して今後施策に生かしていくという形ですね。先ほど答弁いただいたところによりますと、20代から50代の女性、また30、60代の女性において、うちの町として非常にその年代の女性の方々が非常に弱いということで、そこに的を絞った施策でオリジナルダンス等を取り入れた形で対応していったという形となると思われるんですけども、今その効果の形である程度実績いっていると。今男性の方々がどうしても自分も含めまして気持ちはあるんですけども、なかなか続かないということがあると思われるんですけども、そういったものも多分今回の結果を踏まえた形で重点施策として今後取り組んでいくということなんですね。そういった方向ですか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康づくり課が行う事業が平日の昼間が以前は多かったということで、平成21年に調査をしたときに、そういう状況の中で男性よりも女性のほうが運動する気持ちだとか、実際に運動習慣が少なかったというようなことの中で、町が女性に対しての取り組みのほうが進みやすいわけですね。平日に参加していただきやすい。ただ、お仕事や介護やいろいろな状況で都合がつかなかったということで、現在は土日や夜間の教室も幾つかそろえ、年代も若い人が参加できるものからお年寄り用のものとか親子で参加するものなど、いろいろなものを試みているという状況の中で、非常に女性の参加が目立っております。この当時のアンケートの結果と今現在参加している皆さんの顔ぶれだとか状況、これが、反対に女性が非常に活発に見える。それに加えてお達者度の順位なども女性が非常

に高い数字を示していることなどから、ここら辺が逆転したかもしれないというような感覚を覚えているものと、それと、あと男性の方々が実際は21年度にかなりの方が、運動習慣があるということだったけれども、一体、ではどこで、いつ、どのように運動しているんだろうということら辺が余りよく見えていないということと、現状はどうだろうかという部分です。このようなものを今回の調査の中で少し見えてくるといいなというふうに考えて意識をしております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そのような形で担当課の方は十分認識されていると思うものですから、そういった弱いところを十分に強く推し進めていただきたいなと思います。新聞記事によりますと、歩くというのが本当にいいということで、運動という認識も自分も万歩計つけているんですけども、ただ歩いて仕事をやっているだけでも議会もそうですけれども、それでもある程度の歩数いくんですけども、やはり3分間きつく歩いて、3分間休んでやるインターバル速歩とか、そういったことでやらないとカロリーというんですか、そういった運動にはならないということで、そういった切り口で運動という認識も仕事で現場仕事をやっているから、十分働いているよ。デスクワークだから運動不足というばかりではないと思うんですよね。そういったことも含めたものが必要ではないかなと思います。

本題の質問の趣旨に沿った形での質問に移っていきたいと思うんですけども、県が行っているふじのくに健康マイレージ事業につきましては、前向きな御答弁いただきましてありがとうございます。確かに藤枝がモデルになってやって、推進しているんですけども、なかなかインセンティブの部分で、県がやっているものが非常に薄いというか、少ないような感じがあるわけでありまして。似たような事業で静岡子育て優待カード、そのカードを見せると、お子様を連れてお店行って、そのカード見せますと優待を受けられますという形で子育て支援の政策で県はやっているんですけども、なかなかこの制度というのは、協賛している企業さんに御負担を申し上げて、5%引きとか何かお土産をつけてもらうという形で、協力しているんですけども、それが持ち出しになってしまうという形での不満の声も聞いていますし、町内にその参加されている事業者さんも余り少ないという現実があります。

また、今前向きに考えられていますふじのくに健康マイレージ事業につきましても、その協賛できるポイントを使えるところは島田市で8店舗、焼津市で10店舗、牧之原市で4店舗、藤枝市は先進的な事例ですから64店舗、川根本町と吉田町はゼロですね。協賛されているところは。そういった状況であるものですから、導入しても吉田町民にとってせっかくマイレージでためたポイントを使うという、藤枝行ったり、島田行ったりしなければだめだよと。行ってもちょっとしたお土産とか、そんなことという、それがインセンティブになり得ない可能性があるんですけども、そういったところに関しましては、その検討する中でそういったことも考えられていますか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 各市町ごとのマイレージカードを使える店を検索していくと、市町ごとに出てまいります。当然もうマイレージを実施するところには先ほど議員がおっしゃったように、島田市何店舗とかと出るわけなんですけど、現在、静岡県全体では650店舗を超えたというふうに聞いているんですけども、現在のところは県が作った共通のカー

ドでございますので、例えば吉田町が今後開始をして、そのカードをもらった方は吉田町内で快諾した店舗でなくても、島田市でも牧之原市でも静岡市でもどこでもそのカードの優待を受けられる形にはなっていると思います。ただ、現在吉田町のほうはこの事業を実施しておりませんので、吉田町内で快諾をしている店はないということになっております。今後実施していけば、町の中にもそういう事業者が出てくるということで、ただ、県も問題としているところなんです、これは県がそれぞれの事業者さんに事業者のできる範囲での御協力をお願いしているものでございますので、インセンティブの効果があるような内容のものではございません。そういった意味で、どこの市町も始めている市町では、それにプラスした市町独自の効果的なものを商品券であるとか、そこの町の特産物であるとか、そういった形をくっつけて、やる気を出させようというふうにしているところが多いと思います。ほとんど全ての市町がそうだなというふうに思っております。

インセンティブに関する調査のいろいろなレポートなんかも出ているんですが、全く無関心な人たちがやる気になるのには、やはり一番が現金で、2番が商品券であるというふうな研究結果が出ていますが、金額でいくと、その50%ぐらいの人がその気になるのが2,000円くらいということだそうですが、よその市町の実績をちょっと見ていきますと、3,000円くらいが多いのかなというふうに思っておりますので、そのくらいの金額ならばそんなに非常識なものでもないのかなというふうなことで、いろいろと研究はさせていただいております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そうしますと、うちの町でやる場合には、そういった形でインセンティブをある程度高く設定して、金額的なものはちょっとわかりませんが、動機づけが、意識づけがしっかりとした形で図られるような形でやるといいまして、やはりここはその一つの課だけでは協賛していただくような店舗さん、それと予算的なこと、仕組み的なこと等々を考えると、やはりこれは庁舎内横断的なプロジェクトという形になってくると思うんですけれども、健康づくり課としてはがん検診、いろいろな各種メタボリックの形、それとあと健康づくりのいろいろな形のプログラムを、それを地域の活性化、産業課が考えるようなものでもあるだろうし、そういったものを切り口に予算措置をして、それをうまく反映していくというような形、横断的な取り組みが考えられると思うんですけれども、町長もやはりそういった形での取り組みを担当課のほうから上がってきた場合は、全庁舎的に取り組んでいくという形よろしいのでしょうか。担当課としては検討しているというお話があったんですが、どうでしょうか。お疲れのようなんですけれども。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 町長への御質問であります、まだ健康づくり課が検討している段階ということで、私もその動機づけが必要なことは今健康づくり課長が答弁して、非常に金銭的なことが伴うんだなというふうに思っていますが、少なくとも健康マイレージ事業が町にとって一番今必要な事業というふうに議員は思っているのかもしれませんが、私どもはまず一番今町で最大限取り組まなければいけない事業は、津波防災町づくりであります。そのほかに何かと言われれば、まさに今問題になっている、先ほど来からほかの議員からも質問がされておりますが、少子高齢化でありますとか、子ども・子育て支援でありますとか、さ

らに最近の国のまた総合戦略長期ビジョン、選挙の関係でできておりませんが、選挙が終われば早晩総合戦略ができるでありましょう地方創生、そういったものについては町全体を挙げて取り組んでまいります、健康マイレージについては十分健康づくり課で検討していただいて、適切に通常の事業と同じように予算要求をするなり、あるいは制度が必要であれば制度を作って、通常の事務の中で十分取り組めるものと思っておりますので、これを、健康マイレージをやりますから吉田町全体を挙げて取り組みますというような事業ではないと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 確かに津波防災町づくりは最優先課題であるという認識では統一しているんですけども、やはり町民の皆様方も日々の生活をしておるわけで、全てにおいてもやはりそれぞれのところで一生懸命やっていただくという形でありますので、全部そのプロジェクト組めということではございませんけれども、そういった形では横断的な取り組みを今後も行っていたきたいと思えます。

町長、国へ行くということでもありますので、今、生田課長が言いましたね。総務省と言われたけれども、自分の調べたところだと内閣官房地域活性化総合事務局、内閣府地域活性化推進室が行っている事業で、健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区といった形での事業と認識しておるわけでもありますので、東京行ったついでにそういったメニューも取り入れる形で、また情報収集していただいて、今回は、採択はされなかったですけども、そういったものも取り入れた形をお願いしたいなと考える次第であります。

県の今やっています健康マイレージのインセンティブに関しましても、先ほど生田課長が言われたように、2,000円、3,000円というものもあるんですけども、そういったポイントを学校とか地域の花の会の花の苗代とか遊具の購入の補助とか、子供たちの歯磨き指導料の一部に充てるとか、そういった形で柔軟性を持った、10ポイント1円換算にして、そういったポイントがあれば、そのお金を持ってふるさと寄附金じゃないけれども、そういった形でそういった事業を行ってくださいよという住民の意思を反映するということは、ポイントで自分のために使うというのも確かにあるんですけども、自分の健康のためにやったポイントは地域のそういった還元に使えらるという、また違った同じお金を使うに当たっても意味合いも変わってくるだろうし、インセンティブな要素で考えますと、もっとグレードが上がってくると思うんですけども、そういったところにも発展するような形での御検討はされておるのか、またするのか。今後においても今検討されているということでもありますので、私としましては県のふじのくに健康マイレージ事業に参加するだけじゃなくて、やはり吉田町でやるんだから、吉田町独自のもので、協賛店も今現実ゼロというところである以上、吉田町独自のものをやはり前面に押し出す形で、そのマイレージポイントのシステムに使うにしても、それ以外の波及的なことはそういった形でやれば、より一層啓蒙にもなるし、効果も上がるのではないかなと思われるんですが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） このマイレージ事業をしばらく続けていったり、あるいは三島市さんのように、その以前から自分たち独自にやっているところだと、そういった考え方が進化してきて出てくるわけですね。健康づくりをこうやって本当にいろいろな分野で活用されるような形になっているわけですが、そういった見方も一つかもしれませんが、私

たちの中、今担当課の中では検討しているものは、今原点が健康づくりに関心のない人たちを、関心を向けさせることを目的にしているということで、目的が達成されなくて、ほかの部分を見たとするところよりも、まずそこを重点に見ていくことが一番大事だなということで、いろいろなことを考えていけば広がってはいくんですけども、一番基本はそこであるということと、それから、金額の面を言っていくと切りもないんですけども、そういったことよりもこういった事業を例えばやることで、吉田町も健康づくりにも力を入れているんだと。そこら辺で健康づくりマイレージののぼり旗だとか、いろいろなものを目にする、カードが出る。協賛する店舗があるとか、そういったようなことの中で町の中の皆さんがもう少し健康づくりしなければみたいな、そういう意識が少しずつ全体的な底上げを図るみたいな、そういった町全体の雰囲気、こういったものが一番まず重要だなというふうに思います。今まで頑張った人もやっぱり頑張らなければ。やってない人も何となくやらなければみたいな雰囲気をまず作っていくことが、もしこの事業をやるとしたら、今吉田町なりに考えるとしたら、出発点はそこかなというような形で思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） いろいろな先進事例がありますし、11月16日のサンデー日経の中ですけれども、先ほど紹介しました総合特区の中でも、やはりある程度のインセンティブをつける実験を今回行っておりますので、その結果も出てくると思いますので、そういったものを参考にしながら、第1ステージとしてはそういう形で、第2、第3ステージという形で、多くの方々が参加して、とにかく健康で長生きしていただくという、不健康で長生きというのもどうもというのがありますので、やはり楽しく生活していただいて、笑いのある生活の中で長寿を全うしていただくような形でやるのが一番だと思いますので、心なくも突然倒れられて、非常にしている人というのを見聞きしているものですから、そういった形で広くこういった事業を推進していただけるということで確認はとれましたので、私は優先順位が津波防災に比べてあれだということもあるかもしれないけれども、私はやはり町民の皆様方の健康、健やかなものも非常に大切な要素の一つだと考えておりますので、全てにおいて町が行っている事業というものはどれにとっても町民の皆様方にとっては大切な事業でありますので、今回一般質問できなかった課長さんの皆さんも、そういった気持ちで私の質問を聞いていただければ光栄だと思います。とにかく町民の皆様方のために今後とも町の事業の執行をお願いしまして、私の一般質問を終了します。

○議長（八木 栄君） 以上で12番、藤田和寿君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は13時とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 零時58分

○議長（八木 栄君） 会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、12名です。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

〔1番 増田剛士君登壇〕

○1番（増田剛士君） 1番、増田でございます。

私は、先に通告いたしましたPRキャラクター作製とPR事業について御質問させていただきます。

人口減少問題が取り沙汰されている中、町長は6月定例会の行政報告の中で、日本創成会議の分科会公表の2040年人口推計において、当町でも20代と30代の女性の比率が25.3%下落し、人口減少傾向が強まると推計されている。そして、人口減少についての不安は津波の要因に加え、出生数の低下の要因もあるので、それぞれの要因に対して的確な対応が必要となってくると述べられております。

私は、この人口減少を克服する一つ的手段として、町や地域の売り込みとなる町のセールス・プロモーションが必要であると考えております。平成26年度当初予算において、町のPRキャラクター作製費用が盛り込まれており、11月30日で公募が終了し、今後具体的な施策が進行していくと思っております。PRキャラクターに関し、これまでの経緯と今後のPR事業施策について以下質問いたします。

一つ、ゆるキャラとしてマスコットキャラクターを公認し、全国ゆるキャラグランプリ等でPR展開を行っている市町が多数ございます。当町においてPRキャラクターを作製することになったこれまでの経緯は。

2、PRキャラクターの今後の活用施策は。

3、町のPR（セールス・プロモーション）の施策は。

四つ目として、吉田町商工会青年部が吉田まきイメージキャラクターを既に募集し、民間事業として行っておりますが、吉田町PRキャラクターとの連携について町の考えは。

以上、御答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） PRキャラクター作製とPR事業についてのうち、1点目の当町にてPRキャラクターを作製することとなった経緯はについてお答えします。

全国の自治体や企業等ではそれぞれイメージアップや認知度の向上等を図るため、さまざまな施策に取り組んでおりますが、その手段の一つとしてPRキャラクターによるイメージ戦略が活発に展開をされております。

先月、愛知県で開催されましたゆるキャラグランプリには、自治体等の御当地キャラクターが1,168体、企業等のキャラクターが531体参加するなど、それぞれの自治体、企業等のPRに取り組んでおります。各自治体では地域で行われるイベントの周知や観光振興、特産品の紹介などのほか、行政の施策の普及啓発におきましてキャラクターを有効に活用しており、キャラクター人気により観光施設等に訪れるリピーターが増加するなど、地域経済の活性化につながっている例も見受けられます。

当町におきましては、平成21年6月の静岡空港の開港を契機といたしまして、空港の活用による地域間交流の活性化に向け、平成22年度から福岡県八女市との交流に取り組んでおり、そのほかにも国内外の就航先から当町を訪れる交流人口の増加に向け、静岡県や周辺自治体と連携を図りながらシティプロモーションを行っております。

さらに平成25年3月には、町内の産業団体等で組織する吉田魅力創造委員会から吉田町交流活性化ビジョンとして、多様なテーマに基づく交流の活性化に向けた行政、町民、企業等が一体となった取り組みを町に提言していただいております。町内におきましても交流活性化の機運が高まっております。このような地域間交流の促進やシティプロモーションといった場面で、町の特産品や魅力等を視覚的にわかりやすく伝えるためには、キャラクターの活用が有効であると考えております。

また、近年、全国的な少子高齢化、人口減少が進展をしており、当町におきましても人口減少から人口増加に転じるための新たな魅力的な施策の展開が急務となっておりますことから、そうした施策を町内外に効果的かつわかりやすく発信するためにもキャラクターの活用は有効であると考えております。

こうしたことから、当町の知名度向上や交流人口の増加に向け、効果的なPRを図っていくため、PRキャラクターを作製することといたしました。

次に、2点目のPRキャラクターの今後の活用施策はについてお答えします。

PRキャラクターデザインにつきましては、町議会議員、産業関係者、商工関係者、教育関係者、自治会役員等のほか小・中学校児童・生徒にも選考委員になっていただき、さまざまな立場、年代の町民の目線から町のPRキャラクターとして採用するデザインを選考していただくこととなっております。デザインが決定いたしましたら、まず今年度は着ぐるみの作製に取りかかる予定でございます。着ぐるみが完成した際には、町内外のイベント等に参加し、地域間交流のさらなる促進において、吉田町の知名度の向上に努める予定でございます。

そのほか行政が作成する印刷物等にPRキャラクターを入れ込むなど、町内はもとより、町外に向けて町の施策や魅力を発信する際には可能な限り活用してまいりたいと考えております。また、広く町民の皆様や町内の団体、企業の皆様にも御活用いただくことにより、多くの人から親しまれるキャラクターに育てられていくものであると考えておりますので、デザインの作製に合わせまして運用方針を作成し、積極的な活用を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、3点目の町のPR（セールス・プロモーション）の施策はについてお答えします。

町のPRにつきましては、観光入り込み客数の増加や地域間交流の促進等を目的としたものと、企業誘致や定住人口の増加等に向けた町の各施策の周知を目的としたものがございます。まず、観光入り込み客数の増加や地域間交流促進に向けた町のPRについてでございますが、静岡空港の開港以来、静岡県や空港周辺市町のほか、町内の宿泊施設や飲食店、産業団体との連携により、国内外の就航先をターゲットといたしまして、観光客誘致に向けたシティセールス、シティプロモーションを行っております。

当町独自の取り組みといたしましては、平成22年度から静岡空港の就航先である福岡県の八女市との交流を続けておまして、八女市で開催されるイベントへの出店を通じまして、町の特産品や見どころ等の魅力をPRし、空港の活用による当町への訪問を呼びかけており

ます。さらに平成22年度に創設をしました吉田カムカム補助金制度を活用し、町内での大規模イベントの開催を支援しており、多くの人々が訪れるイベントの開催により、地域活性化が図られているほか、町外から訪れる多くのイベント来場者の方に吉田町をPRする機会となっております。

他方、企業誘致や定住人口の増加等に向けた町の施策の周知を目的とした町のPRについてでございますが、企業誘致に関しましては、当町の津波防災町づくりの一環として、静岡県が進めております内陸のフロンティアを拓く総合特区の制度を活用して、北区の防災公園周辺を区域とする物資供給拠点確保事業と川尻の大井川沿岸を区域とする企業活動維持支援事業の二つの事業に取り組んでおります。こちらの物資供給拠点確保事業と企業活動維持支援事業の取り組みは、企業誘致と企業進出に伴う定住人口の増加につながるものでございますので、県が主催するシンポジウムへの参加や経済団体等視察の受け入れにより、当町の取り組みを積極的に周知しております。また、企業誘致には金融機関との連携も欠かせないことから、金融機関とも密に情報共有を図っております。これらのPRにおきましても、このたび作製するPRキャラクターを有効に活用してまいります。

次に、4点目の吉田まきイメージキャラクターと吉田町PRキャラクターとの連携について町の考えはについてお答えします。

吉田まきイメージキャラクターにつきましては、商工会青年部が吉田まきのPRを目的として作製されたものであると伺っております。当町の御当地グルメとしての期待が大きい吉田まきを大いにPRしていただき、吉田まきを町内外に向けて広く発信していただき、町内の産業、商業の活性化に寄与していただくことを期待しております。

また、吉田まきイメージキャラクターとは今後さまざまな形での連携が想定されますので、町と商工会青年部との情報共有を図りながら、より効果的なPRが図られるように取り組んでまいります。

先ほども申し上げましたとおり、町民の皆様に御活用いただき、親しみを持っていただくことでキャラクターの認知度が高まり、町のPR効果も高まると考えております。吉田町のPRキャラクターでございますので、議員各位におかれましても、ぜひ御活用いただき、当町をPRしていただければ幸いです。

○議長（八木 栄君） 再質問ありますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田剛士です。

再質問をさせていただきます。

まず最初に、キャラクターを、今回PRキャラクターということで製作をするということで、既に募集は終わっておりますが、その中でまず最初にお聞きしたいのが、今回の募集に対して簡単な質問でございますが、何件くらいの募集があつて、その募集の方法というのは、インターネットを通じて町の広報という形で、町のホームページにも載っておったわけですが、それ以外にも募集をかけた何かございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） まず、募集の方法でございますけれども、「広報よしだ」へ掲載をしたと。それから、町のホームページに掲載をしております。それと、FM島田を通じてPRを行ったと。それと、新聞にも掲載していただいて募集をしたと

いう経過がございまして、対象としては吉田町をよく御承知であろうと思われるようなエリアを対象として募集いたしました。その結果として全国各地から、実は北海道から広島県までの範囲から応募をいただいております。全体で191点今のところお寄せいただいております。191のうち町内からお寄せいただいたのは148件ございますので、町内の応募のほうに圧倒的に多いわけですが、遠方からの応募もいただいているという実態でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

今回の募集に当たっては「広報よしだ」、ホームページ、FM島田、新聞という形でありましたわけで、全国から来たというのはホームページを通じて来たのかなというのがありますが、多分その中にはプロもそれを商売にしているような方からも多分来ていると思うんですが、そのような方というのは吉田町のことを本当に知っていて応募しているのかどうかというのがちょっと疑問なところがあるんだけど、そういう人が作るというのは非常に精巧に作ってくると思うんです。これから審査があると思うんですけども、もう見ただけで、その人、物すごいなと思って、そっちへ行ってしまうというようなことも考えられます。そういう中で、今回は名称も同じように募集されているということなんですが、その名称と自分が考えるに、そのPRキャラクターを募集するというのはキャラクターを募集して、名称というのは町のほうでそれに合ったものをまたつけていって、その名称に対して物語性を作るというのがこの町の物語というのが、そのキャラクターに物語を作って、そういった名称をつければ、もっと親しみが湧くというように考えておるんですが、今回は同時に募集してしまったということなんですが、その点について別個にやるというような、募集の前にそういった話というのはあったんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） こうしたキャラクターの募集についての方法というのはいろいろあるかとは思いますが、まず、キャラクターを応募いただく上で、やはりそのキャラクターの内容を重視すべきだろうと。作者の意図というところですね。それを重視する上では、やはりその作者の内容を検討した中で愛称、それからプロフィール、物語性とか、そうしたのも全てその中に含めていただいて、その上での応募というところまでのプロセスを全部いただきたいというような話し合いをいたしまして、それでこの方法を採用した次第でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 例えばなんですが、これは商工会の青年部のほうでできたものなんですけれども、これは名前というか、名称が「ウレシ丸」という形になっております。ウナギ、レタス、シラスの頭をとって「ウレシ丸」ということで、物語と言ったらおかしいんですが、顔は巻きずし、着物がウナギ、額にシラス、まげはレタスの忍者ということで、これふだんは小山城に仕える忍者ウレシ丸ということで、もともとは本来の正体は小山城の若殿様というようなイメージだそうです。それが伝説の巻物、吉田まきを持つと忍術を使えて、吉田ウレシ丸になるというような、そういったような物語が作ってあるそうなんです。そういった物語を作って、キャラクターのものをやっていると、だんだん広まっていくというのがす

ごくわかると思うんです。そういったことで今後選考するに当たって、これにかぶったらおかしい。また大変だと思うんで、かぶらないようにまた選考のほうをお願いしたいと思います。これはそういう話であります。

次に、PRキャラクターの今後の活用施策ということでちょっとお聞きしたいと思います。

一般的にこういったものを作ると、商標登録というものが大体頭に浮かぶんですが、その点については町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 商標登録でございますが、まだ登録を前提としているとかいう段階まではいってなくて、この生かし方として、例えば九州のかなり有名なキャラクターのような場合は、広く使用をすることを認めた関係で、全国的に広がっているというようなものもございまして、あくまでも当町をRPするための一つのキャラクターでございますので、できるだけ広まっていくことが望ましいというふうに考えておりますので、できるだけ誰もが使いやすくなるようなもので吉田町がPRされればいいのではないかと考えておりますが、こうしたところについても選考委員会の皆様方に御相談をして、決定をしていくというふうに考えております。

また、この応募作品については修正を行うことなどを了解いただいておりますので、出てきた作品そのまま採用するというばかりではなくて、必要があれば選考委員会等で吉田のイメージに合ったものに少し修正をさせてもらうとか、そういう内容の変更も行う前提で御応募いただいておりますので、そうしたところについては全て選考委員会の皆様方と相談をしながら進めていきたいという段階でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 商標については、もちろん使いやすくするというのと、商標登録ということは違うと思うんですよ。商標を取らないと、後々ほかのところを取られてしまうということがあります。これ自分の実体験なんですけど、まず、小山城ができたときに、小山城という名称を商標登録するという自分の業界の中であつたんです。それも全く吉田町じゃないところの業者の方が小山城という名前菓子パン類、飲料全て取ってしまうよといううわさが流れたんですよ。うちはそれでびっくりして、菓子パン類に関してはうちが取りました。あれ10年なんで、今もう更新してないんで、もう10年で切れてはいますが、そういったことがあって、よそに取られてしまった場合、今度町が募集したにもかかわらず、取られてしまうということがあります。最近では地域団体商標というような形の商標の取り方もあるということがありますよね。そういったいろいろな商標の取り方というのはいろいろあると思いますので、これはまず商標は取らないとよそに取られてしまったら本当に大変なことになってしまうと思います。そのことはまず最初に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの議員からありがたい御意見いただきましたので、それも参考にさせていただきながら、こちらで守らなければいけない部分はしっかり守れるような中で広めていけるように対応を検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 今後の活用についてまだ何もできてないという、先ほど町長の答弁のほうでこれから活用に関しての要綱のようなものを作っていくというような答弁がございましたが、もっとはっきり言って、今年当初に予算づけをして、もうこういうのやりますよということがあったわけですね。そういう中で大まかというか、ある程度のそうした活用、当然活用するんだから、そうした要綱的なものを先に考えておくべきじゃないのかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） そうした進め方が望ましいことはそう思っておりますけれども、このPRキャラクター、今実際に応募があったものを私は目にしておりますけれども、いろいろなキャラクターの内容によって一律の生かし方にはしていけないというふうに思っております。まずはキャラクターを自分のものに、手にしないと、その後の戦略というのはなかなか立てにくいというのがこの種類の仕事ではないかというふうに実感しておりますが、まず吉田町のキャラクターになじむものを早く自分のものにするということころへ集中をさせていただいて、それからいかようにでも活用の方法は広がっていくと思っておりますので、その次の段階に進むための現在万全の準備をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 今、参事がおっしゃられる自分のものにするというのはどういった意味なのかちょっとわからないんですけども、そのところ、自分のものにするという、何をもって自分のものにするということでおっしゃられているのかちょっとわからないんですが。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ちょっと言葉が曖昧だったかもしれませんが、今何もない状態ですので、それを形あるものとして吉田町のキャラクターとして吉田町みんなのものにするという、そういうことでございます。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） そうした中で、何もないところではなかなかできないよというのがあるかもしれないんですけども、基本的にPRするもののPRキャラクターを作るということはよそでもやっているわけですね。その中である程度のことはもうわかっているんじゃないかなと自分は思う。例えば町内の業者の方がそのキャラクターを使ってシールというか、絵をほかの商品に張って販売するとか、それも一つの吉田町のPRになるわけですね。それがよそに行けばね。そうした場合は、じゃ、それを無料で貸し出しするのかね。ちゃんとした登録をしないとイケませんよ。シール1枚につき幾らもらいますよとか、そういったような概算的なものというものを先にもうできるんじゃないかなと思うんですが、一切そういうこともまだ白紙の状態ということでもよろしいんですね。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 予算のところでも説明を申し上げましたけれども、この事業については町の単独事業ではなくて、地域活性化のための宝くじ財源の交付

金事業でございます。10分の10の補助事業でございます。今回採択を受けておりますのはキャラクターの決定と、それから、これをキャラクターの着ぐるみ等の作製というところまででございますので、今年度の事業としてはそこまでのところを考えております。あとは生かし方、今後の活用の方法、その他については方針を今年度に決定をするというつもりでおりますので、少し進み方は遅いかもかもしれませんが、これから活用して広めていくという意思には変わりはありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 今自分が言ったようなことも含めて今後要綱とかもし作るようでしたら、そういうことも考えていただければありがたいと思ひます。

では、次にいきたいと思ひます。

町のPR、PRと言うと自分のイメージは、先ほど町長の答弁の中にもあったんだけど、シティプロモーションであるとかシティセールスを全部ひっくるめてPRということで考えて、まずここを聞きたいんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 町長の答弁の中にはあったのはそうしたイメージで町がやります。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） その中でシティセールス、シティプロモーションと言いますと、これは一般の企業で消費行動分析のモデルということで、アイドマの法則というのがあるんですよ。それはまずアイドマというのはアテンション、インタレスト、デザイナー、メモリ、アクションということで、その頭文字をとってアイドマというわけなんですけれども、アテンションというのが認知度、認知するというような意味で、インタレストは関心、デザイナーというのが欲求、メモリは記憶、アクションは行動ということであります。そういう中で消費者の行動分析をしてアピールしていく、プロモーションしていくというのが民間で使われている手法だということをどこかで読んだわけで、その中でまず認知を高めるということがありますが、吉田町の認知度が今どれくらい、全国でここの吉田町はどれくらい認知されているんだろうかというようなことを調べたというか、そういうことはあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 行政、私どもが行ったもの以外は承知しておりませんが、私どもとして直接的にそうした情報を収集したことはございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） よく私、あちこち町外、県外とか出かける機会があったりして、議員としても研修会とかと行くんですね、県外の。そこでどちらからですかと聞かれたときに、吉田町からですと答えますよね。そうすると大体相手が富士吉田ですかと聞かれるわけですよ。そこで、いや、違いますよ、大井川の河口の西側のところですよと言って一々説明するわけで、吉田町と言うと富士吉田になってしまうんですね。それくらいまだ認知されてないのかなと。全国的にはね。それも議員仲間の中でもそれくらい。静岡県の吉田町と言うと富士吉田とついてきてしまう。そういう中でもっとこの吉田町というものを認知させる、させなければいけないというのが非常にあります。そういう中で今度PRキャラクターを作

るのはいいんだけど、そこで外から見た吉田町というのはどのように思われているのかというのを知らないと、なかなかどうやって広めていこうかというのがわからないと思うんですね。

そこでお聞きしたいんですが、副町長と理事は県外から吉田町に見えているわけで、当時まだ吉田町がどうのこうの、来る、来ないじゃなかったときに、吉田町というのはどういうイメージを持っておられたんでしょうか。もともと吉田町はここにあるよとピンポイントでわかっておられたでしょう。お聞きしたいと思いますが。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私、実際に静岡県に吉田町があるというのは、先輩が私の前は鈴木という者が、島田に当時高木という者が来ていた、副市長として赴任をしていたこともあり、吉田町の名前は知っておりました。島田市は東海道に面しておりますし、知名度も高いですが、残念ながら吉田町というのはどういうことで、どういう町であるかということについての認識は余りなかったというのが実情でございます。その後、実際に調べますと非常に当時の話、3年ほどたつんですが、私は3年前に調べた結果、小さいけれども、非常に人口も増えている。そういった意味では不交付団体だったこともあるという町。裕福であるという認識をする人が私の周りに多かったですね。吉田町に行くことになりましたと言ったら、吉田町というのは非常にそういった意味で人口も増えているし、不交付団体ということで、なかなか2011年当時としてもそういったこういう小さな町で人口が増えるというのは非常にまれで、そういったことについて認識を持っている人は周りにいましたが、残念ながら私は余り認識がなかったという、そんなことでよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 私自身は静岡県の生まれで、西部ですので、子供のころはそんなに認識ございませんでしたけれども、高校とかになってくると、ある程度ウナギ、シラスの町だという漁業の町というイメージはございました。そういう中で国土交通省に入ってから、やっぱり大井川があるということで、そういった意味で吉田町というのは存じておったつもりですけども、やっぱり外で見ているのとは若干いろいろな情勢自体が違いますので、ここへ来させていただいて、いろいろ理解を深めたということでございますが、概略はこんなところだろうというようなものは持っておりました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

今、両方にお聞きしたように、なかなか、じゃ、吉田町というのは何なの。ぽーんと頭に浮かんでくるものが何なのというのがなかなかないんです。ウナギというと浜松、シラスと言うと用宗、そんな感じでなってきたままでいて、特産品を挙げればそうなるんだけど、それ以外にじゃ、吉田町というのは何を売りにして今後シティセールスをプロモーションするときに、どういったことを町として考えておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 吉田町がどういう印象なのかということで私も述べさせていただきたいと思うんですが、自分の実体験として、実は緑花祭のPRをしているときに沼津に参りました。大分古い話ですが。沼津に行って、どこから来ました。緑花

祭の会場はどこですかという問い合わせをいっぱいいただきまして、吉田町ですというふうに言いましたら、吉田町、知っている、知っているということで、沼津の方はみんな知っていると言うんですね。ところが、沼津の中に吉田町というのがあるんですね。沼津の吉田町で開かれるのかというようなことを言われて、全く吉田町という認知度は低いというか、ほとんどないのかなというようなことの経験をしてまいりました。

それと、県外にも最近でも結構行くことがありますし、空港を担当しておりますので、いろいろなところに参りますけれども、やはり議員さんおっしゃられたとおり、吉田と言うだけでは富士吉田とか、知っていると言ってもやっぱりそういうことになります。私が、ここ六、七年になると思いますが、名刺の裏に日本の地図と静岡県の地図と吉田町の位置がわかるものを裏面に入れ出しました。そういうことをして吉田町を一々口で言わなくても視覚でもわかると。これをできるだけ多く配ろうということで配っておりますけれども、なかなか吉田町が認知されているというのは実感として湧いてこなかったんですが、ただ、津波防災町づくりを始めて、それからというもの、町長も全国放送のテレビに結構顔が出ているようです。テレビ見ましたよと。あの防災やっているところですよみたいなことを何も面識もなかった方に言われることもございます。九州あたりでも言われますので、全国へ流れているんだろうなと。そういう具体的な実体験もしておりますし、吉田町のPR効果というのは津波防災町づくりの進展でも上がっているんだろうなということは思っております。

吉田町をPRするのに何が必要かといいますと、やはり特産品とか、まずそのほかにもあるようなところを幾ら言っても、もっとまさるところがいっぱいあるということだと思っておりますし、非常に20.84平方キロメートルの中の吉田町、ほかにもあるものでアピールするというのは非常に難しいと。その中で今全国的にも抜き出ているというのは、津波防災町づくりは非常に抜き出た存在になっております。それが吉田町だということではなくて、それを達成できるだけの力を持った吉田町、また、それを活力にしている吉田町とか、そういうイメージ戦略の一つとして津波防災町づくりを使っていくというのは、今は効果的であるのかなというふうに思っております。

あと吉田町というのは前々から勢いがあると。若々しいというところは押しなべて皆さんおっしゃられるような気がしておりますので、そのイメージをどうやって今後ともつなげて売り出していくかというようなところにかかっているのではないかと思います。そうした取り組みの中には町民の皆様方、企業の皆様方の活発な活動というところも含まれて発信されていくことが望ましいのではないかとこのように考えているところです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

こういった本当に目に見えるもので吉田町はこうだというものと、そうじゃないものがあるというのはわかるんですけども、その中でセールス・プロモーションしていく中で、当然キャッチフレーズのようなことも出てくると思うんですね。今回PRキャラクターを作るんだけど、吉田町のキャッチフレーズ的なものというのをぼーんと作って、PRキャラクターと一緒にごんと売り出すというようなことも考えていいと思うんですよ。そうした場合、じゃ、一言、二言で吉田町はこうだというようなものがあるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんです。難しいと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 具体的に新しいものを申し上げるのは非常にばかっておりますので、控えさせていただきませうけれども、今のところ吉田町のキャッチフレーズとして用いているのは、総合計画の将来都市像でございますので、今のところはそれ以外のものを公表できる状態にはないと。あとは私案が出てくるだけということになりますので、控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そうしますと、今回のPRキャラクターをきっかけに、課長の私案でもいいんですが、そういうようなことで作っていくというような企画というものはあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） このPRキャラクターと同一時期にそうしたものを作るかどうかは別といたしましても、町をとにかく売り出していかなくてはいけないというのは絶えず行わなければいけないことですので、その効果的な手法、皆様方にもお教えいただきながら、やれるものはできるだけ早くやっていきたいというふうに思っております。その一環として、ただいま承りました手法についても検討しながら取り入れさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） じゃ、4番目の吉田まきのイメージキャラクターと町のキャラクターとの連携ということで、さまざま考えていきたいというそこまでの回答なんですけど、よその市町、一番近くで牧之原市の場合、二つあるんですね。チャーフィンとマキティ。マキティのほうは商工会のほうで作って、チャーフィンのほうは市の茶業振興何とかという課で作ったというようなことで、どこへ行くにもその二つは一緒に持って行くよ。同じような取り扱いをしますよというようなことで隣はやっておられる。吉田町としても商工会のほうは今後このキャラクターを着ぐるみ作ってどうのこうのと多分していくと思う。そうした場合、同じようにぜひやっていただきたいんですが、その辺のことは当然オーケーというようなことで考えておられるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この商工会青年部の皆様方の取り組みというのは、吉田まきをPRするためのイメージキャラクターを作られたということで承知しておりますが、募集の段階で「広報よしだ」の8月号のお知らせの中に入れてさせていただいたという経過以外は、特段町と連携を図っていただく中ででき上がったものじゃないわけでございます。実は大変申しわけないんですが、町といたしましても、このキャラクターをどう商工会青年部の皆様方が利用しようとしているのか。そうしたところもちよっと承知してないという実態でございます。実はこれがウレシ丸というキャラクターができ上がったという報告すらも大変申しわけないんですが、承知してない状態で、こちらから問い合わせをさせていただいて、ようやく入手したというようなこともございますので、でき得ればお互いに連携をとって、そうした取り組みをやっていくというのは非常に効果的だろうなというふうに思っておりますので。また、商工会でこうしたことを取り組みされるのであれば、産業振

興補助金などもございますし、そうしたのも御活用いただきながら、町と連携をとっていただいて、また今後で上がる町のキャラクターと連携できるところはできるだけ連携をさせていただいて、町をお互いにPRできればいいかというふうに思っておりますので、こちらとしても商工会青年部の皆様方と今後の方針を、ちょっとお互いに話をさせていただきながら、良好な関係を作っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 最後にお聞きしたいんですが、今、今回のこのPRキャラクターであるとか、このPR事業というのは担当課的には企画課でやられておられると思う。これがある程度形ができてきて、着ぐるみができて、産業なり町の活性化に使っていくよといった時点では、今度は産業課のほうにその担当が移るとか、いや、こういうものはもう企画課ですって最後まで面倒見ると言ったらおかしいんだけど、ずっと担当しますよという、その辺の考えというのはあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） これはあくまでも現段階でございますが、また町の機構がどうなるかもございますし、現在のところはこのイメージキャラクターを生み出すというところの企画的なものですので、企画課窓口として行っておりますが、でき上がった段階では広く皆さんに使っていただくと。最も活用していただくのは産業課関係であろうなということは想定しておりますけれども、このキャラクターに関する使いやすい中でもある程度ルールづけをしたり、今後ケアをしていかなければいけないということはあると思いますので、そうしたところについては現在では企画課そのままそこまでのケアはしていかねばいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 増田です。

今回の質問は本当に人口減少時代が来るというか、もう本当に前の町長の行政報告にもあったように、消滅都市、もう消滅してしまうところも全国では出てきてしまうよという中で非常に危機感を持っているわけです。とにかく吉田町は人口が微増しているよという中でありますが、本当に実際わからないわけですね、将来。そういう中で吉田町の魅力というか、そういったものを本当に発信して、認知度を上げて、この勢いを保っていつてもらいたいというのを非常に強く思っておりますので、今回のこの企画に関して、いろいろと使いやすくPRできる。吉田町が本当にもう全国に名前が通るように、ゆるキャラのグランプリで優勝するくらいのことを考えて企画を今後練っていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 以上で1 番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、3 番、山内 均君。

〔3番 山内 均君登壇〕

○3番（山内 均君） 3番、山内です。

私は、通告書に従い質問をいたします。

平成24年9月の第3回議会定例会で、平時の安全・安心を守るためのルールづくりと都市計画についての質問をし、通学路の安全やブロック塀についていろいろ答弁をいただきました。いただいた答弁を十分に吟味しながらこれから質問をさせていただきます。

あれから2年が経過し、11年11月に東名川尻幹線の吉田インターから国道150号までがつながりました。国道150号から榛南幹線の間や富士見幹線など主要幹線道路が整備されつつあります。通学路などの交通事故への危険性の増加に対し、再検証はなされているのですか。

24年3月30日、文部科学省交通安全業務計画が策定されました。この交通安全業務計画にはスクールゾーンの設定の推進とその定着化が記されています。それを受け、町は平成24年12月27日に通学路における緊急合同点検実施要領に沿って、吉田町内の通学路の対策箇所一覧表を作成しました。この実施要領には対策の実施に防犯、防災の側面にも留意すると記されています。

小学校などの通学路の安全を確保するための通学路検証では、学校とPTAが現地調査をして、実情を把握し、通学路を指定し、それに対し助言、提言をするのが教育委員会であり、対策箇所の改修は都市建設課であると聞いています。文部科学省交通安全業務計画に明記された防犯、災害等の側面を考慮すれば、総務課まで関係機関に組み込まれるのではないのでしょうか。複雑な組織体系になります。

また、この業務計画を見る限りでは、教育委員会の役割が示されていると思います。最近では通学路にグリーンベルトが設置され、通学路の安全に対する意識が高まってきたことも感じられます。しかし、防犯、災害等の側面が欠けていると思います。グリーンベルトとブロック塀の建造物は、相互に考慮して安全を確保することが必要です。学校周辺500メートルの範囲でのスクールゾーンの設置の検討やブロック塀撤去費用の補助金増額による制度の活用をより利用しやすくし、安全を確保できればと思います。子供を守ること、安全で安心して暮らせる吉田町を作ることは重要な責務であると思います。

そこで質問します。

主要幹線道路の整備に伴う全体的な通学路の検証はなされているのでしょうか。それはどのような形で町民に周知されているのでしょうか。

2、通学路指定の決定には、多くの関係機関の協議が必要になります。文部科学省交通安全業務計画を見る限り、教育委員会の役割が大きいのと思いますが、どこが主体となり決定しているのですか。プロセスとともに教えてください。

3、グリーンベルトの設置にはどのような基準がありますか。優先順位はどのように決定されるのですか。

4、グリーンベルトの設置には災害時のブロック塀倒壊等の危険を考慮しなければなりません。学校周辺500メートルくらいの範囲でのブロック塀撤去費用の補助金増額は考えませんか。

5、スクールゾーンの設置は検討いたしませんでしょうか。

以上、質問させていただきます。答弁よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 通学路などの安全確保及び災害時のブロック塀の転倒対策についての御質問は、子供たちの安全確保の観点から、道路の安全対策と通学路の安全対策の二つに分かれておりますので、道路の安全対策に関する質問項目につきましては私から答弁をさせていただきます、通学路の安全対策に関する質問事項につきましては教育委員会の所管になりますので、教育長から答弁させていただきます。

それでは、通学路などの安全確保及び災害時のブロック塀の転倒対策についての御質問のうち、私からは3点目のグリーンベルトの設置にはどのような基準がありますか。優先順位はどのように決定されるのですかと、4点目のグリーンベルトの設置には災害時のブロック塀倒壊等の危険を考慮しなければなりません。学校周辺500メートルくらいの範囲でのブロック塀撤去費用の補助金増額は考えませんか。この2点につきましてお答えをします。

まず、3点目のグリーンベルトの設置にはどのような基準がありますか。優先順位はどのように決定されるのですかについてお答えします。

議員も御承知のとおり、グリーンベルトとは歩道が設置されていない道路におきまして、自動車の運転手に対し、歩行者のスペースを見た目でわかりやすく認識をさせるため、歩行者が利用する路側帯を緑色に着色することで歩行者空間を確保する対策でございます。このグリーンベルトは近年当町でも実施をしております、例を申し上げますと、吉田町役場北側の町道役場前線、自彊小学校北側の青柳北原3号線、川尻区の町道中瀬大井川線、川尻区と片岡区に関係します湯日川にかかるお夏橋東西の町道高畑高島線に設置しております、児童の登下校時や通行される歩行者の安全確保を図っております。

御質問のグリーンベルトの設置にはどのような基準があるかと申しますと、車両の交通量が比較的多く、路側帯が確保できる道路幅員があり、歩行者の安全確保が必要であると認められる箇所に設置しております。

次に、優先順位はどのように決定されるのかと申しますと、地域等からグリーンベルトの設置につきまして御意見や御要望がありました場合、その道路を登下校時に利用している小学校や牧之原署の意見を聞きながら路側帯を利用されている方が多く、車両の通行量も多い道路で、現状では歩行者が危険だと思われる道路を優先して実施しているものでございます。

今後もグリーンベルトの設置につきましては、必要性が高まってきた場合には柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、4点目のグリーンベルトの設置には災害時のブロック塀倒壊等の危険を考慮しなければなりません。学校周辺500メートルくらいの範囲でのブロック塀撤去費用の補助金増額は考えませんかについてお答えします。

平成21年8月11日に発生しました駿河湾を震源とする地震で、県内では屋根瓦の落下、ブロック塀の倒壊、損傷等の被害が多数確認をされました。当町におきましては、幸いにもブロック塀の倒壊による負傷者はありませんでしたが、阪神淡路大震災などの過去の大地震では、ブロック塀の倒壊により多くの死傷者が発生をしております。そのため、ブロック塀の倒壊、転倒による災害を未然に防ぐため、ブロック塀の撤去事業に補助金制度を設けて事業展開を図っているところでございます。県内では35市町がブロック塀撤去事業の制度を実施しており、当町の補助金額はブロック塀撤去費用につきましては、一つの敷地につき上限10

万円となっております。また、ブロック塀の撤去事業における近隣市町の補助金額の上限につきましては、焼津市が14万円、藤枝市が6万円、島田市が10万円、牧之原市が5万円、御前崎市が10万円となっております。

町内にはブロック塀に接した通路や道路がたくさん存在しております。この中には学校周辺500メートルの範囲のものや、災害時の避難経路となるもの、また生活道路として日々多くの人が行き交う道路など多種多様でございます。このため、できる限り早期に町全体のブロック塀の撤去事業を推進していくことが最優先であり、昨年度から補助金の上限額を5万円増額した経緯もございますので、もう少し事業の経過を確認しながら、今後必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

今後も1件でも多くのブロック塀撤去につながるよう、広報活動や戸別訪問等によるPR活動に努めてまいります。

これからは、教育長が答弁させていただきます。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） それでは、通学路などの安全確保及び災害時のブロック塀の転倒についての御質問のうち、1点目の主要幹線道路の整備に伴う全体的な通学路の検証はされているのでしょうか。それはどのような形で町民に周知されているのでしょうか。2点目の通学路の決定には多くの関係機関の協議が必要になります。文部科学省交通安全業務計画を見る限り、教育委員会の役割が大きいと思いますが、どこが主体となり、決定しているのですか。プロセスとともに教えてください。及び5点目のスクールゾーンの設置の検討はいたしませんかの三つの質問につきまして教育委員会の所管となりますので、私からお答えいたします。

なお、通学路とは、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第4条の規定では、児童らが1日40人以上通るか、小学校等の出入り口から1キロメートル以内にある道路とされており、ここでは小・中学生が登下校で使用する全ての道路を通学路と捉えてお答えしますので、御承知おきください。

まず、第1点目の御質問、主要幹線道路の整備に伴う全体的な通学路の検証はされているのでしょうか。それはどのような形で町民に周知されているのでしょうかにお答えします。

教育委員会、学校、道路管理者、警察及び地元自治会では、平成24年4月に発生した京都府亀岡市での児童らを巻き込む交通死亡事故に端を発し、文部科学省、国土交通省及び警察庁から実施の要請があった通学路の合同点検を平成24年度から毎年実施しております。点検は、平成24年度は通学路緊急合同点検として、教育委員会を中心に、平成25年度は文部科学省の通学路安全推進事業により、静岡県の通学路安全アドバイザーである大学教授2名を交え、教育委員会を中心に、平成26年度は県からの通知、通学路における合同点検の実施についてに基づき、道路管理者が中心となって実施いたしました。これらは毎年小学校で実施している交通安全リーダーと語る会での小学校の児童、保護者、教員等から出された危険箇所を対象として合同で点検するもので、当該危険箇所には新たに整備された主要幹線道路の一部も含まれておりました。

点検では、現地確認を行った後に、道路構造等のハード面及び安全教育等ソフト面の対策メニューを関係機関が一体となって構築し、それらは学校から保護者に対してお知らせするとともに、ホームページでは危険箇所図も公表をして周知しております。

次に、2点目の御質問、通学路の決定には多くの関係機関の協議が必要になります。文部科学省交通安全業務計画を見る限り、教育委員会の役割が大きいと思いますが、どこが主体となり決定しているのですか。プロセスとともに教えてくださいにお答えします。

通学路は教育委員会または学校が指定することとなっておりますが、当町では登校班の保護者や地元自治会との協議の上、各学校が指定しており、その際、教育委員会は交通及び防犯上の安全を勘案し、学校に対して必要な意見を述べております。

なお、教育委員会は学校に対して指定した通学路を報告させ、また、警察及び道路管理者に資料を提供することで道路構造上の安全対策、規制による安全対策のための資料として御活用いただくよう要請しております。

最後に、5点目の御質問、スクールゾーンの設置の検討はいたしませんかにお答えします。

スクールゾーンとは、面的な道路対策の一つとして、小学校の校区ごとにおおむね半径500メートルの範囲について歩道や路側帯の整備を促進しつつ、必要に応じて一方通行規制、速度規制、時間を限ったの車両進入規制などの交通規制を行うもので、例えば交通規制については教育委員会の要請に応じ、警察や道路管理者などとも協力し、調査を行い、住民の不都合や通学の安全性を考慮し、県の公安委員会が行うようになっております。教育委員会といたしましては、スクールゾーンについて小学校、保護者、地元自治会からの御要望に応じ、児童の通学安全のため、道路構造上の整備や交通規制等の必要があれば、関係機関に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 再質問はありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 答弁ありがとうございます。これは第2弾ですので、かなり現地で現場を見ながらいろいろ勉強しました。その中でこれが必要だろうと、そういうものに対して質問をさせていただきます。

現在の幹線道路の完成がだんだん見えてきました。それによって町の地図が見え始めましたですね。小学校、中学校などと道路の位置関係も実際の都市形態の中で見るできるようになりました。特に2年前と違うのは、27年度には相互の幹線道路が接続します。同時に4車線道路ができます。4車線道路がドライバーの視野を広げ、視野が広がることはスピードに対しての感覚は狭い道を走っているのとは違ってくるということです。高速道路から一般道に出たとき、スピード感が麻痺していることに気づいた人は多いと思います。また、幹線道路の完成によって地域の分断が起きます。だから、再検討が必要ではないのかと思います。特に通学路の周知を子供たちにはやっていると思いますが、ドライバーに対する周知が重要だと思うんですけども、どのようにお考えになりますでしょうか。ドライバーに対する周知、それはどのような形でやろうとしているのか、行っているのか、それをお聞きいたします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 建設当時から地元説明会等を開いて、道を開いていくわけですが、その中でドライバー、住民が扱う道路等の話が出てくるわけですが。その中でドライバー、住民なものですから、話は聞くという事はありますが、まさに運転手、運転する方は道路を走るときに、当然規制の標識、当然そういうものを守って走っていただくということが第一番と思っております。運転手、免許を持っているという話がありますので、それだけは必ず

守ってもらいたいということで、ドライバーに一から物を教えるということは今していません。説明会の中でこういう道路をこういうふうに開くよという形の中で、気をつけて運転していただきたいという話をかけているところです。運転される方だけ呼んで、ここは気をつけてくださいよということはやってございません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 質問の趣旨というのは、そういうことではなくて、今最初に言ったように、4車線道路ができましたよね。東名からつながってきました。これから榛南幹線もつながっていくでしょう。それともう一つ住吉幹線、大幡川幹線、大きな道路、富士見幹線ですね。つながってきますよね。そのときに、今までと違って、決定的に違うのは、人間の持っている、ドライバーの人たち全てですけれども、スピード感覚が完璧に違います。そのときに確かに免許証を持っているからそのとおり規制はされています。それがないからこういう心配をするんです。それを方法論としてはまた聞きますけれども、その中に先ほどちょっとソフト面的な話が出たんですけれども、そういうものの周知をどうしてしていくか。実はこの問題はちょっと申請をさせてもらったんですけれども、谷川東塩谷線、副町長の話ですね。あのところで1回町民の方と話をしたことがあったんです。懇談をしたことがあったんですが、ほとんどの方が全体ではないですけれども、一部なんですけれども、通学路は知らないんです。ここ通学路指定。あそこは通学路指定じゃないだろうと。そういう話から始まってくるんですね。そうすると今言った指定をしていかないとどうしても、この指定も通学路指定というのは非常に厄介な部分、これから出しますけれども、厄介な部分があります。そのときに子供たちに確かにPTAの方はいっぱいやってくれていますよね。そのときに確かにあれを見ていると、子供たちに注意するでしょう。その点わかりますよね。ところが、肝心のドライバーの人がなかなか通学路とわからないんですね。

それと、もう一つ、通学路は一つの道が全部あるんじゃないじゃなくて、途中しかない通学路、ここにこういうのがあるんですけれども、団地の中の入り口とかみんなとまっているんです。そうすると、それも含めてスピードの危険性と、そういう通学路の周知、そういうものを含めて対策をしていかなければいかんと思うんです。その対策に関して、どのような対策が教育委員会になると思うんですけれども、やっていますか。どなたでも構いませんけれども、そういうような対策に対しての何か行っていることというのはあるんですか。もしないとなれば、これからやっていただきたいと思うんですけれども、それ二つを含めてちょっと答弁願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 通学路の安全対策ということでございますが、御存じのとおり、通学路につきましては先ほどの答弁のとおりでございますが、学校としましては通学路の安全対策については二つございます。1点は、通学路の安全点検、これを定期的にやること。これは当然交通事情の変化とか、こういったことがございますので、危険箇所をその時点で把握するということがございます。

それともう一点は、交通安全指導でございます。子供たちには生きる力を育むということで、自分の身は自分で守る。こういったことを基本にしております。当然朝につきましては集団で登校されるわけでございますが、その際にも交通ルールを守る。こういったことを指導してまいりました。4月当初も幹線道路の開通に伴う通学路につきましても、関係の皆さま

んの御協力で通学路を安全に通していくことができました。こういった関係機関を通しましても、御協力をお願いするとともに、子供たち自身も交通安全の大切さ、ちゃんと手を挙げて横断歩道を渡るという基本、そういったものを何回か子供たちに教育をしてまいりました。そういったことで、教育委員会サイドとしましては、この安全点検とともに、安全指導、この二本立てでやってまいりました。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今の回答の中で先ほど教育長の中にも、その点検を毎年やっていますよと。そして、その公表というのはどのような形でやっていますか。それをなかなか見る機会がないんですよ。インターネット開いてもなかなか到達するまでも難しいし、そういう意味で周知、もっと身近な周知、シンプルな周知をやらない限り、それをやらない限りはやっぱりいろいろな方策を立ててもできませんので、こういうのは点検ですね。点検した結果というのはどういう形で町民の人たち、我々を含めて町民の人たちには公表というか、そういうものはされているんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 点検には毎年行います点検と、それとこの時期に応じて、例えば新しい幹線道路が通ったことによります通学路の見直し、こういったことが出てくると思います。先ほどの教育長からの答弁にもございましたとおり、毎年の点検につきましては、それぞれ行わせていただきまして、こちらは交通安全リーダーと語る会で児童、保護者、教員等から出した危険箇所を対象として行いまして、現地確認等を行いまして、道路構造等、ハード面及び安全教育とソフト面の対策メニューが関係団体と一体となって構築しているわけでございます。これらのことにつきましては、ホームページで危険箇所を公表しているということが1点ございます。それとともに、各保護者に対しましても、通知等により、通学路をお知らせしているというところがございます。また、これは住吉小学校の例でございますが、住吉小学校につきましては、本年度に入りまして2回ばかり通学路を変更したという経緯がございます。ここら辺も関係の地元自治会あるいは交通安全団体等いろいろ相談をさせていただきまして、もちろん保護者も入っておりますが、そういった方たちも御協力させていただいて、御意見いただく等をしてしまして、通学路を変更したという経緯がございます。そういったところで皆さんに周知しているというものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今、住吉小学校の範囲では2カ所変わったと。これはそんな変わり方じゃなくて、恐らく幹線道路ができますよね。今年までにできました。27年度は大体完成する予定ですかね。そうすると、本当に大幅な再点検、これは当然やらなければいけないし、それはもう計画が目の前にわかっているわけですから、本当は今やらなければならないですね。今やってほしいんですよ。そういうものに対しての意識というのは、例えば今点検をやってくれて公表している。公表に関してはもうちょっと聞きますけれども、点検をしてっていると。それで変更もやってくれていると。そのときに例えば今その点検をしようというのは、今できている

状態を点検しますよね。ところが、その点検というのは基本的には後手に回りますよね。何か後手に回ると僕は認識しています。そのときに一番最初に言った広い道路ができて、スピード感が出てきて、もっと危険性が増してきたときに、もうあらかじめやっておかないとだめだろうと。そうしてあらかじめやることによって実際に現地でこういうものが必要だとか、横断歩道何でないのとか、出てくるはずなんです。それをやってほしいんですけども、その辺の考えというのは今の考えを踏襲していくのか。やっぱりそういうものに関してのもう一步危険の察知の仕方をイメージの中でやっていくのか。僕の考えは当然イメージを作りながらやっていって、それを迎え撃つ形を持っておかないといかんと思うんですけども、お考えは。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員の質問はもう少し先を見通した通学路の点検をやっていったらどうだというようなところで捉えて答えさせていただきたいと思います。

現在、局長のほうから説明があったように、通学路の点検、あくまでも通学路ですので、その学校単位で点検をしているのは、これは実情でございます。もちろんそれ一番私は大事なことだと思っております。その中で、例えば本年度におきますと、今出てきました住吉小学校の例だとか、あるいは信号機の設置等々にかかわって、あるいは今後も情勢を考えた通学路がどうあるべきかというようなことも含めて、それぞれの各学校あるいは各学校のPTA会長で組織しています町PTA連絡協議会というのがございます。そこでも6月ぐらいに通学路の現状と課題、今後というようなことで話し合いを持っておりますし、今度も12月の来週か再来週くらいですが、やはり同じような会合を持つように計画をしています。ですので、やっぱり幹線道路の整備がされてきているという状況を把握して、やっぱり通学路の点検を行っています。あるいはもっともっと小刻みに実施していかなければならないのかもしれないけれども、現状ではそういった状態でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今、通学路に限定をして話をお伺いしていますので、もちろんそういうことが一番重要なことでしょう。でも、やっぱり子供たちというのは自転車に乗ったり、広い道ができると行動範囲がうんと広がるんですよ。もちろんそういうのを含めて、当然通学路だけではなくて本当はやっていただきたいと。本当は通学路に限定してしまったから、そこから出ると議長にとめられますから、あれですけども、それはその中でやっていただきたい。当然その中でやっていくに当たって、今言った子供たちの一日中のものを意識しながらもしやっていただければ、やっていかないとやっぱり大変なことになるかなと、そういうふうに思いますので、まずその辺ぜひやってください。

それと、さっき局長答えてくれた点検がインターネットでやっている。このインターネットのアクセスはすぐわかりますか。アクセスに関してはすぐにわかりますか。また教えてください。これはアクセスの方法に関しては議会だよりに掲載しますので。

それから、スピードを持った危険性というのは非常に重要であると。それとプロセスも聞きました。

もう一つ重要なことは、自分が重要と考えているのは、例えば計画を立てていただきますね。そうして都市建設課の範囲になると思うんですけども、施工していきますよね。確か

にね。修正とか施工、都市計のいろいろなグリーンベルトとか。そのときに例えば後で出しますけれども、ブロックであるとか塀であるとか、上から実態的な部分の危険性は必ず見つけてくるはずですね。現場というのは僕も現場に長いこといましたから、現場というのはそこへ行けば必ずテーマがあります。逆に言うとそこに行かないと本当のテーマが見つけれないんですね。そのときにそういうテーマが、さっき言った分かれている中でやっていったときに、もう一回検討しなければいかん。当然検討、再検討やっていく。そのシステムは今この行政の中で持っているんですか。例えばグリーンベルトやっていくうちに水たまりが見えたり、ブロックがあったり、上から落ちてくるもの、危険性がある、それがあつたときに、それをグリーンベルトの位置も再構築しなければならんだろうし、それからブロックに対しての検証をやってもらうようお願いしなければならんだろうし、そういうところが出てきたときに、教育委員会では報告はしてくれると言いましたけれども、恐らく全庁的な問題になると思うんですね。これに防災とか防犯が絡んできたときには、先ほどの防災課の話も出てくるだろうし、防犯にとっても出てきますよね。そういう意味でこの中で先ほど町長と教育長が答弁をさせていただいたものの中で、それぞれの分野に関してはあつて一向に構わないと思います。なければおかしい。また組織としてはあるでしょう。そのときにそれが出てきたときに、それをオーバーしたグローバル的なもう一回検討するような箇所というのは現在どこかあるんですか。誰か答えられますか。施工途中、現場から上がってきて、もう一度やらなければならない。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、施工という話でありましたので、グリーンベルトの設置につきましては都市建設課のほうで実施しておりますので、都市建設課のほうからちょっとお話しさせていただきますけれども、施工途中で何か諸問題があった場合にはということで話がありましたけれども、当然何か大変な事態に陥るといふことであれば、業者のほうも当然相談に来て、担当のほうとも相談した中で事業のほうを実施してきますので、そういう場合につきましては当然何らかの対策というものを講じていくということになると思います。

ただ、今までの過去の実績、この中ではそういうものがなかったということでありまして、議員がおっしゃるように、グリーンベルトの横にブロックがある。大変危険じゃないかということの中では、その辺のブロック、ちょっと限定させていただくと、今日の資料にありますこのブロックにつきましては、安全点検目視ですけれども、こういうのをやっておりまして、特に問題はないじゃないかという中で進めておりますので。ただ、現場、条件等によりまして当然見直し、そういうものは必要ということはあると思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今の見直しという言葉が出ましたけれども、そういう常に繰り返していくはずなんですよね。見直しを本来ならね。例えば建設課でグリーンベルトをやったときに、グリーンベルトだけやって、それで終わりということじゃなくて、やっていくうちにいろいろな例えば交差点の危険性であるとか、いろいろなものが出てきたときに、これ危ないねとわかった段階でどこかでもう一回やらなければいけないです。より安全なものを作る。それを聞いたかった。

そういうものはありますか。ないならいいです。作ってもらえばいいわけですから。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、見直しという話につきましては、先ほど来教育委員会の局長のほうから、また教育長のほうからも話があったと思いますけれども、合同点検、こちらのほうを毎年実施しているということで、それが見直しという形になっているんじゃないかなと思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 早い話がそれじゃ遅いですね。今日わかったものが1年間、365日ほうっておくわけだから、そういう意味でそういうものはできれば取り除く意味で考えていただきたい。

それと、あと先ほど町長の答弁の中に平成24年の9月の一般質問の答弁の中で、町道高畑高島線の路側帯にグリーンベルトを設置することが最良ではないかと考えていますと答弁をいただいています。そして、町道高畑高島線にはグリーンベルトを設置されました。ただ、現地へ行ってきましたけれども、途中、これは東名川尻幹線から東側に次の交差点のところですが、グリーンベルトの横に通っています。それも500メートル入っています。そういうものが幾つかあるんですね。そして、確かにグリーンベルトも必要、確かに重要なことだと思うんですけれども、今吉田町の中は三つの小学校だけですけれども、一応ここに中央小学校と自彊小学校と住吉小学校の、同僚議員にちょっと手伝ってもらって調べてきました。そのときにやっぱりこの青い中塗った部分が、大体高さとしては1.7メートルから8メートルくらいのブロックがあるわけですね。それとそこの横にグリーンベルトが通っていると、子供たちがいざ地震があったときに人間の本能として絶対に狭いところに行くんだ。広いところへは行きませんからね。そうするとそこに物すごい危険性が出てくると。それをぜひ把握をしていただきたいということなんですけれどもね。そういうような把握というのは実際やっていますか。例えばグリーンベルトができましたと。これから作りますよと。通学路になっていますと。そのときにそういうものの危険な部分の把握。ここに関してはやったものはブロックだけですけれどもね。そういう把握というのは今点検の中にそういう項目というのは入っていますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 通学路の点検で視点として見るものとしましては、道路が狭い、見通しが悪い。人通りが少ない。やぶや路地、倉庫、空き地などの人が身を隠しやすい場所が近い。大型車が頻繁に通ると。こういったところを視点として点検をしているわけでございます。ただ、この3.11の震災以降、これにさらに防災という観点も留意することになっておりまして、そういった意味ではそういったところも勘案して見ていただいているということではございます。ただ、やはり専門家ではございませんので、どれだけ強度があるとか、そこら辺のところはわからないというのは現状であります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今言われたのは文科省で出した実施のそういう要綱というかあれですね。そういうのを見えています。そして、その中に本当は資料2枚につきましてはそのときに1枚目、2ページの

一番裏側に4、5がそれに関して文科省から出ている文書がありますね。あともう一つは、3ページが一番下のほうにグリーンベルトの定着化はやっぱり国は望んでいると。そういう形が出ているんですね。それを中心にしていきますと、こういうものに関しては確かにブロック塀とか見ていくと、危険な箇所というのはここに見てきたとおり6カ所、10カ所、18カ所ぐらいかな。自分の目で見ただけではありませんけれども、そういうものがあるんですね。そのときにそういうのを見たときに、さっき言った今これを見てもらうとわかるんですけども、通学路は1本の道が通っているわけではなくて、途中でとまっている道があるんですよ。多分わかっていますよね。そうすると、これを今のブロック塀の危険とか当てはめていくにはどうしても限界があるだろう。

その中で、ここで活躍をしてもらうのが文科省の出した幼稚園、小学校を中心に周囲500メートルを範囲とするスクールゾーンの設置及び定着化を積極的に推進する。こういうものが出ていて、この文言に関しては非常によくわかります。調べていった限り、歩いてみると、100メートルの道路で20メートルくらいしか設定がなかったりとか、本当は、それは車は同じように通るわけですよ。そういう意味でこれからスクールゾーンですから、延長線上の、これが一番強いと思うんですけども、スクールゾーンというのはスクールゾーンを指定した段階で速度恐らく30キロに自動的になりますよね。速度の制御とか、そういうのが出るんですけども、スクールゾーンをこれから設定しようかという、これはどこで考えるんですか。計画、この町で、産業建設委員会でやっているときに安全は総務課で考える。その施行は向こうでやる。都市建設課でやりますよね。都市建設課でもし何かがあったときに、常にやってくれていけばいいんですけども、なかなかできないじゃないですか。なかなか難しい部分がありますよね。そうしたときにさっき言ったように、一つのプロジェクトというかそういうものを作ってほしいんだということですけども、その延長線上にスクールゾーンというのはどうなんですか。町では考えてはいるんですか。そういう検討とか、そういうのはしているという事実はあるんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） スクールゾーンの関係でございますが、これはいわゆるゾーン規制というのが幾つかありまして、その中の一つであるというふうに捉えております。スクールゾーンについては私ども教育委員会が関係機関に要望をさせていただきまして進めるというものでございます。スクールゾーンにつきましては、これ自体が自動的に交通規制や標識、道路標示等が自動的にこれで行くわけではございません。これはあくまでもスクールゾーンと、仮にここはスクールゾーンだとしても、それ自体は児童の登下校の安全確保を目的としているわけでございますが、車両に注意を、喚起を促すというものしかございません。ですので、実際は交通規制になりますと、やはり公安委員会あるいは道路標示等は道路管理者といったことで、これは道路交通法上の規制をかけたとか道路管理者との協議、こういったものを促していくということになりますので、実際の規制はそこから先になるというふうになります。地元からの、あるいは学校からの要望等を勘案しまして、要望がございましたらぜひ教育委員会も働きかけをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） スクール規制に関しては確かにそうかもしれないですね。理論上はね。

やっぱり現実的にそういうスクールゾーンをやっているときに、50キロの道なんかないでしょう。細い道は、いやいや、大きな道はありますよ。あれはまた別として、その辺を言っているわけですね。最初から言っているのが、歩道に関して今までは平面的なもので、一生懸命に考えてきたと。でも、こういう状況になってきて、それを平面だけじゃ、もう賄い切れないう。それに関する危険性というのは当然今言われた危険因子もあるだろうし、スピード感、人間の持っている感覚麻痺ということもあるだろうし、現実的に朝出ていくと、30キロの規制ですけれども、30キロの規制の中に走ってくれる車は1台か2台しかありません。ほとんど40、50で走っている。1回スピード違反をやっていたらと思うんですけども、そういう意味で、もっと現実的に考えていただきたいということなんですけど、本当に現実的な問題ですので、現実的に考えてください。それは非常に重要なことだと思います。例えばけがをした子は、亡くなった子がいたとしたら、周りから見たときに1,000人のうちだけれども、1人の子にとったら1分の1じゃないですか。向こうで見るかこっちで見るか、生活者の観点で見るか、それを決める側で見るか。僕はやっぱりそこを利用する弱者、弱者というのは嫌な言葉だから、生活をしていて、そういう弱い立場に立って物事を考えてほしいな。多分それでいくと、これもっと必要が出てくると思いますよね。その辺はどうなんですかね。弱い立場でということはどうやっていただいているんですか。法律が前提ですか。点検をするに当たって。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員さんのほうから今スクールゾーンの設定ですか、それに質問が集中しているようですけれども、議員さんからいただいた資料の3を見ると、これはあくまでも文部科学省の交通安全業務計画というもののの中で、1番の安全な道路交通環境づくりの推進ということを進めていくときに、(1)として通学通園路における交通安全の促進ということの具体的な手だてとして、ア、通学通園路の設定と安全点検、これは先ほどから話題になっております。もう一つは、集団登下校の実施、これは学校が工夫していくことかな。あるいは保護者に理解を求めてやっていく。もう一つは、議員がおっしゃっているスクールゾーンの設定ということもあるということですので、やっぱりこれらを組み合わせながら安全を確保していくということが一つは大事だなというふうに思います。

それと、先ほどから出ているスクールゾーンについては、局長のほうからも話にありましたように、私の答弁でも必要があれば関係機関と連携をして働きかけを行っていきたいというふうに思っています。幹線道路の整備に対応していく中で、またそういった働きかけも可能なというふうに理解しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今、スクールゾーンに関しては、検討しなければならん時期が来るだろうという話で聞かせていただきました。

それと、ちょっと話変わりますけれども、その中で心配、これでいいのかなと思うのが、中学校の子供の通学路ですよね。中学生が通う道路。学生が通う道路ですかね。中学生の通学路の指定がないと言うんです。これはやっぱりないんですか。理由はあるんですか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 中学生の問題だと思いますが、現在、吉田中学校のほうの通学路と

いうか、通学道路の規定というのは以下のようになっております。それはそれぞれの家から出てきますので、ここの道路を通りなさいというところは学校のほうで指定してありますので、そこが今日の定義で言う歩いていくところと言えば通学路になるわけですが、そこに出てくるまではやっぱり一番自宅から近いところというか、道路で行けるところという、そこになってきます。でも、それを大体全体見ていきますと、中央小学区で言うと中央小学校の通学路になっているところ。住小でいくと住小の通学路になっているところに集約されてくるように私どものほうは大体把握をしています、一部違う子もあると思いますけれども。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

その一部違うところが怖いんですね。要するに中学校がありますよね。正門ね。ここから150号線に抜ける道あるじゃないですか。あそこをずっと、ブロックが高くて、古くて、ちょっと完璧によくこの前倒れなかったなというくらい。それと、そこから入っていったところもずっとブロックなんでですね。これ多分時期というか、建てた時期がその当時はブロックで囲うことが一つのステータスであったのかもしれない時期があったんですけども、それが恐らく39年、40年、それが大体今なっているんですね。その辺の点検も含めてぜひやっていただきたいと思うんです。

それで、多くの中学生が通る通学路の把握はありますかということで聞こうと思ったんですが、今やっていただきました。それで、その延長線上に防犯を考えたときに、例えば今この広い道路を使っていきますよね。下から来るときには昔の駿遠線が通った道、大体子供たちが通るところは決まっていますね。トンネルを通る道が多くて、川が多くて。そのときにこの中に防犯とか防災とかを考えたときに、僕は自動的に湯日谷川のああいうものはもっとこれを全面的に考えていかなければいかんと思うんですね。確かにいろいろなことあったんですね。過去にね。湯日谷川の危険な部分もね。今の中学生もちょっと非常に大人ですから、そういう意味で巻き込まれることもさることながら、巻き込むことも考慮していくと、やっぱりそういう意味でこういうのを優先して絡んでいった中で、いろいろやらなければならんことが出てくると思うんですけども、それをぜひ考えていただきたいと思うんですけども、どうですか。その辺の中学生の通学路に関する安全とか危険とかそういうものというのは。ぜひお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今、議員さんがおっしゃった防犯、防災等の側面にも留意するというところで、御提示いただいた資料の2ページのところを書いてありますが、これをよく見ていきますと、防犯、防災等の側面にも留意するという前に、なお、上記の(3)から(5)の対策の検討等に当たってはというふうに書いてありますので、点検をした後、どういう対策をとっていくかというときに防犯とか防災の視点を取り組んでいければよいというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。山内です。

こういうものに関しては、今言いたいかに安全に、危険因子をどうしてなくしていくかと

ということですので、ぜひその辺は全体的に見ながらやっていきたいと思います。そうしないとなかなか解決できるものができなかつたりしますので。今日はいろいろたくさん聞かせていただきました。副町長にちょっとお聞きしますが、先ほどお話の中で、吉田町の重点施策に対しては防災がいくと。そして、少子高齢化とか子育てですね。これはまさにそこに入ると思いますけれども、その辺の意識を持って、今日は聞くほうは聞いていけばよかった。先ほど言われたものに関しては少子とかそういうものに関してのこの問題等の絡みがもしありましたらお願いします。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 通学路に関して言えば、せっかく小学校、中学校に通うお子様方が安全に通学ができて、交通事故あるいは災害あるいは犯罪に遭わないように、日ごろから学校を中心に、あるいはPTAを中心にきちっと点検をしていただいて、なおかつ道路の構造上、そういったことでそういったけがをなされたり、そういったことのないように地道にやっていただければ、少なくとも子育てに関して必要なことで、子育て施策の一つであろうと思いますし、非常に大事な地道な問題ですので、一朝一夕にはできませんが、今後とも通学路についてはけがのないように、教育委員会はきちっとやっていただけたらと思いますし、私も大事な問題だと思っておりますので、そういった観点から見ていきたいと思っております。

以上です。

○3番（山内 均君） たくさんの質問をさせていただきまして、ありがとうございました。これで終わります。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時49分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会10日目でございます。

ただいまの出席議員数は、12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、昨日に続き通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 河原崎 昇 司 君

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

〔11番 河原崎昇司君登壇〕

○11番（河原崎昇司君） おはようございます。11番、河原崎昇司であります。

私は、平成26年12月第4回吉田町議会定例会におきまして、先に通告しましたとおり、1番として安心・安全なまちづくりに向けての治山、治水対策について、2といたしまして、今後の津波対策について、吉田町長並びに担当課長に質問をいたします。

まず、最近の異常気象下の中での自然災害は、人間に対して恐怖感を与えることが多い。3年9カ月前の東日本での大震災、大津波によって福島原発での事故、1万9,070余名の死者、2,733人余の行方不明者、いまだ12万人を超える方々が県内外に避難生活を余儀なくされております。

また、昨年10月には、伊豆大島での大雨による土砂災害によって死者、行方不明者39名を出しました。また、本年8月の広島市の土砂災害によって74人が死亡、9月には御嶽山の火山噴火によって57名が亡くなり、6名がいまだ行方不明となり、また、11月22日の長野県北部地震ではマグニチュード6.7の地震、建物の被害はあったものの、けが人程度で済みました。

しかし、この地震は、新潟県から静岡県まで続く活断層帯糸魚川静岡構造線の一部上で起

きたと静岡大学総合防災センターが推測をされております。危機に備えて、なお一層の防災対策と防災訓練が必要と思われれます。

我が町には、国の一級河川大井川、県の二級河川である湯日川と坂口谷川、町の河川といたしまして大幡川、大窪川、問屋川、成因寺川、住吉川などがあります。そこで、10月6日の台風18号、10月14日の台風19号が相次いで上陸、接近、大雨で土砂崩れや道路、田畑の冠水、床上・床下浸水など県内市町に大きな豪雨災害が発生をいたしました。

静岡県は自然災害として避難勧告を出され、77万4,000人への避難勧告、127万人に対しまして避難準備情報が出されました。我が町にも18号台風では避難勧告、19号台風でも避難勧告が出されました。この避難勧告についてお伺いをいたします。

1点目といたしまして、避難勧告と避難準備情報を出すタイミングの状況と対応はどうであったかをお伺いします。

2点目といたしまして、我が町は津波防災まちづくりの一環として河川改修整備を進めております。町の河川である大幡川、大窪川、第2大窪川の進捗状況と、稲荷川、住吉川、問屋川の将来的な排水機場整備計画はどうされるかお伺いをいたします。

3点目といたしまして、県の二級河川湯日川、坂口谷川の護岸改修と堤防かさ上げ、榛南地区の二級河川で唯一水門のない坂口谷川の津波防災水門の河川整備計画の進捗状況はどうかをお伺いいたします。

4点目といたしまして、土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）を静岡県が見直し、特別警戒区域が吉田町内に6カ所の指定があると先日新聞報道をされました。片岡横山A地区、片岡横山B地区、片岡山根地区、片岡山の腰地区、神戸向原A・B地区で、この指定地区は土砂災害防止法で崩壊した土石などで住宅が倒壊し、住民の生命や身体に大きな危害を生ずる恐れがあると指摘を受けた区域と発表をされました。これらの地域への指導はどうされるかをお伺いいたします。

次に、2といたしまして、今後の津波対策についてお伺いをいたします。

町長は、平成15年の就任以来、日曜開庁や入札制度改革を即座に実現され、間髪を入れずに翌年には事務事業のゼロベース検証を実施し、さまざまな角度から見直しを行いながら、変化し続ける行政課題に大変的確に対応してきたと感じております。

さらには、途中において、祝儀問題に端を発して、みずから職を辞し、結果として政治活動の規範を当町に定着させるという予期せぬ冒険もされたと、このように思います。

その後、町政を担当されてきました。そうした中で、平成23年3月11日には東日本大震災が発生し、そこまで継がれてきた当町の安全が根底から揺るがされる事態を迎え、町が衰退しかねない局面を迎えたわけではありますが、その緊急事態に対しても、すぐさま東大地震研究所の都司嘉宣理学博士の協力を得て、平成23年11月には津波ハザードマップを作り上げました。そして、その結果をもとに津波防災まちづくりに着手し、平成25年度末までに15基の津波避難タワーを完成させるという離れわざをやったのは、私は見事であると、このように思います。

また、津波防災まちづくりを進める中で、新たなる多機能型の子育て支援拠点も完成させたほか、内陸のフロンティアを開く取り組みにも積極的に参加し、防災公園を核とした新たなにぎわいづくりも進めております。

そのほか、忘れてはならないのは、長年の懸案であった住吉工業用地への企業誘致に成功

したことであります。東日本大震災発生以来、沿岸部の土地は敬遠されがちになっておりますが、町長が先進的な津波防災対策を進めている効果として、沿岸部にある遊休の工業用地を売却することができ、浜田土地区画整理事業地内の土地取引についても明るい展望が出てきたようでございます。

また、本年、榛南幹線が開通するとともに、東名川尻幹線も東名インターチェンジから国道150号線まで開通し、平成27年度末には全線開通の予定となっております、町の勢いを感じることができるようになってきました。当町の津波対策は途中経過の段階にあると認識をしております。

そこで町長に伺いますが、今後、町の安全を確実なものにしていくためには、町の防災対策をどのように展開しようとしているのか、お伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 安全・安心なまちづくりに向けての治山、治水対策と避難対策についての御質問のうち、1点目の避難勧告と避難準備情報を出すタイミングの状況と対応はどうであったかについてお答えをいたします。

避難勧告等の避難情報につきましては、これまでも町で策定した避難勧告等の判断伝達マニュアルに基づき、雨量情報や各河川の水位、潮位予測等の各種情報をもとに総合的に判断して発令することとしておりました。

しかしながら、近年は短時間の記録的な雨量により河川水位が急速に上昇するなど、急激な気象変化が多発している状況でありますことから、町民の皆様これまで以上に速やかに避難情報が提供できるよう、今年7月に当該マニュアルを変更し、より短時間で避難情報の発令を判断する明確な発令基準を設定いたしました。

例えば、避難勧告につきましては、各河川に設定されている避難判断水位に達した場合や、土砂災害警戒情報が発表された場合を発令基準といたしました。加えて、台風の予想進路により、夜間帯での発令が想定される場合や、人的被害の発生する可能性が高いと判断した場合には、基準に達しなくても発令することなど、早目、早目の避難情報の発令にも対応する変更となっております。

今年10月に相次いで襲来した台風18号及び19号につきましては、この変更した基準に基づきまして避難勧告を発令したところであります。台風18号では、坂口谷川の水系が避難判断水位に達すると同時に土砂災害警戒情報も合わせて発表されたことから、発令基準に基づきそれぞれの避難対象となる計6地区に対しまして速やかに避難勧告を発令いたしました。

一方、台風19号につきましては、過去に例のない勢力の台風であったことから、町では早目、早目の対策を第一に対応を進めていたところ、当町に最も接近する時間帯が深夜になると想定されたことから、避難が危険な夜間帯での発令を回避するため、日没前に町内全域に避難勧告を発令いたしました。

避難への対応といたしましては、避難勧告発令前の段階から早目の自主避難を呼びかけるとともに、避難所を開設し、必要な職員を配置いたしました。また、避難勧告や避難所開設状況などの防災情報につきましては、同報無線やエリアメール、防災メールなどの情報ツールを活用し、町民の皆様への情報提供に努めたところであります。

幸いにも、この二つの台風とも町内への大きな被害はありませんでしたが、町民の皆様が安全かつ確実に避難行動に移ることができるよう、町といたしましても引き続き早目、早目の避難判断や情報発信に努めてまいります。

次に、2点目の我が町は津波防災まちづくりなどの一環として河川改修整備を進めている。町の河川である大幡川、大窪川、第2大窪川の進捗状況と稲荷川、住吉川、問屋川の将来的な排水機場整備計画はどうされるかについてお答えをいたします。

御質問のうち、大窪川、第2大窪川の河川整備状況を申し上げますと、大窪川は1,485メートル、第2大窪川は島田吉田線バイパスの横断部50メートルの河川改修を行ったところでございます。大窪川、第2大窪川流入先の大幡川の未整備区間につきましては、事業計画策定委託を平成25年度に実施し、大幡川の3,015メートル、大窪川の1,976メートル、第2大窪川の786メートルにつきまして現況流下能力を調査したところ、一部に断面が不足している状況であり、河川改修が必要との調査結果を得ております。

この結果を受けまして、住民の安全と財産を守るため、三つの河川を含みました整備計画が静岡県社会資本総合整備計画のパッケージに今年度から加わりまして、国の社会資本整備総合交付金等を受け、当該河川の改修事業を実施する計画でございます。

また、稲荷川、住吉川、問屋川の排水機場の整備計画でございますが、稲荷川、問屋川につきましては現時点での排水機場整備計画はございません。

また、住吉川につきましては、排水機場にかわり都市計画の分野から、下水道の污水計画によりポンプ場計画がございますが、当町では污水計画を積極的に実施していることもあり、現在のところポンプ場計画を実施していない状況でございます。

これらの河川につきましては、台風などの大雨やゲリラ豪雨の際に、下流部では潮の満ち引きの影響により水が流れにくくなることもあり、河川の氾濫となることから、これを解消するために、町では仮設で排水ポンプや発電機を設置しまして、強制的に河川に排水を行っております。今後も、早目、早目の情報収集と対応を心がけ、住民の皆様が安心して生活できるよう努めてまいります。

次に、3点目の県の二級河川湯日川、坂口谷川の護岸改修と堤防のかさ上げ、榛南地区の二級河川で唯一水門のない坂口谷川の津波防災水門の河川整備計画の進捗状況はどうかについてお答えします。

町では、平成23年3月11日に発生をいたしました東日本大震災を受け、津波・地震対策が急務である中、海岸部、河川部への対策も最優先すべき項目となっております。

まず、県管理の二級河川湯日川の改修につきましては、島田土木事務所に確認を行ったところ、静岡空港の関連事業におきまして護岸改修も含めた事業は全て完了しているとのことでした。また、耐震水門が設置されておりません坂口谷川につきましては、牧之原市と協力し、坂口谷川の水門建設促進期成同盟会を平成13年度に設立をし、この期成同盟会におきまして二級河川坂口谷川への水門建設及び堤防整備の促進を図ることを目的として、早期に事業着手し、両市町の住民が安心して暮らしていただけますよう、静岡県島田土木事務所に要望活動を実施をしております。

静岡県では期成同盟会の声を受けまして、平成24年度から坂口谷川水系流域委員会を立ち上げ、学識経験者や地域代表者の意見を伺いながら、平成27年度に坂口谷川水系河川整備計画を作成すると聞いております。この河川整備計画の中には、河道掘削、築堤等の河川改修

や水門整備も含まれておりますことから、静岡県では、現在、事業実施に向けてボーリング調査や水門の予備検討等を行うとともに、国土交通省との協議を進めているとのことでございます。

今後も引き続き、坂口谷川流域の住民の皆様が安心して生活することができますよう、静岡県島田土木事務所に早期事業着手を強く求めてまいります。

次に、4点目の土砂災害危険箇所を県が見直し、特別警戒区域が町内に6カ所の指定があると先日新聞報道されました。片岡横山A地区、片岡横山B地区、片岡山根地区、片岡山の腰地区、神戸向原A地区、神戸向原B地区で、この指定A地区は土砂災害防止法で崩壊した土石などで住宅が倒壊し、住民の生命や身体に大きな危害が発生する恐れがあると指定を受けた地域と発表されました。これからのこの地域への指導はどうされるか伺うの御質問につきましてお答えいたします。

当町における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法の規定に基づき、本年2月25日に静岡県が指定したものでございます。指定に当たり、平成15年に公表されている急傾斜地崩壊危険箇所をもとに、航空写真から作成をしました地図データをベースとし、現地の地形、土地の利用状況等の調査を踏まえ、土砂災害による被害を受ける恐れのある区域を指定したものと聞いております。

具体的な土砂災害による事業についてでございますが、山腹が崩壊し生じた土砂等が水と一体となって流下する土石流、土地の一部が地下水等に起因し滑る地すべり傾斜度が30度以上で、高さが5メートル以上ある土地が崩落する急傾斜地の崩壊が想定をされます。

このうち、当町に指定のありました土砂災害警戒区域の6カ所につきましては、全て急傾斜地の崩壊に該当しております。

土砂災害警戒区域に指定をされました地域への指導についてですが、指定をされた区域を含む町内会を一つの単位とし、北区、片岡区の両地区の自治会を通じ、土砂災害警戒区域の指定区域図や土砂災害警戒情報が記載されたパンフレットの回覧を行い、土砂災害に関する情報の周知をさせていただいたところでございます。

また、今後引き続き、土砂災害から生命及び財産を守るため災害情報の伝達や避難が早くできるように、警戒・避難体制の強化を図るとともに、当該地域にお住まいの皆様の方の防災意識と地域防災力のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の津波対策についてお答えします。

ただいま議員から、これまでの私の行政施策、特に津波対策の取り組みにつきまして多大な御評価をいただき、身に余るお言葉を頂戴いたしましたことを、まずもって深く御礼申し上げます。

さて、町が全力を挙げて進めてまいりました津波防災まちづくり事業の第1ステップであります町民の皆様の方の命を守る対策につきましては、15基の津波避難タワーの完成により一定の目途をつけることができました。次は、第2ステップの町民の方の財産、企業の生産活動の対策である海岸防潮堤のかさ上げや河川水門の整備であります。これは企業の生産活動を維持、拡大し、町民の皆さんが真に安心して住み、働き続けることができる町とするためには必要不可欠な対策であると考えております。

私は、この対策は、町の今後の展望を左右する重要な課題であり、スピード感を持った取

り組みが必要との認識から、事業計画の策定やボルト材の確保など対策の実現に向けた具体的な検討を進めております。

しかし、海岸防潮堤は国の直轄海岸であり、河川水門も県の管理であるなど、町だけでは事業展開ができないことから、吉田漁港の対応も含めて、私は関係省庁に何度も足を運び、説明を重ね、この対策の実現に向けて強力に働きかけを続けております。

そのほか、津波からの迅速な避難に必要な津波避難路につきましては、来年度には主な路線整備が完了する予定であります。また、北区に整備を進めている防災公園は、津波からの一時避難や応急仮設住宅の建設予定地としても活用が見込まれております。なお、防災公園内に建設する管理棟では、住民の皆様の防災意識向上を図るための各種講座や研修を実施するなど、ソフト事業にも対応してまいりたいと考えております。

町といたしましては、引き続きハード、ソフト両面から津波防災まちづくりを強力に推進し、豊かで勢いのある町の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

○議長（八木 栄君） 再質問ありますか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 河原崎です。再質問を数点させていただきます。

ただいま丁寧な御答弁ありがとうございました。

今回、自然災害ということで18号、19号ですね、過去にない、初めてだとは思いますが避難勧告を出されたわけでございます。ただいまの答弁におかれまして、早目に出して皆さんの生命、財産を守ると、こういう状況ではなかったかなと思います。

18号は大変大雨が降ったわけでございます。我が地域、下片岡の私の近所でございますが、早目に出してよかったという思いがありますが、全く地元の町内会が湯日川の急激なる増水と西の宮川の接点でございますが、あそこが水のはげが悪くて、約20戸の浸水がございました。私も状況が違うということで、現場を見ながら参加をさせていただいたわけですが、あの一瞬的な水の出方というのは、もう手も出せない、足も出せない。私は、昔の養鰻池で使った胴長を履いていったわけですが、膝小僧から上、深いところはもも根ぐらいに一瞬的にどンドン、どンドン水があふれていくと。ああいうのはやっぱり早く出して、ちょうど雨が小降りであったもんだからよかったと思いますが、あの状況は全くもう怖いなという体験を。ちょうど隣組の組長さんにお会いしまして、「私はいい体験をさせてもらった。命をとられることは、明るいきだからないとは思いますが、私はみずから片岡会館へ避難をした」と、こういうことをお伺いをいたしました。

今回避難所として、吉田高校が今養護学校の関係で改築をしております。片岡会館に移ったわけですが、その地元地域の方々に避難所の移転というのですか、場所が変わったと知らしめる方法をしたかどうか、ひとつお伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 自主避難のための避難所の開設という形で同報無線、それからエリアメール、防災メール等、情報の関係、うちの持っている全てのものを使いまして広報はさせていただきました。通常、今言われたように吉田高校でございますが、今、改築中ということで、片岡自治会の方にも相談をさせていただきながら、今回は片岡の自治会と、片岡会館に逃げていただくという話をさせてもらいまして、広報をさせていただきました。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

場所が変わったということは、やはり皆さんに以前に知らせていないと、そこへ避難することが混迷をするというのですかね、人様から聞けば、これは場所はわかるわけですが、メールを受けられない方もあるでしょう。しかし、その日には2家族が片岡会館においでだと。それで、片岡会館の和室へ案内をされて休憩をとられたようです。とはいうものの、家族（子供3人と夫婦）5人でそのお宅は行ったようですが、大変自宅のほうが気になって、結果的には、自分のうちは2階があるもんだから、2階へ上がればよかったと、こういうお話もしておりました。しかしながら、片岡会館へ来た以上、あそこにある程度夕方までいたと、こういうことも聞きましたがね。その間の対応ですが、町といいますか、自治会のほうの対応はどのようにされたか、いまひとつお伺いをしたいと思います。避難者に対しての町の対応ですね。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 台風のときの町の初期の対応ということでありまして、台風が静岡県に接近をしていると、上陸する予想であろうということがわかっておりましたので、早目、早目の対応という形で、事前に職員を避難所を開設する予定の場所に配置をさせまして、避難勧告を出す前の時点から自主避難の呼びかけもしておりましたし、そうした避難をして来る方々があれば、即座に対応できるというような対応をとっていたというところでございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

そのときの組長さんいわく、個人的にそこへ避難したわけですが、ただ、畳席へ御案内をされただけで、話し相手もなく、家族で世間話をしてとおったと。やはりそこには誰かを入れて、接待——接待というのもおかしいですが、様子を見ながら話し相手でもあればなということも言われておりました。初めてのことで、これからまたあることですので、ぜひそこら辺をうまく、自治会も通じて対応策をお考えをしていただきたいと、このように思います。

また当日、NHKのテレビで大変大にぎわい、吉田町で水難事故者1名という全国放送をされたわけです。私も親類縁者が東京、名古屋にあるもんだから、吉田町にはそんなにきつい台風が来たのかと。水死者1人なんて出ているけど何ですかなんていう問い合わせがございました。結果的には、中国人の方が釣りをやっていた港に何人か落ちたけれども、その1人が行方不明になったというふうにお聞きしましたが、これもNHKで全国的に放送されて、防災の町の吉田町を全国的に、また逆の立場で宣伝をしてくれたかなと、このように思います。

この方が港の防潮堤に上がる状況がどうであったかは別としまして、それをやめさせる、そこへ行かせることをやめさせる、何か制止する看板とか標示があったのかどうかお伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 台風におきまして1名の中国人の方が防波堤から落ちて命を亡くされたということでございます。

防波堤の標示につきましては、現時点では日本語標示しかございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） やはり今は、国際的な外国人が多い。ですので、何カ国語ですかね、そういう標示を町内、ほかのこともそうですが、津波、海のことについては特に危険ですので、そういうところに看板をつけていただければなど、このように思います。

次にいきます。

異常気象の中での集中豪雨や河川の増水、あるいは沿岸の潮位変化などの状況と観測技術の進捗により、最近では、先ほど町長さんから答弁いただきました、インターネットの活用やリアルタイムな情報が町民に提供できるようになったわけですが、避難勧告の前段階で高齢者や障害者、子供たちに早目の対応を呼びかける避難準備情報を事前に出して、早目の警戒態勢をとれば犠牲者はゼロになると、このように思います。

この避難勧告を出せば、いつか解除をしなければなりません。台風あるいは津波、土砂災害によって多少の違いはあると思いますが、この解除の仕方はどのようにお考えか伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 先ほどの町長の答弁でもございましたとおり、町では避難判断、それから伝達のマニュアルを作成、それから修正をしてきたところでございます。その判断マニュアルにつきましては、水害、それから土砂災害、高潮、それから津波という形の4種類の事象で作ってございます。そのうち、今回の台風につきましても関連するのが水害、土砂災害、高潮というような形になると思いますけれども、基本的には気象警報等の解除、それから河川水位の避難判断、水位の低下、そういったもの。それから、さらに水位が上昇しないかどうか、総合的な判断、現場に行って前兆現象が見られないかどうか、そういったものを総合的に判断して解除をするということで決めてございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 次に、これからの子供たち、あるいは幼児、小学生、中学生への防災教育はどうされておるか、ひとつ伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 小学生、中学生への防災教育でございますが、基本的に小学校の場合は、まずは自分で自分の身を守るということを基本としております。そういったことで、各小学校におきましては大体3回程度の避難訓練を行いながら、その中で防災教育を行うということと、小学校の低学年——特に1年生なんです——は年度当初に引き渡し訓練を行うとともに、9月の防災訓練の前後にやはりもう一度行っております。

また、本年は、小学校におきましては抜き打ちの訓練、こういったこともさせていただいております。

また、中学校につきましては、小学校とほぼ同じなんです、中学生の場合は少し防災教育の中で、地域での役割ということがございますので、9月の防災訓練、12月の地域防災訓練、それぞれ生徒を参加させるということを行っております。

また、10月26日にはジュニア防災士というものを中学生が受講しまして、24人の生徒が受講しているという状況でございまして、それぞれこれは、やはり防災教育というのは今大変重要になっておりますので、力を入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

す。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） そういう現場での体験も必要かと、このように思います。私は、それプラス、防災とか震災なんて昔から伝わる言葉があるわけですね。あえて言うと、こういう言葉がいいかどうかはあれですが、「地震・雷・火事・親父」とか、あるいは「てんでんこ」、これを三つ子のときに教えれば「三つ子の魂百まで」とか、こういうこともよく言います。ぜひ幼少のころからこの防災、人間の怖いことを、こういうことが自然界にあるよということを教えていただければなど。これは別の形でまたぜひ教育をお願いをしたいと、このように思います。

先ほども答弁をいただきました、昨年度、大幡川、大窪川、第2大窪川の河川整備をこれからむろん手がけ、計画を作られたよということも伺いました。これは、最終的には大窪川、第2大窪川は一つになって大幡川になるわけです。今回、この18号台風では、大幡川が約30センチで河川氾濫の状況、そのぐらい水があったと。そしてまた、問屋川もあと20センチか30センチであったと、こういうことを伺っております。

今、浜田区画整理も順調に進んでいて、今年の春、榛南幹線も開通をいたしました。あれがもし問屋川からあふれて榛南幹線上に水がのると、新設された榛南幹線、これが交通どめになってしまうわけですね。そういうこともあって、先ほどの御答弁では計画をされていないと、機場整備もされていないということですが、大幡川はこれから土手も高くするということが伺っているわけですが、あそこ、今の駐車場ですね、風揚げをよくやるあそこには、昔は吉田町のえくぼ池という、あそこのところは釣り場の大変いい場所であります。あのえくぼ池を通して、大幡川は真っすぐ駿河湾へ流れていたわけですが、台風が来るとあそこがふさがれて、水が行くところがなくて、あそこら辺、川尻地域が全般に潜るようになったもんだから、昭和30年ごろですか、港へ落とすように運河を作ったと。あの運河から今、淡々と流れておるもんだからいいですが、潮位によっては逆流にいきりが来てとんでもないことになってしまうと、こんなように思うわけです。

私が思うには、あの今の駐車場の一部を使って大幡川、問屋川のちょうど水の集まる場所へ調整池を作って、そこから海へ放流をする手法でもしないと、将来的には、集中豪雨などになると危険性があるかなと、こんなように思います。

今回、18号、19号のときには稲荷川もそうですが、あそこに8インチというんですか、10インチというんですか、大きなポンプが、先ほど町長さんからも答弁いただきましたが、仮設のポンプが設けられております。あれによって、今回、住吉川の先端もそうでしたが、水が穏やかなんですね、ポンプではいているもんだから、その分がたまり水が少なかったと。川尻も、我が地域下片岡、東浜近辺の稲荷川の近辺は水が割に低かった。私はあれを見て、ああ、この関係で水が低いんだなと、こういうふう感じたわけです。やはり住吉川もセッティングをしてくれてあって、ああ、やっぱ新田地域の西のほうも穏やかに流れているなど、このように思ったわけです。

機場整備はちょっと難しいということでしたが、将来的なことを思えば、仮設のものを永久的な機場整備をしてもらえば、吉田町の水害はないと、このように思いますが、いまひとつ御答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、町長の答弁にありますように、議員もおっしゃっていたように、現在、仮設のポンプを設置して雨水対策のほうを実施しているところなんでありまして、今、議員の質問にありましたように、その仮設を常設にということでありまして、住吉川につきましては御存じのように常設で250のポンプを4台設置してあります。それから、稲荷川につきましては仮設で対応しているところでございますけれども、その仮設を常設にということですが、常設にするに当たりましてはいろいろな諸問題がございます、特に経費の問題が大きくなってきますけれども、現在のところでは仮設で早目、早目の対応をということで、常設のほうはいましばらく様子を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 仮設を将来的には永久的なものになるように、これから研究をして、私はそれを願うものであります。

それと、二級河川湯日川、坂口谷川、これ御答弁いただきました。大幡川もそうでございますが、今回の集中豪雨で我が地域、西の宮川の水の流れが悪かったのは、岩留橋の北側に河床が上がったわけですね。静岡空港を作るとき、ちょうど10年前ですか、11年ぐらい前にあの時点で物すごい集中豪雨があつて、約70ミリに近い大雨が降ったという覚えがありますが、あのときは湯日川がもうずたずたで、決壊寸前になった思いがあります。静岡空港をそんなところに作っているから悪いなんて言って、大変叱咤をいただいた経緯がございますが、あのときに瀬を全部取ってきれいにさせていただきました。

もうあれから10年、ちょうどまたその土砂が瀬ができて、もうその岩留橋の北側の西の宮川の出口は約1メートル以上、私の胸丈以上のものが山になって、それへ草が生えているものだから、どうしても水の流れが悪い。あれをぜひ、坂口谷川も一緒です、大幡川も一緒です、むろん西の宮川あるいは問屋川もそうですが、やはり瀬を取っていただいて、川の掃除を、しゅんせつをしていただきたい。ぜひこれ、また島田土木事務所になりますか、そのほうをお願いをしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、議員がおっしゃるように、湯日川、こちらのほうにはものすごい土砂の堆積がございます。坂口谷川も河口閉塞ということでありましたけれども、坂口谷川につきましては、昨年度、牧之原市と一緒にやりまして予防につきまして、本年度より定期的に河口閉塞のしゅんせつを行ってくれるということの話をいただいておりまして、今年につきましては6月に既に実施をしております。

それから、湯日川につきましては、議員のおっしゃるように、今後、かなりひどい状態がありますので、今までも要望はしてございましたけれども、再度要望するような形を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番であります。河原崎です。

次に、土砂災害危険箇所ではありますが、御答弁をいただきました。静岡県が新たに先日の新聞に発表されたわけですが、これはあくまでも8月に広島市で起きた土砂災害などを受け

て、新たなる発表と、このように私はとりました。吉田町で6カ所あると、こういうことでございますが、私が覚えたのは5カ所というふうに思っていたわけですが、現実的には北区の神戸のA、B地区が加わったと、こういうことであったなど。神戸向原A、Bですね、この地域が指定を二つに分けたのではないかなと、こんなふうに思います。

特に片岡地区の能満寺山、山崎の能満寺さんのところから横山地域、坂部の前玉にかけては昔から地盤が悪いということでございましたが、これ新たなる指定を受けまして、この地域に何戸ぐらい、何人ぐらいの住民の方がお住まいか、いまひとつ伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、吉田町の中に6カ所の警戒区域があります。その警戒区域の中に特別警戒区域というのが5カ所になっておりますけれども、警戒区域の中には47世帯、149人が生活しております。それから、先ほど言いました5カ所の特別区域、こちらにつきましては6世帯、18の方が生活しております。以上です。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

この指定を受けますと土砂災害防止法に基づき住民の警戒避難体制を整備する警戒区域や宅地開発を規制する特別区域への指定を進めるとしておるわけでございます。今回の広島市の被災地の多くが未指定であったと。大事を踏まえて土砂災害の対策の強化をしたという発表をしておるわけですが、この片岡4地区は、あえて言いますと神社仏閣があったり、山の裾野にちょうど住みやすく、冬は暖かく、名は涼しく、静かで住みよいところと私どもは子供のころから同級生や友達、親類もあるもんだから、いいとこだねということでございました。一時は片岡の田園調布というような言い方をしていた方もあるわけですが、このような指定を新たに受けると、住民の皆さんは混迷をされると、このように思います。

また、先日、これ新聞でございますが、焼津市におきましては警戒区域の住民に説明会を開いたと新聞に載っておりました。予測できない集中豪雨によつての避難勧告や住民の危険場所についての認識、自分の住んでいる場所の状況、避難先、避難経路を知ることの指導と自分の命は自分から守るという意識づけが必要かと思ひますが、これから、町長さんの答弁では行うということをおっしゃっていました。町としての対応を再度伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、先ほど町長の答弁のほうにもございましたように、片岡、北区、こちらが該当地域となっておりますので、そちらの自治会のほうにお願いをしましてパンフレット等の回覧をさせていただいたんですけれども、また今後につきましては、地域防災計画の中でも土砂災害危険箇所等の内容が記載されておりますので、ホームページでも閲覧ができますので、そういう形でやっておりますので、今後またさらに何らかの形で周知のほうもやっていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

ぜひ地域の皆さんに安心感を与える説明会の開催をお願いをしたいと、このように思います。よろしくお願ひいたします。

次に、今後の津波対策について伺いをいたします。

町長さんの答弁の中に、第2ステップとして、国の関与のもとで海岸防潮堤のかさ上げや漁港整備を進めるという内容がございました。国や県との関係もある中でございますので、なかなか全てを公表するのは難しいとは思いますが、今の時点で公表できる範囲で結構ですが、具体的にどのように整備を進める構想をお持ちなのか、いまひとつ伺いをいたしたい。よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 昨日の大塚議員の質問の中でもお答えしたんですけれども、基本的に、町でやれるものについては、当然、私が町長として財源を国から持ってきて、さまざまな形で町民の皆さん、議会の皆さんも含めてお話しできるわけでございますけれども、海岸における防潮堤のかさ上げであるとか、大井川の堤防のかさ上げであるとか、それから坂口谷川の水門の設置、また吉田漁港における津波対策の強化の問題につきましては、基本的に私は、さまざまな形で権限を持っている方々とお会いして詰めておりますけれども、漁港は除いて、国の事業でございますので、昨日もお話ししましたとおり、国が基本的にはお話しされると。また、国のほうで吉田の町長がしゃべっていいよというならば、またお話を申し上げますけれども、今の時点で軽々にお話することはまいりませんので、それらについてはお許し願いたいと思っております。

ただ、言えることは、吉田町は基本的に津波防災まちづくりのフロントランナー、トップを走る走者として国も実質的に認めておりますし、財政、国土交通、それから農水もさまざまな形で吉田町に対して手厚いさまざまな支援策も講じてくれると思っておりますので、しかるべきときが来れば、国ないし私のほうから皆様にお話ししたいと思っております。

ただ、はっきり申し上げて、今申し上げましたようにフロントランナーでございますので、フロントランナーの位置づけは変わることなくまいります。ただ最終的にフロントランナーであるかどうかは、私が町長であるかどうかによって決まりますので、それらについては、ぜひとも御勘案賜りたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 大きな声では言えないよと。また、時が来れば公表しますよと、こういうことではないかなと。

私が思うには、町長の心には名案がおなかの中にあるよというふうにかがえるわけですが、ただいま御答弁いただいた構想が実現すれば、町民も企業も大変安心できる環境になるかと、このように思います。

私ども浜田区画整理に関与している人間といたしまして、今回、浜田区画整理地内に大手のホームセンター、K株式会社ですね、今回出店計画書が出されました。これとてつもない坪数、8,500坪という出店計画を持っております。浜田等の組合としては、大変胸をなでおろしているところでございます。こういうものが組合として我々期待をしているわけですが、町長にはぜひ、この事業を強力的に進めていただきまして、防災津波町づくりとさらに促進をさせていただきたいと、このように思います。

ただ、我々議員も同様、来年の4月29日をもって現在任期を満了されるわけですが、まず私は、ぜひその後も引き続き現在の構想に基づき、津波防災まちづくりを強力的に推し進めていただいとしたいと思います。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 質問に答弁ですか。発言を許してほしいということですか。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議会で議員の皆様にも以前お話ししたことがあると思いますけれども、私が行くのは霞が関と、それから永田町だけではございません。大手町にも参ります。大手町には何があるか御存じだと思いますけれども、当然企業誘致のことでございますので、そのようなところにも参ります。

皆様にはお話はできませんけれども、津波防災まちづくりの進展に合わせて中央からこの町へのお話は二、三私のところへは来ておりますけれども、いずれそういう時が来ましたら、具体的にお話し申し上げたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 御答弁ありがとうございます。

田村町長の今後に向けての津波対策の抱負を伺い、力強く思いました。ぜひ頑張ってください。

これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 以上で11番、河原崎昇司君の一般質問が終わりました。

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、4番、平野 積君。

[4番 平野 積君登壇]

○4番（平野 積君） 4番、平野です。

私は、先に提出いたしました通告書に従い、吉田町の防災ソフト事業についてと題して質問いたします。

東日本大震災は、地震、津波、放射能漏れなどに対する多くの警告を我々に発しました。今後30年以内の地震発生確率が87%である東海地震の震源地で生活する我々には、大いなる危機感を抱きました。

しかし、3.11から3年半がたち、我々はその意識を忘れかけてはいないでしょうか。高いレベルで防災意識を維持することは容易ではありません。そのためには絶え間ない啓発と体に覚え込ませる訓練の両輪が必要と考えます。

災害に対する自助・共助・公助が唱えられていますが、発災時、最も大切なのはみずからの命は自分で守る、その強い意思とそのための備えであります。我々は自助に対する強い意思を持ち、災害に備える準備を進めているのでしょうか。町は、それらに対して実のある応援、支援を行っているのでしょうか。

そこで、防災ソフト事業の大きな柱である防災訓練に関して、以下に質問いたします。

1、吉田町では9月に総合防災訓練、12月に地域防災訓練、3月に津波避難訓練を実施しています。それぞれの訓練の目的はどのようなもののでしょうか。

2、その目的を達成するためにどのような訓練をおのおのすべきと町は考えているのでしょうか。

3、上記に対して、現状の訓練実態を町はどのように評価していますか。

以上の質問です。よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町の防災ソフト事業についての御質問のうち、1点目の吉田町では9月に総合防災訓練、12月に地域防災訓練、3月に津波避難訓練を実施している。それぞれの訓練の目的はについてお答えをいたします。

議員も御承知のとおり、災害時に落ちついで的確に行動するためには、普段から災害時を想定した訓練を行い、行動に慣れていくことが必要であることから、町といたしましても防災訓練は、大変重要な防災対策の一つとして取り組んでいるところでございます。

このうち、総合防災訓練は、自主防災会や行政など防災関係機関との連携や、防災計画に沿った一連の災害応急対策の検証を目的としており、情報伝達手段の確認や本部体制の確立などに主眼を置いた訓練として実施をしております。

一方、地域防災訓練は、町民の皆様や自主防災会が主体となった自助・共助による減災の実現を目的として避難訓練や消火訓練、救助訓練など実働訓練を通じて地域防災の取り組みを総点検していただくものでございます。

また、津波避難訓練は、津波からの避難に特化した訓練であり、津波避難施設までの避難経路や避難時間、要配慮者への避難支援などの検証により、津波からの確実な避難を目的としております。

次に、2点目の目的を達成するためにどのような訓練をそれぞれすべきと町は考えているかについてお答えします。

総合防災訓練は、いわゆるシナリオ型の訓練ではなく、次々に変化する状況に即時対応する状況付与型の訓練手法を用いることが効果的であると考えております。町では、今年、状況付与型による本部運営訓練を初めて実施をいたしました。今後、自主防災会が携わる地区本部単位にも導入できるよう検討してまいります。

一方、地域防災訓練は、各家庭においてチェックリストを活用した防災備品等の備えや、各地域で救援箇所等を把握する災害図上訓練DIGの実施など、実際に災害をイメージし、地域の実情に応じた訓練が有効であると考えております。

津波避難訓練につきましては、何より実際に避難していただく避難訓練を重ねることが重要であります。ただ避難するだけではなく、危険箇所の確認など、さまざまな状況を想定する段階への強化が必要であります。

次に、3点目の上記に対して現状の訓練実態を町はどのように評価しているかについてお答えをいたします。

現在の訓練実態を考えますと、各種訓練の目的を理解し、その達成を目指すという本来の趣旨から、ただ単純に訓練をこなす訓練のための訓練、あるいは工夫のないマンネリな状態になっていないかといった声をいただくことも事実でございます。

訓練の質を高めるためには、町民の皆様一人一人の防災意識向上を図ることが大変重要でありますことから、先月30日には町主催の防災講演会を開催し、今年度中には地震防災ガイドブックの全面改訂による全戸配布を予定するなど、町といたしましても防災啓発事業の継続的な実施に努めてまいります。

加えて町では、防災の知識や技術を備え、地域の防災リーダーとして活躍できる人材を養成するため、昨年度に地域防災指導者養成講座を、そして今年10月にはジュニア防災士養成講座を開催いたしました。来年度以降も引き続き養成講座を開催し、地域の防災リーダーとして訓練計画や準備への参加を促進するなど、各地域の訓練を支援できる環境整備を進めてまいります。

○議長（八木 栄君） 再質問ありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） では、再質問させていただきます。

まず、今の答弁でありました防災講演会、11月30日にソフト事業の一環として学習ホールで行われたわけですが、これの参加人数は何人だったのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 11月30日に防災講演会を開催させていただきました。参加人数ということでございますが、町で把握しているのは80から100ぐらいということで人数を把握しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 新聞報道では約70と出ておりましたが、その中身を見ますと、町の職員、自治会の関係者、議員がほとんどを占めて、一般の方の参加というのは極めて少なかったというふうに理解しております。80でも100でも少ないわけですが、そうなった原因というのはどのように今、課長はお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） この防災講演会を開催するに当たりまして、いろいろな方面に働きかけをかけました。自治会も含めて町内会の皆さんにも回覧板を出したわけですが、何にでもできる範囲の話はさせてもらいながら、ホームページも開設しながらやったわけですが、結果として、防災講演会の人数がそういう形であったということでございます。

前回、2年前ですか、やはり防災講演会を開いているんですが、前回と同じような人数だったんですが、なかなか伸びがないというように私も判断しております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今の答弁は結果を言っただけであって、なぜそうなっているかということに対して、町は反省会とか、そういう議論という場を持たないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 防災会の中では、理事も含めまして、今回の防災講演会の反復ですね、それをやらせてもらってあります。そういった中で、やはり少ないなという話は出ております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それは結果で、少ないというのは原因は何ですかという質問なんですよ。それをどういふ話し合いで、どういふ結論が出たのかということをお伺いしている。

○議長（八木 栄君） 理事、山住和恵君。

○理事（山住和恵君） 私も吉田町に今年来て、こういった防災訓練等も見聞きさせていただいております。そういった中で、今年の防災講演会は気象情報の関係と、あと3.11のとき

の消防を中心とした対応ということで、こういった内容的な紹介をもうちょっと全般的にしたりという広報、ただ防災講演会をするというようなことだけではなくて、こういった内容のものをするというので、そういった意味での周知方法の話とか、あとは、本当に時期的にこういう時期が適切なのか、今回、総合防災訓練ありますので、その前ということでございましたが、9月、12月という期間の中で、今回の、ほかの行事も含めて時期的にどうであったかということと、あと、その内容についてどういったところに周知するかという問題で、例えば消防とか、そういった分野のところにも今回消防の関係の方が来られますので、そういったところへもっともっと広報というか、参加いただけるような積極的な投げかけというのも考えていかなければいけないなというようなところを議論しております。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 今の再質問の件ですけれども、まず、時期につきましては、11月が地震防災強化月間という月間でございます、その啓発、それからそういった時期に合わせてやったというところが一つございます。ただ、今、理事もお話しをしたとおり、そういった時期も含めまして、日曜日の昼間にやったのがいいのか、それとも夜開催をしたほうがいいのかといったところも、今後ちょっと検討しながら考えていきたいと思っておりますが、アンケートも同時に実施をさせていただきました。そんな中では、やっぱり参加者の皆さんの中でも、参加者がこれだけ少なかったと、それが心配だというようなお声もいただいております。

講演の内容につきましても、よかったという方々がたくさんおられて、よかったと思っております、例えば二つは多かったよとか、一つでいいじゃないかとか、いろんな意見をアンケートでいただいております。そういったものをまた精査をしながら検討していきたいというふう思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今のお答えは、PRの仕方が悪かった、日程の設定が悪かったと。私が期待したのは、やっぱり町民の意識が低いというのをどうすればいいのかということを考えてほしいわけですよ。消防に知らせるのもいいです。ただ、その防災講演の人数を増やすというのが目的ではなくて、防災講演の目的は、町民の防災意識を向上させるというのが目的なわけだから、そこに立ち返って議論してもらわないと前へ進まないと思います。そこはしっかりやっていただきたいなと思います。

ちなみに、先ほどの答弁にもありましたけれども、ジュニア防災士講習会がありましたよね。24名が参加したわけですが、この講演会に何人か参加されていませんか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 私も見させてもらいまして、私を見たところでは中学生2名の方が出てきていました。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 多分、私を見た2人だと思うし、第2回目の講演から入ってきた子たちですね。要するに24分の2なんですよね。数カ月前にやって、ジュニア防災士ということで免状までもらって、その方が2人しか来ないというのは、やっぱり何か足りないなという気がしますから、そこはちょっとしっかりやっていただきたい。

最初の質問、防災訓練なんですけれども、目的はそれぞれあるわけですが、総合防災訓練

に関して言えば、いろんなマニュアルがあると思います。その中で、町と自主防災会との連携に関するマニュアルというのはあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） こういうときにはこういう形でマニュアルという話なものですから、こういうときにはこういうふうな形で進めるというマニュアルはございません。先ほどちょっと話をしましたが、シナリオ型で今やっているという状況の中がありまして、この時間になったらこういう同報無線を流してくれとか、そういうものはありますが、シナリオはございません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） シナリオじゃなくてですね、シナリオはあるわけですよ、何時何分。それはあるけれども、いざ本番というか、いざどう動くかというときに、それを頭にたたき込んでもらっておかないと動けないわけですよ。さあ、どうしよう。マニュアルは、シナリオはこうだったじゃなくて、やっぱりそれを自主防災会の方も、町の方も、しっかりそれを理解した上で連絡を取り合って、それが連携を深めるという、総合防災訓練の県との関係もあると思いますけれどもね。自主防災会も含めてやるのであれば、町と自主防災会との連携をいかに深めるかということ、しっかりお互い話し合ってマニュアルを作って、定期的にチェックして、実際に訓練をやってみて、ああ、これはもっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、どんどん改定していく、そういうことを繰り返していかなければならないと思うんですが、そういうこともやっていこうというお考えはありますか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 先ほど言ったように、総合防災訓練では災害対策本部と自主防災会の連絡役をやっているところです。今後それを、先ほど町長の答弁でも言わせていただきましたが、状況付与型という形で進めていきたいなというふうに考えているところです。今までシナリオ型で、このときには何人集まったよという話で、災害対策本部のほうに連絡をしていただけるというような形でやっているわけですが、それを訓練の仕方をちょっと変えまして、状況付与型という形で、こういう災害があったときにはどういうふうにするかというのを、みずから判断してもらいながら訓練を進めていきたいと、そういうような形で考えています。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 今、防災課長からお話がありましたとおり、そういった訓練も取り入れていく中で、今までは総合防災訓練もそうですし、地域防災訓練もそうですが、それぞれの自主防災会単位、町単位、単位ごとの訓練という内容でやってきました。その中で、今の防災課長の訓練内容も含めまして、単体の訓練だけではなくて、こういった自主防災会同士であるとか、横の連携であるとか、町とどう関わっていくかという訓練を、ちょっと踏み込んだ訓練を考えていきたいなということもあります。

そんな中で、ここ数年、自主防災会の皆さんのところにも自主防災会マニュアルと活動マニュアルというものをちょっとお渡しして、自主防災組織というものはこういうものですよ、それから訓練というものはこういう内容のものがありますよというようなものをお示しをしながら説明をしていくというところがございますが、もっとさらに踏み込んで、丁寧というか、意識が上がるような対策をとっていきたいなというふうに思います。

- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） 今の説明の中でほぼ終わっているのかもしれませんが、状況付与型の訓練というのは、具体的にどういうことをやろうとされているのでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長（大石悦正君） 今は人数が集まったということ報告してもらおうという話が主な連絡訓練になっています。そうではなくて、地元で突発的にこういうものがあつたよというのを、条件を出してもらって、災害対策本部のほうに上げてもらいながら、災害対策本部がその条件に合った動きができるかできないかという、シナリオという形ではなくて、変わった状況に対応できるような訓練をしていきたいという形の中で、突発的なものも含みながら訓練をしていきたいと、そういうことでございます。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） 今のお話聞くと、自主防災会と町との連携を深めるというよりも、災害本部の充実を図る訓練であると。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長（大石悦正君） 本部と自主防災会が一緒になって訓練をしていきたいという中で、当然本部のほうで上げてくれれば、本部が今度は自主防災会のほうに出かけて行って、その対応をするという話になりますので、そういう連携を持った訓練にしていきたいということです。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） そうしたときに、本部へ連絡がいったら、町から来て、自主防災会の方々と具体的にその対応を図っていくというような訓練を進めていくということ。それはいつからやる予定なんでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長（大石悦正君） 本年度、災害対策本部のほうの関係で初めてそういう状況付与型というものの訓練を町の職員だけでやりました。その中で、いろいろな御意見があつて、やはり自主防災会まで中に入れてやっていったほうがいいじゃないかという御意見がありましたので、なるべく早い時点でそういうものを取り入れてくれる自主防災会がありましたら、そういう中でやっていきたいと思っています。
- 全部の自主防災会ができるとは思っていません。19自主防災会があるわけですが、その中でできる範囲のところからやっていければなと思っております。
- 議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。
- 防災監（大石剛久君） 今の訓練の話でございますけれども、今までも地域防災訓練、それから総合防災訓練も含めまして、自主防災会から職員を派遣してほしい、消防の職員も派遣してほしい、そういった中で、状況付与型まではいきませんが、そうした職員であるとか、派遣した県の職員も含めまして各自主防災会に入っていくと、DIGであるとかHUGであるとか、そうした訓練も行っているのは事実でございます。ですので、今までやってきた訓練に加えてというか、それにさらに踏み込んだ訓練を今後もやっていくというような形でございます。
- 今おっしゃった状況の付与型の訓練というのは、いわゆるHUGですね、避難所運営訓練も一種の状況の付与型の訓練だと思っております。それぞれの状況に応じて情報を出しながら

ら対応を考えていくというような訓練でございますので、HUGも一種の状況付与型の訓練だというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今、総合防災訓練のお話をさせていただいている。総合防災訓練においてどういうことをやるか、そこにおいて状況付与型の訓練を総合防災訓練でやっていくというお話の流れだと思うんで、HUGはまだ、やっているのは知っていますよ、それはちょっとまた別だと思うので。

今おっしゃった全部の自主防災会でできるとは思わないというのは、なぜ思わないんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長（大石悦正君） 防災課の職員も人数が限られている中で、19自治防災会があるわけです。いろいろな状況付与型、そういう形で訓練していくためには、やはり人数が必要になってきますので、そういった意味で一遍にはできないかなと今考えているところです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 24年の総務文教委員会で自主防災会に関する視察を行いまして、三重県の御浜町と熊野市に行ってきました。その報告書はもう既にお渡ししておりますけれども、御浜町では町の全職員が3年間、防災課兼務、毎月地域に人数割りして町に入っていくって、町の課題を見つけ、対策を考えていくというようなことをやっていました。

熊野市では、防災課は4人しかいないんですが、それも地域に入って、防災課職員みずからが町民の皆さんに防災講話をやって、そのときには50回ぐらいやっている、2,000人ぐらいに話していますよというような話。そういうことをやっていく。町とか役場の熱意というか、そういうのが町民に伝わることによって、やっとな町民も、ああ、町が本気なら俺らもやるぞという、そういう形になってくるんじゃないかなというふうに思っているわけですよ。

だから、課の皆さんは熱心に熱意を持ってやってくださっていると思うんですけども、それを町民の皆さんとか自主防災会の皆さんに伝わるような行動をとってもらえれば、もっとうまく流れるんじゃないかなと思いますので、人数が少ないからなかなか全部は無理よというんじゃないなくて、そこを何とか工夫して、しっかりやっていくような形にさせていただきたいというふうに思っております。

地域防災訓練に関しましては、見るからに、本当にやる必要があるのかと、今の状態だったらですよ。やっぱり真剣に皆さんが参加して、そこで防災に対して知識を上げてもらうというようなことを工夫してやっていかないといけないと思うんですが、これもずっと前から言っているけれども、ある程度自主防災会任せじゃなくて、町がしっかり指導して——指導するというのは上から言うんじゃないなくて、自主防災会の側と町が議論して、今の地域の課題は何だということをしっかり話し合った上で、その地域防災訓練をやっていくというようなことをやっていかないと、自主防災会、計画案が出ました、変なことがない限りはそれやらせますというんじゃないなくて、やっぱりしっかり議論して、どういうことをやっていったら地域の皆さんが防災意識が上がるのかというようなことをしっかり考えてやっていただきたいと思いますので、そこはもうやってくださいと言うしかないんで、やってください。

それで、今度は津波避難なんですよけれども、現在の計画で、津波が発生したときに津波避難タワーに避難するわけですよけれども、海に向かって津波避難タワーに逃げる人数というの

は何人ぐらいいるということになっているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 申しわけありません、今この場所においてはちょっと人数把握できるような資料を持っておりません。後でお示しをできればと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それはそれでお願いします。

要は、津波が本当に来たときに、本当に皆さん海に向かって逃げるんですかね。これが津波避難タワーができるとき、区画整理をやって、真ん中よりちょっと北に作りますという話があったときにも、それはもう既にやっているんですけども、そうすると、そのときは前の理事が、津波にはスピード感を持ってやっているんで、そういうことはスピード感を持って津波避難タワーを作るんだと。やった後考えますというようなお話がありました。そこに対して今、防災課はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 津波の避難につきましては、議員御承知のとおりだと思いますが、避難の要地区に避難街区を設定させていただいて、その中に、その全ての街区の人たちが時間的にも距離的にも逃げれる、収容できる施設を一つずつ確保しようというところで計画を進めてきたところでございますけれども、実際におか側から海側に逃げていただく方々もいらっしゃいます。ただ、こうした避難街区を設定してやってきましたので、町といたしましては、これまでどおりの避難街区の中で津波の避難施設にそれぞれ避難をしていただきたいというふうを考えております。

ただ、これも前々から言ってきましたけれども、街区、街区の境の方々、それから上も含めまして、自分の街区よりも隣の街区のほうが早く避難できるというようなことであれば、そちらの街区のほうに避難をしていただきたいというふうを考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それであれば、その皆さんに聞いてみたらどうなんですか、全戸アンケートとるなり。あなたはどこに逃げますか。そうすると、定員の見直して必要になってきませんか。要するに、北側にどんどん上がっていくわけですね、人間が。そうすると、その地区の津波避難タワーの定員ということに対してどういう影響があるのかということもしっかり見直しておかなければならないんじゃないかというふうに思いますので、そこはしっかりやっていただきたいと思いますが。

その津波避難タワー、今、1平米に2人収容するという計算のもと定員を決めていますよね。そうすると、定員の人数がフルに乗ったときにどういうことが起こるのかということに対しては、どういうふうな想定をしていますか、町は。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） まず、収容施設につきましては、もちろん昼間の人口、夜間の人口を算出した中で、どちらかの多いほう、居住される多いほうの人数プラス余裕を持たせた数字で収容人数をカウントしてございます。そんな中で、そうした人口のいる時間帯に災害があったということになれば、その人数だけで収容できると思いますけれども、ただ、昼間の時間帯とか、町外から流入してくる皆さんであるとか、逆に昼間の時間帯で出かけている

方々がいる中で、必ずしもその人数がというようなところもございまして、町としては昼夜間で人数を把握した中で、その時点の最大の人数が収容できるというようにことを想定した中で収容人数を決めたというところでございます。

これが、場合によっては、今、議員がおっしゃるように、たまたまその街区の中、収容人数が多くなってしまっていてあふれる可能性もあると思いますけれども、まずは命だけは守っていただきたいという中で、その街区の津波避難タワーとにかく避難をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 質問の仕方が悪かったですみません。

定員800人の津波避難タワーありますよね、そこに800人乗ったときにどういうことが起こるでしょうということをどう想定していますかという質問です。何が起こるんでしょう。みんな1平米の中に2人ずつきれいに並びますかね。何が起こりますかね。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 恐らく、その時点では津波も襲ってきて、目に見えてまず恐怖感があります。それに加えて、人間それだけの1カ所の狭い——狭くはないんですが、そこに人数がおしくらまんじゅう的に人がいれば、ちょっとパニックを起こす方もいらっしゃる。人それぞれおりますので、そういう方もいらっしゃると思いますけれども、町としましては、あくまでもそこで命だけはとにかく守っていただきたいというのが第一でございます。

そんな中で、800人収容のところ800人というような形もあるとは思いますが、話が戻ってしましますが、そこはとにかく命だけは守っていただきたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 例えば、海のほうから津波が来るとすれば、どうなっているか見たいと、こちらに偏る可能性がある。そうしたときに、その上に乗っている人たちを統率するというか、引っ張っていく、落ちつけるというか、そういう人はどういう人がやっていただけるんですかね。そういう人を決めておく必要はないんですかね。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） なかなかその何百人、1,200人規模、それから多いところでは1,500人規模というところもございまして。そんな中で、1人の方に統率ということもなかなか難しいとは思いますが、ある程度はそういったことも必要になるかとも思います。

ただ、この避難街区につきましては、いわゆるこれまでやってきた自主防災会、町内会の単位が分かれてしまって、あるいはほかの自主防災会、町内会と一緒にあってというところもございまして、そういった中でちょっと、誰が統率を決めるか決めておくと。それから、その決めておいた方も、その避難タワーに来れるかどうかというところもございまして、そこら辺はまた町のほうでも検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういうことも津波避難訓練したときにですね、実際に上がってもらって練習というか、少しシミュレーションをやって、実際に起こることを想定して、そこで課題を見つけて、そのときはどうしたらいいのかというようにいろんなことをやって、津波避難訓練を生かしていくというかね。ただ行って、何分かかりました、はい、解散でなくて、

やっぱりそういうこともしっかりやっていけば、実のある訓練になるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

津波避難タワーができたときに、広報よしだに都司準教授が、立派なのことができましたと、そこに救命用具などを置けば満点に近づくというような文面が出ておりましたけれども、それに対しては、今、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 今の件につきましては、町民の皆様の要望がございますが、例えば通信の設備、それから毛布であるとか、そういったものも含めて今後検討課題であるというふうに認識をしてございます。

ただ、ライフジャケットであるとか、浮き輪であるとか、そういったものに関しては、現時点ではちょっと考えてございませませんが、通信、連絡を取り合うとか、例えばそこで命だけは守っていただいて、二次的な避難場所に避難していただくまでの時間、例えば冬であれば寒いのでありますので、そういったところの毛布であるとか、そういった寒さ対策も含めて、ちょっと今後検討していく課題であるというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今のような話は、もう随分前から住民の声として、できる前からそういう声ありましたよね。そのたびに「検討します」というお答えが返ってくるわけですが、どこまで真剣に考えているのか。今も検討します、できないものもあります、でもこれは検討しますという話なんですけど、より具体的に町民の皆さんに、ここはやっていきますとか、何かそういうことはトークできないものなんですかね。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほどから平野議員、いろんな点について我々に御指摘をいただくわけですが、少なくとも私どもは当初、都司先生のコメントはコメントとして私も知っておりますが、私どものコンセプトとは合っていなかったなというふうに思っていますし、あのコメントについて、上に置くということについて、我々は今必要な機能は、全て津波避難タワー、避難をするという、一時的に命を助けるという機能は備えているというふうに思っています。それ以上に何が必要かについては検討すればいいんです。

ただ、議員先ほどからの指摘言いますと、私どもがどうするかではなくて、議員がどう考えて、私どもがどうすべきかということについて御質問いただければですね、平野議員は都司先生と同じように、ジャケットが上に必要だと考えますか。私は、ジャケットが必要であるのは、津波が来るわけですから、各家庭にある、あるいは津波避難タワーに避難する前にあるほうが必要だと思います。毛布について言えば、あそこ、先ほど1メートルに2人の収容人員ですと、そこに毛布を置いて、その人員の分を少なくすれば、ほかにまた津波避難タワーが必要になるといったこともあります。別に町長じゃありませんから、そういう指摘も多分あるんでしょう。

ですから、平野議員は、都司先生が必要なものは全部必要なのか、あるいは平野議員が津波避難タワー、例えばその前に、1メートル2人になったらどういうことが起こります、誰もわかりませんよ、まだ。発生していないですから。それを予測するのであれば、平野議員がどういうことが想定されるから、その中で決めておきましょうというような話をされても、決めても仕方ないんじゃないでしょうか。決めること自体が。そこは、先ほど言った訓練を

積み重ねることによって地域の住民の皆様の意識が上がって、そういった非常事態に適切に対応できるようにするために訓練を毎日積み重ねる、毎回積み重ねる、毎日、月何回なんていうのは、私は、その数が多過ぎると思いますけどもね。1年適切にやればいいと思います。

ぜひ、議論をするのであれば、議員としてこうすべきだということを言っていたいて、それについて我々がどうすべきかということの議論をして、特に防災についてはしていただきたいというふうに思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そこで提案するつもりだったんですが、定員の人数、1回上がって、あそこに自主防災会の方、町民の方、協力してもらって実際に上がってみて何が起こるのか、そういう訓練というのをやってみませんか。そこで本当に何が必要なのか、もっとこうしなければならぬなということが出てくるんじゃないか。そういう訓練を1回やってみたらどうですかという、基本的にはそういう提案をしたいと思っているわけですよ。

そういうことをやらないと、今、副町長がおっしゃったように、頭の中で想定しただけではなかなか、空想の世界ですからね。実際にやってみて、本当にそこに逃げる住民の方々が、これはまずいよという話が出てくるかもしれない。3時間ぐらいだったら、まあいいじゃないかというような話になるかもしれない。そういう訓練をやってみませんかという提案なんですけれども、そこに関してはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 津波の避難訓練に際しましては、今までやってきた訓練、ただ避難をして時間をはかってというような訓練、これも重ねることは大変重要なことだとは思っております。

それで例えば、今、議員おっしゃったように、定員全て集めて訓練を一度行ってみないかと。ある程度は街区に区切ってやることは可能だと思っています。今までというか、これまでも街区ごとの訓練をやりたいなというようなことも考えていまして、そういった中で、モデル地区じゃありませんが、地区を指定して、その街区の方々に協力していただいて、そこで一度やってみるというのも一つの訓練の手法だというふうには思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ぜひそれはやっていただきたいと思いますので。やっぱり経験しないと、いろいろなことを思いつかない部分もあると思いますよね。そうすると住民の方もある程度納得する部分もあると思いますから、そこをぜひやっていただきたいと思います。

では、続きまして、先ほどもありましたけれども、平成24年3月の施政方針において町長は、今後はソフト事業の充実を図ってまいりたいというふうに述べていらっしゃいます。それで、25年度の事業の目玉の一つとして、災害時に地域のリーダーとして地元住民を守ることができるように地域防災指導者養成講座を開催したわけであります。私もその地域防災指導者の講習を受けましたが、その受講した方々から、せっかくこれだけ、六十数名集まって試験も一応受かって、この防災指導者講習を受けた方々のコミュニティというのを作って、地域の防災意識の向上というか、地域防災に貢献したいという要望が出ておりました。それに対して町のお答えは、今年度はちょっと予算ないから、来年度には考えましようというふうなお話があったんですが、平成26年、今年度の予算を見ますと、指導者じゃなくて、今度はジュニア防災士ということで、その地域防災講座に関するその項目というのは予算項目に入

っていなかったわけでありますが、そこに関しては、どういうことで今年はジュニア防災士、隔年にやるというようなお話もありますけれども、やっぱりそのコミュニティをしっかりとやって広げていくというか、そういうことが重要なことじゃないかなと思うんですが、それがなかなか進まないというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 現在、昨年度実施をした養成講座、これを受講して修了していただいた皆さんの位置づけとといいますか、町としての地域防災指導員の位置づけというものを整理をさせていただいております。身分であるとか。基本的には任意の団体と。町長から選任をしていただきますが、その指導員の方々の横の連携というところでは、任意の団体という形で考えておりますけれども、そういったところの整理を今させていただいております。その中で、今年度中には何とか皆さん集めて、町としての考え方を含めまして、ぜひとも地域の防災リーダーになっていただくようお願いをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 付録につけた横の表ですね、地域防災計画の共通対策編第8章の自主防災会の育成より抜粋したものでありますけれども、町の指導・助成というところで地域防災指導員制度というのがございます。そこは計画にもしっかり入っているわけですので、地域防災指導員を選定して、地域防災員はイに書いてあるようなことをしっかりやっていきたいと思いますということを記載しています。そういうことが進めば、自主防災会、一番最後のほうに、自主防災会長等の補佐、支援というようなこともありますし、みずからそういうところの防災会に入って活動してもらおうということもできると思いますので、そこをやっぱり意識の高い人をしっかり育てて、自主防災会全体の底上げを図っていくというようなことをやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう時間もありませんけれども、地域防災計画を見ますと、自主防災会のやることっていっぱい書いてあるわけですよ。これはただ平常時のことで、平常時だけでもこれだけやれと言っているわけですね。ほかに災害時の要援護者の避難支援に対してやるというのが、この後ろに、要援護者をしっかり自主防災会は避難誘導しなさいと。そのほかには、災害時に健常者を含めた避難誘導、災害後に関しては、避難生活計画書に沿った避難所の運営など、いろいろやることがいっぱい出ているわけですが、町としては、自主防災会それぞれしっかりやっていただきたいという思いはあると思いますけれども、自主防災会が自主的に活動するとして、どの部分を最も活動してほしいというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 要介護者の問題でございますけれども、これまでも要援護者の……

○議長（八木 栄君） そうではなくて、4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 自主防災会としていろんな役割、地域防災計画には自主防災会のやることっていっぱい書いてあるわけですよ。その中で、やっぱり町としては、ここはしっかりやってほしいな、全てしっかりやってほしいんですけども、ここはしっかり力を入れてやってほしいというようなところはどの点だというふうにお考えでしょうかという質問です。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） まずは、もちろん自主防災会の前には自助というところがあります

が、その次の自主防災会というのは共助というところに入ってくると思います。ですので、それぞれの自主防災会単位、それぞれの地区が災害が起きたときにどういった被害になるのか、その中でどういった救出活動であるとか、対応が必要なのかというところを再度検証していただきながら、自分の地域は自分たちで守るという意識を町としても醸成をしていきたい。自主防災会の皆様にもそういったところを特にお願いをしたいというふうに思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私自身は、一番活躍していただきたいのは、その避難所でどう運営するかというところは結構重要な点じゃないかなと。実際にHUGとかやって、訓練されているというのを理解しておりますけれども、避難生活計画書というのは、具体的にはどういうものなんですか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 現在、町としまして、そういった避難計画、そういったマニュアルというものは、町としてのものというのは作成はしてございません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この横の表も自主防災会が作ることになっているわけですね。それはもう既に……できたばっかしなんでやっていないのか、本当は前から出ているんですが、そういうことが実際に作られていて、町はそれを把握していますでしょうかという質問かどうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 私は、すみません、把握をしてございません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 時間もございませんので、これもやっぱりHUG、図上訓練というのもいいんだけど、やっぱり自主防災会の方も協力いただいて、町民の方も協力いただいて、実際にどういう避難所、実際に訓練というか、そういうものをやると。そこでやっぱり課題を抽出していくとか、そういうことをやっていったらどうかと思いますけれども、そこに関してはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災監、大石剛久君。

○防災監（大石剛久君） 今、議員がおっしゃられたように、避難所の運営、これ本当に大切なものでございます。そういった中で、先ほどのいろんな質問の中でもございましたけれども、現在、町としまして災害別の、事象別の避難所、ちょっと見直しをかけているところがございます。そんな中で、その避難所にはそれぞれ職員の配置をしなければいけない、その職員も避難所になる場所、それから地区の皆さんと顔合わせもしなければいけないという中で、そういった職員とそこの避難所に来られる方々、地区の方々とも顔を合わせながら、訓練も含めて連携を深めていくとか、そういうことをやっていきたいというふうには考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ぜひお願いします。町と自主防災会しっかりコミュニケーションをとって、この地区にどういう訓練が必要なのか、今の話では、避難生活はどうやっていったらいいのかとか、そういう課題はいっぱいあると思いますので、小まめに議論して、どんどん

自主防災会のレベルを上げていく。自主防災会のレベルが上がると、町民の防災意識のレベルも上がっていくと思いますので、そこをぜひやっていただきたいなと思います。

町の事業というのは、どちらかといったら点といいますか、先ほどの地域防災指導者でもぼんとやりました、それからのフォローがないわけですね。だから、その点で終わるんじゃないなくて、やっぱり次々点を打って、それを線に結んで、それを面として広げていけば、その面として広げてやると意識が上がるとか、そういう効果が出てくるんじゃないかなと思いますので、点じゃなく面の事業というのを展開していただきたいなというふうに思っております。

私の質問は以上で終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で4番、平野 積君の一般質問は終わりました。

続きまして私が一般質問しますので、会議規則第50条の規定により、副議長と交代をいたします。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○副議長（藤田和寿君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、12名です。

ここから議長にかわりまして、議長の一般質問が終わるまで副議長が議事を進めます。

◇ 八 木 栄 君

○副議長（藤田和寿君） 引き続き一般質問を行います。

13番、八木 栄君。

〔13番 八木 栄君登壇〕

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。私は、平成26年第4回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、先に通告いたしましたとおり少子化対策について質問します。

人口減少は、吉田町だけの問題ではなく国全体で考えなければならない問題であります。地域の活力、さらには盛衰にも関わる問題であることから、吉田町としても積極的に対策を検討することが必要と考えます。

当町の人口は、昨日の一般質問の答弁から、現在は微増していると伺いました。全国的に人口減少が進む中、吉田町においては早い時期に極端に人口減少することはないと思われませんが、私が子供のころと比べると、小学校の児童数や中学校の生徒数が、かなり少なくなったと思います。これは私と同年代の方なら実感をしているものと思います。

現在、吉田町は近隣市町の中でも豊かな町というように見られていると思いますが、今後、町の住民サービスを継続していくには、特に若い世代を中心とした定住の促進を図る必要が

あり、さらに安心して子供を産み育てていく環境が必要であります。当町では、これらのことについて既に実施している事業もありますが、今後、さらなる施策が必要ではないかと考え、以下質問します。

1、若年層の定住を促すために、住宅取得価格の数パーセントを交付する住宅取得補助金制度や固定資産税の数パーセントの金額を補助金として交付する定住促進奨励金制度などの考えはありますか。

2、婚姻を促進して新たな世代を生むために、婚活支援等の考えはありますか。

3、出生率を上げるための施策としてどのような考えがありますか。

以上、3点の質問であります。明確なる答弁をいただきますようお願いいたします。

○副議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 少子化対策についての御質問のうち、1点目の若年層の定住促進を促すために、住宅取得価格の数パーセントを交付する住宅取得補助金や固定資産税の数パーセントの金額を補助金として交付する定住促進奨励金などの考えはありますかについてお答えをします。

今や日本の社会にすっかり定着しました「人口減少社会」という言葉は、平成17年12月に、2005年国勢調査の最初の集計結果である速報人口を統計局が公表したころからだと言われております。その際、総務省統計局は、平成17年10月1日現在の日本の人口につきまして、1年前の推計人口に比べ2万人の減少、我が国の人口は減少局面に入りつつあると見られると発表をいたしました。これが「総人口初の減少」といった見出しで新聞記事に大きく掲載されるなどして、人口減少が現実の問題として広く注目されるようになったものです。

その平成17年における我が国の合計特殊出生率は、1.26と過去最低を更新し、平成18年以降の合計特殊出生率は横ばい、もしくは微増傾向でございますが、平成25年も1.43と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続をしております。

また、平成24年に発表されました国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口によりますと、現在の傾向が続けば、2060年である平成72年には我が国の人口は8,674万人となり、1年間に生まれる子供の数が現在の半分以下の50万人を割り、高齢化率は約40%に達するという厳しい見通しが示されております。

昨年12月には、岩手県知事や総務大臣を歴任された増田寛也氏が中心となってまとめた論文「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」が月刊誌で発表され、東京圏への人口流入がとまらなければ、20歳から39歳の若年女性の減少によって多くの自治体が立ち行かなくなると予想し、急激な人口減の進行差を強調するため「地方消滅」という強い表現が使われました。そして、人口急減の問題に対しまして広く自治体関係者の関心を喚起したのは、さきの論文について増田氏が座長を務める日本創生会議の人口減少問題検討部会が発表した「成長を続ける21世紀のためにストップ少子化・地方元気戦略」、いわゆる増田レポートでございました。

増田レポートでは、大都市への人口移動が終息しない場合、2010年と比べ2040年に若年女性が50%以上減少する896自治体を消滅可能性都市とし、そのうち2040年に人口が1万人を切る自治体523は消滅の可能性が高いとし、その自治体名がわかる一覧表を示しました。

一方、国におきましては、人口急減、超高齢化という課題に対しまして、内閣にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、平成26年11月21日には、まち・ひと・しごと創生法案及び地方再生法の一部を改正する法律案の地方創生関連2法案が可決、成立をいたしました。

この法律の成立を受け、今後は人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の危機意識の共有を図るとともに、50年後に1億人程度の人口維持を目指す長期ビジョンと人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年の計画を示す総合戦略を取りまとめていくこととなります。

このように我が国は、人口減少と少子化、そして高齢化の急速な進展が現実のものとなり、この中で新たな経済成長に向けた取り組みを行わなければならない厳しい局面を迎えております。

さて、若年層の定住促進を促すために、住宅取得価格の数パーセントを交付する住宅取得補助金や固定資産税の数パーセントの金額を補助金として交付する定住促進奨励金などの考えについての御質問でございますが、初めに、これらの制度が他の自治体ではどのように運用されているのか御説明させていただき、それから町の考えにつきましてお答えさせていただきたいと思っております。

なお、これらの制度は、その多くが定住促進と地域経済の活性化を図ることを目的に創設をされており、制度の細部は自治体ごと、それぞれの設計思想に基づきまして条件づけなどが異なっておりますので、制度の説明は一般的なものとさせていただき、特徴的な条件づけを数例挙げさせていただくことといたします。

まず、住宅取得補助金と呼ばれるものでございますが、これは当該自治体内に住宅を建設、もしくは購入した者に何らかの助成をするもので、助成額は、条件を満たしていれば一律に定額を助成する自治体、上限を定めた上で一定率を住宅取得に係る借入金等に乗じて得た額とする自治体、対象自治体に対する固定資産税に相当する額を助成する自治体などがございます。

また、定住促進奨励金と呼ばれるものですが、これは地方税法付則第15条の6第1項及び第2項の規定に基づきました新築された住宅に対する固定資産税の減額に相当する額を同規定の適用期間中減額する事例が多く見受けられます。

それぞれの対象者は、対象住宅を建設、購入した所有者であること、対象住宅に住む全員が当該市町村税等を未納していないこと、対象住宅に住む人全員が暴力団排除条例の規定する暴力団団員でないこと、過去に当該補助金の交付を受けていないことなどの共通する条件で、そのほか、対象住宅にある年数以上定住すること、自治会等に加入することなども条件としている自治体の例がございます。

さて、これらの制度は定住促進と地域経済の活性化を含めることを目的に創設されたものでございますが、当町では、目下、企業が安心して生産活動を営み、多くの雇用の場が確保され、人口が増加し続ける豊かで勢いのある町を目指し、この町が豊かと勢いを保つため、行政が責任を持って津波防災まちづくり事業のハード整備を一日も早く完成させ、目に見える安全を提供しなければならないと考えております。

そして、確固たる安全のもと、子育て、教育、健康づくりといった支える安心を提供することで活気ある若い人が集まり、元気な子供が増え、そして、この地で生活し続けたいと願う人々が多くなる社会を作り上げねばならないと強く感じております。

議員御提案の制度につきましては、先に申し上げました方針を具現化する中で、必要に応じて調査をしてみたいと思いますので、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

次に、2点目の婚姻を促進して新たな世代を産むために、婚活支援等の考えがありますかについてお答えします。

先ごろ、県が本年8月に行いました静岡県少子化対策に関する県民意識調査の結果が公表をされました。これは静岡県に在住する20歳から49歳までの男女を対象に、結婚に対する意識等を調査したのですが、この中で、未婚者に対する結婚支援として重要と思う施策についての設問におきまして、未婚者の結婚支援サービスを提供するという選択肢を選んだ回答数は、7つの選択肢のうち6位でございました。また、未婚者が参加したいと考える出会いの場を問う設問には、参加したくないと回答した方の比率が45.1%と最も多く、婚活支援の難しさを感じる結果となっております。

先ほどの未婚者に対する結婚支援として重要と思う施策について最も多かった回答は、給料を上げて安定した家計を営めるように支援するという選択肢であり、39歳以下の独身者の実に63%の方が回答しており、これは国全体で考えなければならない問題であると言えます。

なお、この調査結果の公表では、市町村別、男女別の未婚率も同時に公表されており、この指標は低いほど結婚している者の率が高いこととなりますので、順位づけとして、未婚率が低ければ順位づけが上位となるものですが、当町の未婚率は男女とも県内では低い数字を示しており、30歳から34歳の男性の未婚率は42.7%で県内第5位、25歳から29歳の女性の未婚率は49.5%と県内第9位で、いずれも上位に位置するものでございました。

この結果に安心するのではありませんが、町内に雇用の場を創出してきたことや、保育園の整備など、産みやすく育てやすい環境づくりに努めてきたことも結婚を促す要因につながったととらえ、今後もこれらの施策を充実してまいりたいと考えております。

次に、3点目の出生率を上げるための施策としてどのような考えがありますかについてお答えをします。

出生率を上げるためには、子供を産みやすく育てやすい環境整備が必要と考えます。健康で生き生き暮らせる町づくりを目指すための重点化の方向として、子供を産みやすく育てやすい環境整備を考えており、この中の一つの施策として母子保健の充実を図っております。

当町における平成24年度の平均初婚年齢は、男性29.6歳、女性28.2歳となっており、国の男性30.8歳、女性29.2歳よりも若干低いものの、少しずつではありますが、国と同様、晩婚化は進んでいる状況であり、同時に妊娠・出産年齢も上昇していると言えます。

このような変化と医療技術の進歩に伴い、体外受精を初めとする不妊治療を受ける方は全国的にも年々増加してきており、厚生労働省が平成25年度に行いました不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業等のあり方に関する検討会からも特定不妊治療、いわゆる体外受精（顕微授精）により出生した子供の数は、全体の出生数の約3%を占めているとの報告がございました。

そうした状況の中、当町では総合的な少子化対策の一環として、不妊に悩む御夫婦に対して経済的な負担の軽減を図るために、体外受精や顕微授精に係る高額な治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成制度を平成18年度に開始をいたしました。制度開始からこれまで妊娠・出産を取り巻く社会環境の変化や実情を踏まえ、数回の制度の見直しを行い、現在は1夫婦に対しまして1回につき上限15万円、年間助成回数を2回までとし、年間30万円を上限

に通算5年間、特定不妊治療を受けた治療費の一部を助成しております。制度開始からこれまで57組の御夫婦が利用されており、不妊治療に取り組む方は、当町でも年々増加している状況でございます。

さらに、今年度からは体外受精の前の段階で行われる人工授精の治療に対し、治療費の一部を助成する一般不妊治療費助成制度を新たに導入し、より早期から安心して治療に取り組める環境づくりを進めております。

先に述べました厚生労働省の不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業等のあり方に関する検討会でも、より安心・安全な妊娠・出産に資するという観点から、特定不妊治療支援事業のあり方の見直しが行われました。

当町におきましても、この検討会の報告にもございます近年の不妊治療をめぐる現状を踏まえ、より多くの夫婦の妊娠・出産の希望が実現できるよう支援するため、制度の見直しを検討し、さらなる経済的・精神的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、育てやすい環境づくりの一つとして、子供の医療費を助成することも医療費助成制度を行っております。当町では現在、ゼロ歳から中学3年生までの子供の保護者にこども医療費受給者証を交付し、保険診療に係る自己負担分を現物給付方式で全額助成をしております。

平成24年10月診療分からは、受給者証を小・中学生にも交付する制度改正を行い、以前の申請が必要な償還払い方式とは異なり、大変利用しやすい制度になったものと思われま

す。子供が病気にかかるると保護者の精神的・経済的な負担は大きいものですが、この制度を利用することで、症状が出始めた早期に適切に医療機関を受診でき、必要な治療を受けることが病気の重症化・慢性化の予防につながり、子育て家庭には安心して子供を健やかに育てていける要因の一つになっているものと考えられます。

また、出生率を上げるためには、子供を育てやすい環境を整えることが必要と考えます。先ごろ県が行いました静岡県少子化対策に関する県民意識調査の結果によれば、子育て支援として重要と思う施策を問う設問に対しまして、保育所の整備や放課後児童クラブの充実という選択肢を選んだ回答数が45.1%と最も多く、しかも、その率は5年前に行った同様の調査よりも1.5倍伸びる結果となっております。

このことから、主に都市部などにおいて、子供をもうけても預かってくれる保育所がない、放課後児童クラブがないということが、子供を育てる上での大きな不安要素になってきていることがうかがえます。これについて、当町では、平成15年3月のさくら保育園を初めとして、本年7月のすみれ保育園に至るまで、四つの保育園全ての改築工事を終え、耐震性能を確保し、安全な園舎の整備を完了しております。

また、園児の受け入れにつきましては、年度当初だけではなく、年度途中でも応じられる体制をとってきており、待機児童を生じさせてはおりません。さらには、放課後児童クラブにつきまして、3小学校全てにクラブを設けて受け入れをしており、これまで子育ての環境を整えてきたことが、当町の合計特殊出生率を1.73と県内5位に位置づけている要因の一つと考えます。

このように出生率の向上につきましては、それぞれの弱いところを補いながら総合的に政策展開して努力をしておりますが、人口維持のために必要とされる2.07にはまだ遠い状況にありますので、不足している部分があれば、さらなる対策を図って出生率の向上を目指した

いと考えます。

今後も、子供の健やかな育成を図るため、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援ができるよう、子育て支援に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（藤田和寿君） 再質問はありますか。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

それでは、再質問させていただきます。

先ほどの最初の1番の質問ですが、これは、自分は御前崎市のほうでちょっと聞いたものですから、御前崎市はうちの町と比べるととうんと経済的にも豊かな市でありますので、こういうことができるんじゃないかなというふうには思っていますが、吉田町も、それでも今、不交付団体でなくなってしまったものですからあれですけども、せめて少しでもこういうことができればいいかなということで質問させていただきました。

内容の説明は、町長が言ってくれたとおりなものですから、それに間違いはありませんが、我が町ではこういうことを今後考えていくかかないかということ、ちょっとお伺いしますけれども。

○副議長（藤田和寿君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 御質問にございます助成制度につきまして、本県では御前崎市が実施していると。平成26年1月2日から実施をしているという情報は把握しております。

御前崎市につきましては、財政力豊かなこともございますが、定住人口を上げていかなければいけないという課題が、どこも一緒ですが、当町よりもさらに深刻な状況にあると受けとめられているのではないかなというふうに思っております。

それで、この人口減対策をどうしていくかということにつきましては、いろんな施策が考えられるわけでございますが、町長から答弁がありましたとおり、当町においては、こうしたピンポイントの助成制度ではなく、総合的な施策、子育て支援施策をもって人口増加につなげていきたいと、そういう考えでございますので、今こうした助成制度を取り入れるかどうかという点については、今のところは考えていないという状況でございます。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） ただいまの助成制度に対しては、そういうお答えをいただきましたので、次に進みたいと思います。

ちなみに、御前崎市では平成23年から25年で170件あったということですね。それから制度が変わって新しくなってから50件程度ございまして、現在も申請中もあるよということで、原発を抱えている特別なところなものですから、そういうことで余計、こういうことをして定住を図っているということで自分は理解しておりますが、吉田町の場合はそういうこともないものですから、総合的にということで答弁いただきましたので、それで理解をいたします。

それから、2番目の婚活支援ということですが、以前、商工会のほうでそういうことをやったというようなことも伺いましたが、やることによって多少なりとも結婚する方ができまして、それでこの町へ住んでいただければという思いで、町もこういうことを進めたらどうかということ、質問したわけですけども、これも難しいということで、それよりも賃金

が上がって安定した生活をしたほうがいいよというような今答弁をいただきましたが、ですけども、テレビとかそういうところでもイベントで、この近辺でも、県内でも伊豆市というところがそういうことをやったということで伺っておりますが、そういうことをやることによって、少しでもこの町に世帯を持って暮らしてくれる方が増えれば、それが将来的にいい方向へ行くんじゃないかと思いますが、いま一度伺いたしますが、そういうような考えは今現在ない、今後もそういうことをやるような考えはないということよろしいでしょうか。

○副議長（藤田和寿君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 当町においても、過去において商工会の方、それから社会福祉協議会などでも婚活パーティーを開いたという実績があるということは承知しております。こうした活動が必要ないかどうかというと、必要ないとは思っておりませんで、いろんな機会をとらえて婚姻につながっていくことは望ましいというふうには思っております。

ただ、当町が今置かれている状況として何が必要かというところでございますが、当町はいろんな要因はある中でございますが、最も人口が多いときというのは平成23年8月が3万605という、この人口がピークでございます。その前に3.11があったわけでございますが、しばらくは増え続けたと。そこから8月をピークにして徐々に減ってきていたというところでございますが、ところが24年12月から25年1月には3万401人というところまで人口が減ってきております。それからずっと減り続けまして、底が26年9月でございます。今年の9月に2万9,824人というのが最近の底でございます。それから11月末時点では2万8,837人ということで、10月、11月で少し増えていると、こういうような状況になっております。

これが下げどまりということにとらえていいとはまだまだ思っていないで、ただ、こうした動きが社会減なのか、自然減なのか、そうしたところもアンケート調査も行いながら、どういう傾向にあるかというところを町でも把握しているわけですが、今、この減っている層というのは大体20代から40代までの方の移動で減っております。それも社会減という状況が多いわけでございます。

くしくもその年代というのは、出生率にかかわってくださる方々でございますので、その生産年齢人口の方々が町から出ていくという要因としては、やはり仕事の関係が最も多いというふうにとらえております。

したがいまして、定住をしていただいて出生率も上げていくためには、町もしくはその近辺に働くところがあると、それで町に住んでいただけるという、その安心感を与えない限りは、具体的な施策を打ってもなかなか効き目が出てこないだろうというふうに考えております。

したがいまして、当面、当町が力を尽くしていくのは、津波防災まちづくりを進めて安心感を与えながら、その上で、そうした婚活の施策とか、そういうものを打っていく時期にあるんじゃないかなというふうに思っております。当面は津波防災まちづくりに力を注がせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

婚活支援ということで質問したわけですが、例えば町が主体でやれなくても、仮にほかの団体とかそういうところで婚活をやった場合、ある程度運営費がかかるわけですが、そういったものに対する補助といいますか、そういうものを出すとか、それは大きな金額ではないと思うものですから、仮にそういう中で結構カップルが決まっていけば、将来的にはうれしいことではないかと思うものですから、補助金というか、そういうものを与えることに対して補助を出すとか、そういう考えはあるかどうかというのを伺いたいです。

○副議長（藤田和寿君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 現在、そうした取り組みができるかどうか、ちょっと精査しないとよく承知しておりませんが、町独自といいますよりも、社会福祉協議会の制度とか、そうしたところも見比べながら判断していきたいと思いますが、そうした民間、それから諸団体の取り組みとして、そうした活動が促進されるという方向としては望ましいことだと思いますので、町で直接的にそういう助成制度を持つことがいいのか、他団体で活動が喚起されるような何らかの施策があればいいのか、そうしたところをちょっと検討させていただいて、そうした取り組みも活発に行われるような環境づくりには常に配慮してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

今、制度という言葉が出たわけですが、実際こういうのを補助する制度というのがあるかどうか、おわかりになりますかね。こういう婚活支援というものを補助してやる制度というのがあるかどうかちょっと伺いたいですけれども、わかりますか。

○副議長（藤田和寿君） 他市町でということですね。

○13番（八木 栄君） 他市町じゃなくて、制度として……

○副議長（藤田和寿君） 吉田町にですか。

○13番（八木 栄君） 吉田町にはないですけどね。他市町ですね、県とか、そういうところの関係ですね。

○副議長（藤田和寿君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 当町においては、直接的にそうした支援を行う制度は持ち合わせておりませんが、過去に社会福祉協議会としてそうした活動を支援されていることもございますので、何らかの制度で支援できる体制があるのではないかというふうに想像はいたしますが、確証はございませんので、そうしたところも今後調査させていただいて、体制づくりを考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 先ほど来、昨日の一般質問なんかもそうですが、津波防災まちづくりを優先的にやること、それは十分わかります。私も理解しております。津波避難タワーも15基作って、最終的な決算で津波避難タワーに対しては出すお金が1億何千万ということで、町の負担がかなり少なくて済んだということで、大変いいことだと思っておりますし、今後、津波防災まちづくりをやっていくにも、今度は津波防潮堤の関係だと思っておりますが、その財源

といいますか、お金のほうが、今完成したものに対しては、別腹という言い方がいいか悪いかわかりませんが、そういう形で、あくまでも町の事業……

○副議長（藤田和寿君） 八木議員、質問と離れていますけれども。

○13番（八木 栄君） 今くっつけてます。

町の事業の中に事業費をとりまして、その中は変わらないというんですか、従来、98億とか、約100億ですけれども、そういう中でこの補助金というものを出せるんじゃないかなど。防災のほうにお金が全部いっちゃうんじゃないかと、ある程度それはそっちなもので、ここには当たり前の1年間の町の運営する予算があるというふうに、私はそう思うものですから、そういう中で少しでもこの補助金を出してやって、もしそういうやるところがあるかどうかちょっとわかりませんが、そういうものを補助を出すから、こういう婚活をどんどんやっていただいて、町内でカップルが成立して、定住していただくような、そういうことをしてくださいねというような、そういう考えは持ってもいいかと思いますが、そういうことでそういう制度というものをぜひ作っていただきたいと思います。

要望になっちゃうんですけれども、一応返事をちょっと聞きたいもんですから、だから今言ったように、予算的なものは多分あると思うもんで、そういうことで町の将来を考えると、そういうことも必要じゃないかということで、先ほどは考えますよと言いましたが、なるだけ早いうちにそういうものをやる考えがあるかどうかということをお伺いしたいです。

○副議長（藤田和寿君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 財政的な面からちょっとお話をさせていただきますと、津波防災まちづくりに対して直接的に津波避難タワーの経費というのは、議員お話しいただいたとおりでございますが、津波防災まちづくりを進めるに当たって、既存事業もかなりスピードが速まっています、事業量として非常に多くなっていると。したがって、25年度の決算は170億を越すような決算を打っていると。これは全て依存財源をもって充てられたわけではなくて、それに対してはやはり借り入れも行っているということがございます。

町政報告会のときにも説明をさせていただきましたが、今後の償還、借り入れの返済も平成30年ごろまでに向けてどんどん返済額が多くなっていくという実態もございます。さらに今後、海岸線の対策を進めていくために、町としてどうした財政出動を図らなければいけないということも考えなければいけない状態にございます。

今回の補正予算でも財政調整基金に少しお金を積むという計画を立てておりますが、現在、財政調整基金20億に達するぐらいまでの積み立てを行って、その来るべきときに財政出動できるという体制を財政サイドとしては計画をいたしまして、そういう備えをしているつもりでおります。そうした中で考えますと、できるだけ財政出動を抑えていきたいというふうに思っておりますし、また、収入はできるだけほかの依存財源、補助金とか、国庫補助金とかそうしたものをもってできる事業を増やして行って、単独事業で行うようなものはできるだけ抑えざるを得ないのではないかなというふうに思っております。

そうした中で考えていかなければいけないわけがございますので、そこで、この婚活とか出生にかかわること、そうした事業というのは非常に重要なことだということは認識もしておりますし、何らかの形で、余り無理のない形で財政出動できるのであれば、ぜひそういうメニューも取り込んでいきたいというふうには思っておりますので、全体的な財政運営を図

る中で検討させていただきたいと、こういうのが正直なところでございます。

以上です。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

要望になりますけれども、そういう中で本当に考えていただきたいなと思います。

それから、不妊治療を行っていることで、今定例会の補正予算の中にも不妊治療ということで、治療費ということで補正が組まれておりますが、以前聞いたかもしれませんが、一応、不妊治療の内容を少し教えていただきたいですけれども。どのような治療をしているのかということがわかればですね。

○副議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 不妊治療の内容ということでございましたので、現在町が治療費の助成を行っております不妊治療について簡単に説明をさせていただきます。

もともとは特定不妊治療と申しまして、体外受精をしなければもう子供が授からないということで、医師が認めた方を対象に助成をしてきております。これは平成18年度に解消しておりますが、現在では1回の助成限度額を15万円に設定して、年間に2回までで、通算で5年ということで、町長が答弁でも申しましたような状況でございますが、もう一つ、今年度から一般不妊治療の助成というのを始めまして、この一般不妊治療の助成というのは、先ほど特定不妊治療を体外受精と申しましたが、一般不妊治療というのは人工授精でございます。

違いでございますが、人工授精の中に体外受精が含まれるんですが、人工授精というのは体外受精と体内受精という受精の方法が体の外で行うか中で行うかというようなことなんですけれども、その違いで、やはり一般不妊治療を先に行うけれども、それでとても妊娠が望めない特定不妊治療に治療の方法を変えていくというのが一般的でございまして、この一般不妊治療、特定不妊治療ともに保険がきかない自己負担で実施をしているものということで、この二つを町のほうで治療費の助成を行うこととしたということでございます。

一般不妊治療につきましては今年度からということですが、治療費の10分の7、保険の自己負担を除いた分ということで、限度額を6万3,000円に定めて、2年間ということで設定をしております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

この助成金は15万円を年に2回で30万円で、5年間ということで、よそのところと比べるとなかなか町として補助を出してくれているなというふうに思います。ほかのところも調べましたが、島田市なんかは回数が制限なしということで、年間50万でやっているものですから、もっと出ていると思いますが、それでも今回補正を積んだというぐらい利用してくれる方がいるということは、吉田町も子供が増えていくんじゃないかと思っておりますので、これも引き続き、できればもう少し手当を多くしてやればどうかなと思っておりますが、そのものがもう値段が決まっていればそれでいいんですけれども、もしあれならそうしていただけたらということで、要望ではありますが、そういうふうをお願いをしたいと思います。

それから、女性ばかりでなく、男性もそういうものがあると思うんですけれども、男性については相談とかそういうものはどのようにやっているかなということを伺いたいと思います。

○副議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 男性の不妊治療というのもございますが、現在、不妊治療費の助成の内容の中に男性の不妊治療についても含まれております。内容的に受精にかかわる部分の治療費の助成ということでございますので、受精にかかわる部分の男性不妊治療費の助成はしております。医療費保険適用外の部分のということでございます。

ただいまの質問が相談ということでございましたが、この事業を実施する中で、不妊治療に対する相談だとか、不妊に対する相談というのも不定期にお受けをしているわけでございますが、男性からの相談というのはそれほど多くはございません。直接的には、女性が医療機関で不妊であるということが判明する過程で、男性もそこに、要するに配偶者の方が関わることとなりますので、そこでの相談と治療という形になるケースが非常に多いということでございますので、長くなるとメンタル的に女性の相談が増えてきたりというようなことが多い状況でございます。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

今の答弁でわかりました。

それからあと、吉田町の出生率1.73と先ほど伺ったんですけれども、次世代育成支援行動計画の中に、人口維持出生率というのが2.08というふうにならなければならないわけですよ。それから比べると少ないものですから、当たり前を考えて、1夫婦で2人産まないと基本的には同じか、それから少し減るとということ。3人産めば実際に増えていくんじゃないかと思えますけれども、そういった中で、この次世代育成支援行動計画の中にもいろいろあって、産みやすく育てやすいというのが具体的に書いてあるのがありますけれども、例えば第2子とか第3子、先ほど保育園の話も出ましたが、保育料の減額をすとか、第3子においては無料にすとか、そういうことも子供を産み育てる側からしたらある程度お金がかかるもので、そういうことをすれば少しは、ああ、産んでみようかなという気持ちになれるかなとも思うんですけれども、医療費においては、今、中学校3年生までは無料ということでやっただけなので、十分ありがたいと思っていますけれども、そういうことで、保育料の減額というか、免除というか、そういうことに対して考えていることはあるでしょうか。

○副議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今選挙戦が繰り広げられておりますけれども、選挙になる前に安倍首相が下関で講演会を行いました。その席でお話した内容として伝わっている中で、10人未婚の女性がいる場合、2人ないし3人は生涯独身というのがライフスタイルとして確立されておりますので、大体2ないし3人が恐らく未婚でいけると。あと仮に7人とした場合、2人産むのが大体2人と、あと5人と。この5人の子供さんが3人産んでくれないと、いわば2.07とか2.08という人口置換水準に達しないというような形で、今後、第3子以降を出生した子供さんに対して、特化したサービスを促進していくというようなことがございましたので、当然のことながら、そういうようなことを考えれば、国はこれから地方創生等とか、さまざまな形で地方に誘い水を流してくれますので、うちのほうも、そういうような形で地方創生の中において、そういうようなことも考えていかなきゃならないと、こんなふうに考えております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

じゃあ国がやってくれるのを待っているというような今の町長の御答弁と、そういうような形で今受け取ったわけですけども……

〔「そんなこと言ってない」の声あり〕

○13番（八木 栄君） 医療費の中学校3年生までの無料化というのも吉田町が率先してやって、他の市町から大変うらやまれているものですから、そういう形でこういうものも率先してやったらどうかという、こういう自分の気持ちがあったものでお伺いしたんですけども、それについてどうですかね。

○副議長（藤田和寿君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの町長の答弁を、議長、ちょっと正確に判断されなかったようですが、町長としては、国でも安倍首相もそういうことを言っておりますし、その延長として地方創生という国策を打ち出している。その中で大きな柱になっているのは、人口減少への対応ということでございますので、町としても、その施策をちゃんと展開をしていかなければいけないというふうに認識しているというような内容の答弁だったと思いますが、まさに町長から指示を受けているのは、そうしたとらえ方をして、新たな施策としてどういうものを平成27年度予算から盛り込んでいくかということをしかりと検討するようにという指示を受けておまして、今、予算編成時期にございますけれども、さまざまな案を今描いている中でございまして、保育園の保育料の免除、そうしたことも候補の一つとしては出ているという段階でございます。

あと、3人目のお子さんとか、そうしたところに対する特別な支援とか、そうしたところも一つの施策の案としては現在出ているところでございますが、今後、先立つものが続かないと、どうした施策が打てるというところの結論も出せないものですから、現在、議員がおっしゃられているようなそういう視点での検討は、既に当町でも入っているということで御理解いただきたいと思っております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

島田市は以前に、子供を産むと金券を配って、それが市で使えるものと、余り詳しく聞かなかったものですからあれですけども、最高50万相当であったと伺ったんですけども、それがどういう内容かちょっとわからない。そこまで私してくださいとか、どうということは言えないものですからね。

ただ、本当に保育料を安くするとか、あるいは小・中学校においては給食費をなかなか払えないだか、払わない人がいるものですから、そういう中でも子供が大勢いて大変だということがあれば、先ほど言ったように、第2子、第3子くらいは半額にするとか、もしあれなら3子は無償にするとかということも考えていけば、少しは少子化対策になるかどうかあれですけども、少しはなるんじゃないかなという自分の思いですけども、その辺のことを、先ほど予算の中で考えていきますよと答弁でありましたので、一応は考えていただくということで解釈してよろしいかどうかお伺いします。

○副議長（藤田和寿君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） まさに今、そうした観点で検討しているところでございますので、27年度予算においては何がしかの形で具体的に一つでも二つでも出せるようにしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

今そういう答弁いただいて、本当にできればうれしいものですから、なるだろうという思いで、大変ありがたく思っております。

最後に、吉田町の人口増加を見据えて、現状の少子化対策の施策はもちろんのこと、今お伺いしました新たな施策を考えて、実施していくことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（藤田和寿君） 以上で13番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とし、議事の進行を議長と交代します。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時04分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、12名です。

副議長にかわり、ここから議長が議事を務めます。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 零時05分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会14日目でございます。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案訂正の承認

○議長（八木 栄君） ここで、町長から本定例会に上程されました第68号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第2条の改正文中別表に係る訂正を求める申し出がありましたので、報告いたします。

この訂正は、誤謬による軽易な事項であると認めましたので、お手元に配付のとおり正誤表の提出による訂正としましたので、御了承願います。

◎議案第67号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） それでは、議事に入ります。

本日は、提出された議案について議案番号順に質疑を行います。

日程第1、第67号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（平成26年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

これから第67号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

◎議案第68号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） 日程第2、第68号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第68号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番でございます。

今回の改正は、人事院勧告に基づくという形ではあるわけですが、実際的にこの人事院勧告の増額によりまして、一般会計の職員数及び給与等、どのぐらいの増加になるかということをお提示をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） ただいまの御質問の今回の人事院勧告による純粋な増額ということで、御報告をさせていただければと思います。

お答えさせていただきます。まず、一般職の関係になりますが、給与でございますが、給料の純粋な部分につきましては315万2,509円、こちらが給料になります。それから、期末勤勉手当の関係ですが、これは一般職、それから三役、再任用等を含めまして、一般会計分でございますが、こちらが1,075万3,201円。それから、あと通勤手当、共済費等もろもろございますが、通勤手当でございますが、通勤手当は一般職、再任用職員の合計で、一般会計で23万7,740円。

これに付随しまして、共済費増額に伴いまして、いわゆる社会保険料等の共済費の分がありまして、こちらは一般職とあと三役の部分になりまして、200万3,388円。人事院勧告に基づく増額が一般会計のほうですが、合計しまして約1,614万6,838円。

それから、あと特別会計、水道、下水のほうの関係ですが、こちらトータルベースの金額で申し上げますが、こちらは水道、下水道会計合わせまして114万8,544円。合計で1,729万5,382円、これがトータルの数字になります。これが純粋な増になります。

それから、育児休業の減額等もございますので、こちらが減額分がマイナスで全体で683万7,966円。差し引きトータル全体で1,045万7,416円が、純粋な今回の人事院勧告に基づく増額分というものになります。

予算につきましては、1,000円単位等、各款項目ありますので、若干のずれがありますが、合計額としましては今回の純粋なものは、トータルで1,045万7,416円、こちらが純粋な増というものになります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

人事院勧告に基づく増額という形で、民間との格差という形で、吉田町分としましては1,045万円そこそこの増額になるということでございますが、人事院勧告、うちの町は人事委員会がありませんよね。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 当町におきましては、人事委員会は設置されておられません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、県とか政令市は、人事委員会があるわけですが、すけれども、市町はないという形で、うちの町はあくまでも国の人事院の勧告に従っているということよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 当町は人事委員会持っておりませんので、当町を含め、他市町につきましては、人事院勧告に基づく勧告に基づいて給与等をしております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

国の人事院といいますと、やはり大企業、大手の民間企業を調査するといったような兼ね合いを感じられるわけがございますし、そういったことも新聞等々で御指摘を受けているわけで、吉田町にある吉田町の職員が大手の職員といいますと、町民の気持ちとして、やはり町民の平均給与体系と同じようなレベルで設置すれば、そういった民間との格差はなくなるんだなと思うんですけれども、ある程度の大企業との格差となると、少しどうかなという感じがあるんですけれども、そういったことはいろんなところで議論がされているわけで、今回の人事院勧告でそういったことに対しても是正というか、対応というのはとられているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、今回、人事院勧告で大企業というお話がありましたが、この人事院勧告の調査につきましては、特に大企業というところで行っているものではまずないということをお承知おきいただきたいと思っております。

これは、今回、人事院のほうでは、約1万2,400の民間事業所の約50万人の個人別給与の実地調査を実施をして、その回答率としまして、完了率が88.1%という中での調査を行っているものでございます。こちらの対象の会社は、50人以上の雇用の企業という中でランダム、全国で無作為に抽出された企業をもとに調査をしておりますので、特に大企業のみということで行っているものではないということをお承知おきいただきたいと思っております。

その50人が大企業なのかどうかという議論はあるかもしれませんが、人事院のほうではそうした基準に基づいて行っております。

それで、あと町内の事業所得につきましては調査の関係ですが、こちらの人事院勧告に基づくというのは、まず、地方公共団体、確かに先ほどおっしゃられました政令市であるとか、都道府県につきましては人事委員会を設置しておりますので、そちらでまた人事院勧告に基づきまして、さらに県内の調査を行っております。それに基づいて、また県のほうでは勧告を出しているということになります。

当町の場合は、人事委員会を設置しておりませんので、他の市町も同じですけれども、国のまず人事院勧告に基づいて給与のほうをどうするかということは決定していくわけですが、やはり基本となるベースというのは人事院勧告というのがありますので、そちらをベースとして給与を設定していくということになります。

これは、一つは、地方公務員法の中でもその給与の関係を全体的な他市町等の関係も含め

て考えていくという中で、この人事院勧告に基づいて行っていくというのがやはり団体としてはベースとしてありますので、これをもとに、要するにラスパイレスにつきましても、各市町との比較等もされてくるわけで、そうした中では、この人事院勧告というのはやはり原則的なものというふうに捉えておりますので、この人事院勧告に基づいて給与のほうを決定していくというのが本筋だと。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そうすると、イメージ的には大手大企業というような形での国のということで、そういった形で50人以上という形で対応図られて、町内にも50人以上の事業所もありますので、全国には50人以上の事業所がない市町もあるということで、そういったところはいかがかという御指摘も受けているわけで、うちの町はそういった大手さんもいらっしゃいますので、そういうことを考えると、妥当な調査に変化したのかなという形で受けとめております。

2点目の質問ですけれども、うちの町は、3.11を受けまして、総務省のほうからその辺の給与を下げるという、国会議員は下げて、すぐ上がったということがいろいろ問題が出てはいるんですけれども、そういった協力するという総務省からの通達というのが出ました。それは、うちの町はやらなかった。今回、人事院の勧告についてはやったと。その違いというのは、どういうことですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） ただいま御質問の総務省からのということで、給与の減額ですが、まず、この給与の減額というのは人事院勧告ではないということをまず、御理解をいただきたいと思います。人事院勧告では、東日本大震災の2年間減額というのは、まず、行っていないということがありますので。

それと、当町につきましては、やはりラスパイレスという一つの数字があるわけですけれども、それと、あと職員の平均給与額につきましては、当町は県内でも、他市町では30万円を超えております。当町では20万円台という非常に平均給与としては1人当たりの給与額低いという中で、それと、あとラスパイレスの指数につきましても、当時94%程度だと思ったんですが、ちょっとすみません、数字のほうはあれですが、一応100というのが国家公務員とイコールだということになります。

そうした中で、これまでもずっと低い給与形態の中で、ラスパイレスが92%から94%ほどを移動していた中だったものですから、そこまで減額を、これまでもずっと低い中で、そこにさらに低くなった場合に、職員の士気の高揚はどうかというところがあります。それがあったものですから、今回、総合的に勘案しまして、人事院勧告どおりいきまして、総務省からの要請については保留にしたというものです。

なお、そうしますと、じゃ、東日本大震災のころのお金とかどうなんだというのはありますけれども、これにつきましては、当然、ほかにも寄附であるとか募金であるとか、そうしたことでも対応はできるわけなものですから、あくまでもこの給与というのは、やはり生活給等もございまして、そこはちゃんとした形で人事院勧告等に基づいた形で支払いをして、あとは、減額というのはまた違うことでも対応できるんじゃないかというようなことも考えておりまして、ちょっと給与とは違う話ではないかということで、そのまま前回のとき

は総務省からの依頼というか、ありました減額措置のほうは対応していないというものでございます。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎議案第69号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） 日程第3、第69号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第69号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

◎議案第70号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） 日程第4、第70号議案 吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第70号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

◎議案第71号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） 日程第5、第71号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第71号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

◎議案第72号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） 日程第6、第72号議案 吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第72号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

第4条のほうに、使用料の減額または免除することができるとあります。いろいろちょっと聞きましたけれども、その中で現実的に免除はあると思うんですけども、減額というものはあったんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 公民館の現在の使用に関して免除があるかという御質問だと思いますが、現在のところ公民館の使用の減免規定による免除はありますが、減額は現在のところありません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 減額がないということで、25年度、実際に使われた方が2万6,615人、その中で公民館の収益としては14万7,500円、団体数が242団体ということですよね。今日いただいた資料の中にも、免除された方が全体で利用回数が2,495、無料の方が2,303、有料が192人、有料の回収率が7.7%。要するに、有料されている方は非常に、当然公民館法とかその中でいろいろな使い方、限定されています。

24年度当初に関しては、非常に細かくあったんですけども、現在、いろいろ総務省から出ました通達見てみますと、NPOであるとか非常に幅が広がってきて、そういう形で、その中で有料で使用した方というのは、一つお聞きしたいのは、どんな団体とかどんな方があったんですか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 有料で使われた団体につきましては、主に業者さんでございます。業者さんの行います研修会、あるいは説明会、こういったものが有料となっております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） この業者さん、非常に講習ということでたくさん使っていただければいいんですけどもね、もっとね、本当は。

その中で、今この条例の中には、町の内外は減額というところでちょっとお聞きしたいんですけども、内外の基準というのではないんですけども、町外の人を使用するときでも、例えば公民館法とかいろんな法律の中で利用できれば、特に公益上という問題、公益上に合致していれば、利用というのは同じようにできるんですか。

合同で使用するときには、本来なら減額をしつかりとしたチェック体制、チェックという

よりも、審議委員会がありますので、その中で本当はやっていただければ、町の人たちにとってより公平な納得できる使われ方というものができると思うんですけれども、その辺のあれはないんですか。内外とも合致していれば、使用料なしで使えるということですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 公民館そのものを現在、各市町それぞれ存在してございます。公民館の対象とするものにつきましては、町民が基本的に対象でございますが、各申請は実際のところ、各団体が申請している中には町外の方も入っているというのが実際にはございます。

公民館の実態を確認しますと、申請者が町外の方であっても、必ず町民の方が入っているというのが現実でございます。というのは、公民館は地域に根差した活動を行っておるところでございますので、町民の方が1人も入っていないということになりますと、一応お断りをさせていただいているところでございますが、そういった事例が今のところないという状況でございます。そういったところで、町外に差をつけているというのはございません。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 総務省の出している通達とかそういうものの中に、公民館運営審議会、町の中にもあると思うんですけれども、その中で内容を見ますと、企画実施の調査を審議する、当然その中に公平性ということを考えると、税の公平性というものを考えると、当然審議をするときに、例えば町の人、当然町の人が申請者になって来るんでしょうけれども、その中に町外の方が何%以上とか、そういう調査をしていけば、本来なら町の人たちが税金を納めながら確かにものを作って、これからずっと維持管理を含めてやっていくわけですよ。

そうすると、その中にそういう客観的な審査できるものが本来ならあっていいと思うんですけれども、その辺のものというのは、町と外とかそういうものは全然抜きにしても、免除という形で決めちゃっているんですか。公民館運営審議会ですか、そういうものの中でやはりやっていただけると、しっかりしたものというか公平性が出てくると思うんですけれども、その辺は全然利用されていないですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 公民館の料金につきましては、これは使用者1人1人個々に徴収させていただいているものではございませんで、やはり使用される団体の中に町外の方がいらしたとしても、それを全て町内、町外に振り分けて御負担いただくというような使用料の体系になっておりませんので、現在のところ、そういったものはございません。

ただ、そういった部分を町外についてもある程度考慮する必要が出るような状況であれば、これは当然ながら公民館運営審議会等にも諮るということは考えられると思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、答えをいただきましたけれども、実際にそういう中でやるのが可能だと思うんですよ。実際、町というか一つの町内会の自治会の中で、外の人たちが例えば何パーセントいたらやはりお金をもらいますよとか、それは当然のことだと思うんですよ。そういう意味で、この審査会というのは、そういう運営の仕方というのは、これから条例作るのだって考えられてはいるんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） やはり公民館運営審議会の中で審議をしなければならぬ事項であるとする、これは当然審議していかなければならないというふうに考えておりますが、現在のところはそのような形は考えておりません。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 公平ということを考えれば、ぜひやっていただきたい。

それと、次は、もう一つ聞きたい。今4条の中の(2)の中に、町長が公益上必要と認める時、公益上というものを限定された説明というのはありますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 第4条の第2号、町長が公益上必要と認める時の公益上と、この意味ということによろしいでしょうか。

一般的には、公益とは広い意味におきましては、社会一般のためになる公共の利益のことを指しております。

今回の公民館の設置条例の改正する条例案の目的としましては、公民館そのものの目的がございます。青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動、こういったこともありますし、また、体育及びレクリエーションの活動も含んだこういった活動、こういったものを推進するわけでございますが、そういったことを考えますと、町の社会教育団体が行う活動、こういったものは公益性に該当するだろうというふうに考えます。

さらに、公民館の目的の中には、社会教育法にございますとおり討論会、講習会、講演会、実習会、展示会を開催すること、体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること、各種の団体、機関等の連絡を図ること、その他その施設の住民の集会その他の公共的利用に供することと、こういうふうになっておりますので、これに合致するものは公益性があるものというふうな判断をしているところであります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 山内議員、内容確認をするための質問は最初に断っておりますので、質疑をお願いします。

質疑はよろしいですか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） これは最終的に大事なことを聞くためのあれですので、許していただきたいと思いますが、特にこの公益上というものに関して、非常に難しい問題ですよ、内外含んで。そういう意味で、質問としていたしますけれども、なぜそういうものをずっと今までやってこなかったのか、これから考えてこなかったのかというのはありますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） すみません、御質問の趣旨がちょっとわからなかったもので、もう1度確認させていただきますが、なぜ今までやってこなかったかという御質問だと思いますが、今までやってきたものがただいま申し上げました内容でございますが、それとは別のということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） すみません、聞き方が悪かったですね。今、減額とか公平性とか、そ

ういうのを今までの関連のやつ考えたときに、本来ならば企画とかそれやったときに、当然そういうものがあってしかるべきだと思うんですけども、そういう意味でお聞きしたんです。今までそういう町の内外とか、そういうものに関してはしっかりした審査とか、そういうのをもしやってくれば、減額という部分が本当はあったはずだと思うんですけども、その辺は感じませんか。

今言った審査をする中に、例えば町の人たちが税の中で延々とお金を維持管理やっていくときに、町外の人たちが当然何人かは入ってくると、そういうときにそういう審査をしながら公平性を考えていけば、受益と負担とか考えていけば、当然減額をするものが全部免除ではなくて出てくると思うんです。それが公益上ということになると思うんですけども、その辺での今までどんな形でやってきたかというのをちょっと教えていただければと。

○議長（八木 栄君） 山内君、例えば100人の利用者がいて、1回に、そのうちの1人が町内の人で申請して、ほかの99人が町外の方だっけて、そういうことを調べるとか調べないとかとあって、それによって減免とかそういう措置をするのは、そういうことを調べた上ですかっていることですかね。そういうことをしたかということですか。

○3番（山内 均君） そうです、今までしてきたか。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言った100人のうち1人と99人じゃなくて、例えば50、割合とか、そういうものを調べていけば、もっと公平なものができるのではないかと、利用方法がね。そういう意味で今までやっていましたかということですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 公民館の使用者について、全ての方を、例えば名簿をとったりとかというところまでは、今までしてくるということとはございませんでした。

ただ、申請者につきましては、やはりほとんどが町内の方、町外の方であれば、町外の方が申請してくることであれば、少し内容をお聞きするという程度のことはさせていただいております。それがまた町外の方は負担をいただくというところまでは、現在どこの公民館でもそこまでしているところはないというのが現状でございます、今までしてこなかったところでもあります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） わかりました。それが正しいかどうかはまた判断させていただいて、これから新しくやるものに関しては、新しくなるんですから、やはり町の人たちが納得できるようなものを作ってやっていただきたい。

最後に、公民館の使用料の設定基準、これはちょっと、光熱費とか冷暖房の費用が入っているって聞きましたけれども、僕はその受益と負担という観点から、その話でちょっと疑問を持っているんですけども、その辺の設定の基準というのはどの辺にあったんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 公民館の設定につきましては、公民館の必要経費、これは維持管理に必要とする経費、それと建物減価償却、それをまた共用部分の案分等をして、これにさらに施設の性質、これらを勘案しまして打ち出したものでございます。

今回の設定に当たっては、それら必要経費を見たものでございまして、従前の料金とは少

し体系が違うというものはございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 最後に一つだけ。

まず、この料金の設定、特に設備の使用料に関して、図書館の視聴覚室であるとか、この後ろにありますよね。その分に関しては、全部時間当たりとかとってはいますよね。例えば、片岡会館とか自彊館とか、各自治会も費用負担していただいているんですけども、この中に受益と負担という大原則があると思うんですけども、それは考慮はされてはいないんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 先ほど申し上げましたが、原価を計算する中では、当然利用者負担という形の中で計算させていただいておりますので、当然その中で考慮させていただいているところであります。

以上でございます。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 参考資料ナンバー5の別表の料金体系についてお伺いしようと思っておりますが、その前に、今日の朝、この前質問した回答をいただきましたので、ふと思ったのですが、25年度料金集めたのが14万7,500円でした。それが有料利用回数が192回であれば、平均760円になるんですよ。今……

〔「資料もらってないです」の声あり〕

○4番（平野 積君） 料金設定見ますと、旧の現行の料金設定見ますと、1,000円が最低なわけですよ。なぜその760円という平均が出てくるのかちょっと、料金設定している中でもまた下げているのかという、そこなんですけれども。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） すみません、もう1度ただいまの料金設定の関係、1,000円と760円の導き出した根拠、もう1度お願いします。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 25年度の料金集めた金額は幾らですか。

○議長（八木 栄君） 暫時休憩とします。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時59分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、12名全員です。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 大変申しわけございませんでした。

平成25年度の公民館の使用料につきまして、先ほど14万7,500円というお話がございました、この表を見ていただきますとおわかりのとおり、中央公民館につきましては、1階、2階部分が中央公民館、3階、4階部分が勤労者会館でございます。中央公民館につきましては、確かに14万7,500円の収入があるわけでございますが、勤労者会館につきましては、11万500円の収入がさらにごございます。これを足しますと、25万8,000円ということになります。これを192回で割りますと、1,347.75円ということでごございまして、最低料金の1,000円は上回るというものでございます。

そういったところで、以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ありがとうございます。またこれチェックしますけれども、今までの話、先週、この資料をもらっておれば、本会議でやる必要のない話だと思っておりますので、しっかり資料を早くいただきたいと思っております。

別表に入りますけれども……

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 平野議員に私どものほうの答えが答えられなかったというのもそうですが、こういう数字に関しては、まず、ぜひこの利用回数が出ていなかったという問題があったとしても、きちっと全協という立場でしていただければ、数字に関してはチェックできると思うんですね、確認は。確認ですよね、いわば確認。

私に言わせれば、平野議員がここ中央公民館と書いてあるのが、有料団体集計と書いてあるのが問題だとしても、見れば中央公民館の部分と勤労者会館の部分が含まれているというのはわかるわけですね。

○議長（八木 栄君） この資料が今朝届いたものですから。

○副町長（須永 宣君） 今朝届いたというのが、もちろん今朝届いたのはあれですけども、ですから、数字について、そこでもととの数字の件については、全員協議会でやるのがふさわしいと思うんですよ。ですから、そこはぜひ私どもも説明がすぐにできなかったというのは非常に申しわけないと思っておりますが、数字に関しては、ぜひ全協で計数も含めてやっていただければというふうに思いますが。

○議長（八木 栄君） この資料は全協で請求したもので、全協の中でいろいろ数字についてお尋ねしたところ、それがわからなかったものですから改めて資料を出すよということ、それが今朝になったものですから、確認ができなかったということですけども、そういうことですね。

○4番（平野 積君） はい。

○議長（八木 栄君） なので、数字についてのできれば資料をもう少し早く出していただければ、今日この場で聞くことはなかったということですけども、そういうことでよろしいですか、副町長。

○副町長（須永 宣君） はい。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 御質問として、先ほど山内議員から御質問があった中に、公民館法という法律名が2回使われております。今、公民館法というのは現存いたしませんので、公民館法というのが本会議の議事録に載ること自体が適当ではないとい

うふうに思っているのがまずいというので、別件でございますが。

それと、先ほど平野議員からの御質問で、14万7,500円という収入額を示されたのは平野議員から示されたわけでございます。その14万7,500円と11万500円という数字が抜け落ちていたというのを当局側が理解できなかったところが、この質問に適正にお答えできなかった点であります。もともとが14万7,500円という数字は御質問の中から出たものでございますので、御質問の際には適正な法律名、それから金額を御提示いただければ審議もスムーズにいくというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それであれば、公民館有料団体集計という、こういう公民館として記載する資料を出すのは間違いであって、公民館は公民館、勤労者会館は勤労者会館というのを出すのが正しい姿じゃないですか。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 御指摘の趣旨は、そのとおりだと思います。

ただ、3階、4階部分というのは、勤労者会館というのは周知のことでございますので、そうした点で察していただければありがたいと思いますが、資料の適正さについては、御指摘のとおりだと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 本来、これを議論するのが趣旨ではないので、もうこれでやめますけれども、できれば早く出していただきたいという思いです。よろしくをお願いします。

それで、本題の別表3に入りますけれども、全協で説明がありました。先ほどもちょっと説明がありましたけれども、細かく計算して料金設定をしていただいたということは、大いに評価しているわけでありまして、この表を見るとちょっと気になることがあります。例えばこの3段目、その他の部屋というのは、午前中が1,010円、夜間3時間が1,010円で、午後の4時間が1,200円と。9時から5時まで、昼間1日です。これ足すと単に9時から12時と午前、午後足した金額よりも安くして、ちょっと割り引いて、長時間使用で割り引いていると。

夜間、昼から夜までがまた1,980円で、その8時間、8時間ということであれば、同じ金額になっています。これはそういう設定なのかなという思いがするわけですが、ホールとか大会議室、これ見ますと、その関係が崩れているわけです。

1日使う、日中使う9時から17時が4,170円で、昼から夜間にかけていくと4,420円と。大会議室に関しても同じで、その差がもっと大会議室のほうが広いわけですよ。これ、説明の中で激変緩和措置ということをやったがゆえに、こういう設定になったというのは理解していますけれども、こういう細かい計算をやった上で、使用者にとってわかりやすいようなその他の部屋の料率、ああ、こういうことになると、ある面時間だというような感じで、わかりやすいような設定にしようというようなお考えはなかったんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 今おっしゃるわかりやすい設定で、その他の部屋という表現がわかりにくいということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その他の部屋というのは、日中と9時から5時の8時間、1時から9時の8時間、これ同じ料金ですよ。ところが、上の2つは料金違いますよね。同じ8時間でも随分違いますよね、大会議室とか。同じ表の中に同じ設定のものもあれば、違う設定のものもあるという、これどうなっているんだという思いがあるわけですが、それをそろえてわかりやすくするというようなお考えはなかったのかという。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 確かに同じ時間数であっても違うという部分につきましては、御説明を入れないとわからない部分はあるかと思えます。当然実際にこれを使う上で、お使いになる皆様にはここら辺のところは御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

1番最初、担当のほうで打ち出した計算の中では、ちょうど同じだったものですから、同じでいきたいなという思いはありましたが、やはりこれは急激な変更というのは、使用する皆さんの御負担が急に増えるということがございましたので、今回こういうふうにさせていただきましたが、当然ながらお使いになる皆さん本位で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回の料金設定は、旧料金に比べて、考え方とか正当性とかお話しできる、かなり前進した料金設定になっているというのはわかっているんですよ。それをもう一步、こうして町民に対してわかりやすいような設定というのを町として考えてあげれば、結構、町は考えてやってくれているんだなというのがわかると思うんですけども、今後は総合体育館とか、そういうところの料金設定というのをこれからやっていくということであれば、そういうことも考慮しながら料金設定していくというようなことはやっていこうというお考えがあるのか、いやいや、このままのとおりでやっていきたいと、激変するのであれば、その激変緩和を考慮してやっていくというようなお考えなのか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 当然ながら今回、公民館の設置条例の一部改正する条例の中で新たに料金を設けたことではございますが、これからやはり総合体育館、学習ホールにつきましても、当然ながら考えていくという中で、やはりそこら辺の考え方が余りにも違うと、違うなら違う理由が必要であるというふうな考え方で設定を考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

今、同僚議員から確認のところで最後になったんですが、そうしますと、今後の使用料条例とか、そういったいろんな施設について料金体系というのは、今回の使用料についての改正に基づく料金設定の仕方がスタンダードとなって、今後の展開で見直していくということなのか、それとも、新たに設置するものに関しては、それをスタンダードにしてやっていく

のか、その辺のところは少し御答弁をいただかなかったものですから、これ町民生活にもかかわることですので、しっかりと確認、聞きたいと思いますので、お願いします。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 使用料の設定につきましては、以前、消費税の8%改正に伴いまして、使用料の改定の条例を出させていただいた機会に、共通した一定のルールが示されないということもございまして、それも理由の一つとして否決された議案が出てきたというふうに理解をしております。

それで、この御意見というのは、非常に厳しく当局としても受けとめておりますので、その後、全体的に使用料に対する考え方を取りまとめをいたしまして、でき得れば消費税の10%への改定というのが見えている段階での見直しを、開始の時期でございましたので、それにあわせて使用料の設定というものを一定のルールに当てはめたもので御提案をしていきたいというふうに思っておりましたが、消費税のアップ時期がまた延びたと、それと公民館については、特殊な事情として供用開始を早めて、新たな投資もした中で供用開始も早まったものがあるということで、それに間に合わせるべく統一のルールとして、試案の段階ではございますが、それを適用した第1がこれになります。

今後、その他のものにつきましても、使用料をこの一定のルールに当てはめた中で試算をいたしまして、皆様方への影響度合い、そうしたものも見比べながら料金設定を徐々に変えていくということで、全てがやはりわかりやすい料金体系ということでなくてははいけないと思いますので、そうしたものに改正をしていく準備を今行いながら、今回、中央公民館の使用料を設定させていただくということにした次第でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、今回3条の消費税部分に関しましては、外税という形で税の額は変化があってもいいような形になっているんですけども、そういうことも含めて、今、内税のものもございますよね。そういったものも全て今後、消費税の動向によって説明がしっかりできるような形で、統一のものができるような形で見直していくといったことでもありますね。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいま御質問にあったとおり、消費税の転嫁の仕方については、3条第2項にあるようなルールを統一的なルールにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そうしますと、今回の改正、使用料の別表における部分ですが、従来はホールの部分に関しましては、冷房暖房費という形で、使用料よりも大分大幅に高い金額が載っていたわけがあります。

そういったものが今回の料金設定にはなくなっているわけでもありますけれども、料金について一定のルールで決めたというんですけども、極端なことを言うと、炎天下の真夏の使用と、気候が温暖のときで全く空調を使わないときだと、やはり利用者の受益者的な考え方

で言うとは違ふと思われるんだけど、それを統一しているというのは、どういったことになったのか。

その冷暖房費を使用者に求めないで中に入れた、今までは別々で取っていたという、社会教育法に基づいて設置している施設として、意味合いがちょっと、今まで不公平感があったのか、あったために今回そういうふうにしたのか、その辺も含めて、今回中に入れたということになっていますので、御答弁お願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 今回の利用料の中のエアコン代の問題でございますが、これは施設によって少し違いが出てくるかということがあります。例えば、従前の中央公民館につきましては、そのホールが大変大容量の空調設備を使っているところでありまして、同時に学習ホールもそうで、同じように大きな物を使っております。こういったものは、どうしてもある程度の計算ができるわけでございますが、今回、中央公民館で改修した中では、このエアコンは、いわゆる一般的な小さなエアコンになります。

それで、このエアコンの冷暖房費の算定に当たっては、光熱費にかかる電気代のうちの冷暖房にかかる電気代を差し引いて原価計算することが非常に困難であったというのが、まず1点ございます。

また、冷暖房を使用するかどうかは、この利用者の申告に基づくものでございまして、従前の大容量の空調設備であれば、当然ながら職員がその設定とかできたわけでございますが、今回のものにつきましては、それを全て部屋に入って全部チェックをして、全部ついて行くというふうなことができないということで、大変困難であったということでございます。

また、冷暖房費のほか、照明代等を含む電気代につきましては、光熱水費として原価に算入する部分が妥当であるというふうに考えております。冷暖房費については、そういったこともあわせて、ほかの照明器具と同じような形で考えております。

そういったことから、今回はこの公民館につきまして、冷暖房費の別徴収ということはずらずに、原価に含まれるというふうな計算をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

算定が難しいから、今回は年間の電気の使用状況において、それだけ空調関係についてだけ別個に取り出しができないから入れたということで、除いたということであるような答弁だったんですけども、それが算定ができれば、別にするということですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 当然、そのような計算ができるというようなことであれば、私どもも考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

というのは、新しくできて電気でもあれなんだけれども、先ほど総務グループ参事から御答弁いただいたように、今後、ほかの施設においても使用料を見直していくというお話をいただいたものですから、新しく作ったものに関してはそうかもしれないですけども、既存

のものに関しては、そういったものがやはり大分ウエートが増えてくると思われるものですから、そうなってくると、これがスタンダードの使用料という形でなくて、また違った様式のものも今後施設によっては考えられるということですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会の施設で幾つか持っておりますので、教育委員会に関して申し上げますが、その施設の形態に関して違いが出るという部分はあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 個々のものにおいて、また変化があったときにチェックしていきたいと思えます。

続きまして、先ほど同僚議員からも出ていたんですけれども、町外の使用と、あと、全協の中で営業行為が伴うものはだめだよということで答弁いただいたんですけれども、今回のこの設置条例と規則かな、この資料に載っているところによりますと、大きな禁止行為なんかもそういった規則で載っているんですけれども、そちらのほうも今回設置するに当たって、営業行為を伴うものは使用は禁ずるよということなんだけれども、それっていうのは、事前にこの設置条例にもうたわれていない、運営に関する規則の中にもうたわれていないというのは、そうすると、そういった使用者の方が公民館に行ってそういったことをするっていう申請を行ったときに、少し不親切ではないかなと。

ちゃんと書いてあれば、ここにこう書いてあるとおりでめですよと。たしか担当課のほうに行って聞いたところによると、上位法の社会教育法の中にそういった記述があって、そこにあるからだめですよというような説明なものですから、公民館ではないんだけど、近隣市町の施設なんか見ると、営業行為は禁じますとか、市外、町外の方には、倍使用料をもらいますよということは、ちゃんと明記してある形で、オープンで情報発信しているわけですよ。

うちの場合は、来て、先ほどの答弁があったんですけれども、町外の方に関しましては使用目的を聞いて、それで判断するというと、少し説明するに当たって、やはりこういったものを見て、はっきりした形ですぐ判断できるような形にするべきではないかなと思うんですけれども、そういったことに関しましてはどのようにお考えですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 使用される方の使用制限等につきまして、従前は、やはりほとんどの方がいつも使っている方ということでございましたが、この際、こういったことがありますので、少しそういった部分も考えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 考えていきたいと検討するというのは、なかなかその結果が我々に御提示されないものですから、そういったものに関しては、今後、いろんな行政報告会とかそういった場、また、受付のところきちんとした形で明示していただいて、誰でもわかるような形で対応していくという、そういう具体的なものは行うということでの答えたいという答弁なんですか。どうですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 現実には、現在も申請段階で使用制限についてはお知らせをしているということでございますので、今そのような回答をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 申しわけない、少し聞きとりやすく、判断できかねたものですから、もう一度答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 現実申請段階でお知らせをさせているところではございましたので、このような答弁をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

先ほど参事から指摘されました。まことに申しわけありません。公民館法というのは、実は勘違いをしまして、社会教育法の昭和24年法律第207号第23条の2、1項の規定に基づく公民館の設置及び運営上に必要な基準ということに改めさせていただきます。まことに申しわけない。

それから、一つ聞かせてください。今、いろいろ最後にちょっとこれだけは聞いておかなければいけないもので、聞いておきますけれども、使われている人たちが町の中からある程度限られた人たち、制限がかけられた。そして、これから使わない人たちにとって、こういうもの、例えば冷房であるとか空調、暖房ですか、それに関して、当然大原則である受益者負担というものが本当は前提になくてはいけないと思うんですけども、その受益者負担というものに関しての考慮というのは全くなかったんですか。

これから受益者負担、当然あるじゃないですか。使ったら、周りをみていただければわかるでしょう。方々でやっていますけれども、その辺は考慮されてなかったのかというのは、これ見る限りは全く考慮されていないということですよ。その辺は考慮されていなかったのかということです。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 受益者負担の関係ということは、具体的に何をもって山内議員がおっしゃっているのか、もう一度お願いします。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） いろいろな施設に行ったときに、クーラーとか暖房とか当然それを使った人たちが自彊館、片岡会館とか周りの施設にしても、公民館問わずに使用料を払っているんですよ。それは使った人が、例えばクーラーなんかを、夏の暑いときにクーラーを使ったときに、使うのを払うのは本当は非常に原則的な話であって、それともう一つは、それを野放図にすると、それは、例えば3時間予定していたものが2時間で終わったとしても、それはあと1時間が無駄なものに使われる可能性もありますよね。

そういう意味で、やはり温暖化の部分もありますけれども、ちゃんとしっかりしたものを

つけるのが当然だと思うんです。これは、外でいろんな方に聞いたんですけども、やはり一様に皆さん思っていますので、その辺は本当に考慮しなければならんということでお聞きしましたけれども、そういうものに考慮はあったんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 先ほどもエアコンにつきましては、御説明をさせていただいたところでございますが、そうではなくて、使わない場合もあるじゃないかと、そういうことですか。

○議長（八木 栄君） 使用料は、会場を借りた人が一般的にはコインを入れてエアコンが動くようになっているので、そういう形が普通じゃないですか、そういうこと考えましたかということをお伺いしていると思いますが、先ほどはそれも含まれていますよと、使用料の中に含まれていると言ったけれども、それは違うでしょうということを今言っていると思うんですがね。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 例えば片岡会館というものは、コイン式空調機、これのことを指しているということでしょうか。それで御説明をさせていただくということでしょうか。

○3番（山内 均君） いいですよ。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） それでいいですか。

片岡会館のようにコイン式空調機というのは、これは本当にはっきりしているという部分がございます。これにつきましても、検討したところがございますが、コイン式空調機というのは、お金がたまっていくわけでございますが、使った方が特定できないということがございます。債務者が特定できないということになりますと、これは会計上、やはり問題がございます。公の管理ではできないということがあります。

今回、中央公民館には標準的な設備としてエアコンを各部屋へ備えつけているものがございますので、基本的な装備として使用するかしらないかということは、使用者の判断にお任せするというふうな考え方があります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 全然納得しないですね、今の答えは。使った人が当然負担をする、要するに受益というものと負担という大原則あるじゃないですか。

だから、コインロッカーで、要するにコインでも預かったんだっただらば、例えば使用料の中に1時間当たり幾らいただきますよと、その使用料に含めたらいいじゃないですか。要するに、税をもってこれからずっと経営をしていきます、運営していきますよね。恐らく人件費を入れて何千万円もかかるでしょう、毎月、毎年。そのときに、それらに関して、それを町の人たち皆さんが税としている形で納めていますよね。納めていただいた中で使ったとしたら、それが使われる人が当然限定をされている中で、使う人が限定されてきますよね。

違うって言うけれども、それはさっきの法律の基準の中に、こういうものじゃなくちゃならんと決められているわけですから、特にこの表を見たときに、そういうふうに出ているわけですから、そういうときに、やはり使った人、それが対価として払っていくのって、ごく大原則があるじゃないですか。そういう意味で言っているんです。コインロッカーとかそう

じゃなくて、要するに使った人、受益と負担の部分では考えなかったですかということですよ。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 申しわけございませんが、今のお話の中で特定の方が使うというふうなことで、だから……

○3番（山内 均君） 限定された方。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 限定された方ですか。限定された方が使うことであるから、受益者負担の原則として、エアコン代を別にとるべきではないかという御趣旨だと思いますが、この公民館につきましては、その使用目的というのはございますが、町民の方全てに門戸を開いているものでございまして、町民の方が使えないということはございません。どなたが使っていただいても結構でございます。

そういった中で、全体の中で考えておりますので、今、山内議員がおっしゃいました限定された方の中だから負担が必要じゃないかというのは、少し違うというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今の回答で、正しいかどうか、今までの使用料とかこの数字をずっと10年間並べてみてくださいよ。そうすれば、本当に皆さんたくさん使っているか、限定はされていないかどうかというのを、限定されている中で誰でも使えるという論理上のことは言うけれども、現実的にある程度絞られていっているわけじゃないですか。その辺は、やはり当然やってください。やってやれませんか。それと、使った人が原則としてやはり負担を負うというのは、ある程度の、その部分の負担というのは当然だと思うんですけども、どうですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 町で作っている施設でございますので、使う方が限定されるということはありません。

ただ、その目的が、例えば体育館でバレーボールをやりたいということであれば、総合体育館でバレーボールをやる。あるいは、学習活動で教室を開きたいということであれば、公民館を使っていただいて学習活動を行う。そういったところで、目的に応じて使う方が違ってくるということではございますが、それでは、スポーツをやる方が、じゃ、学習会をやるからその人たちは排除するとか、そういったことはございませんので、誰でも公民館は使っていただく施設でございますので、限定されるというのは少しおかしいと思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 限定されるというのは、ここに書いてあるじゃないですか。こういうふうな形で。今の中でのこれは、文科省の出した先ほどの社会教育法の中の公民館の事業、第22条、それで私はそういう判断をしていますので、そういう形、それと同時に、あくまでも言っていますが、使った人がやはり対価として払えるようなものをお願い、やはりそれは無駄にならないようにするためにやってください。

いいです、もうこれで終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番。

先ほど答弁いただいていることで、同僚議員の方の答えて答弁いただいたことで、最終的に確認したいんだけど、公民館というのは、社会教育法の第20条に目的があって、公民館は市町村その他一定区域の住民のためにということで、町内の住民というか、その一定の地域住民のための利用を図る目的であるということです。

それで使用目的においては、青年学級とか定期講座とか、そういった学ぶ場、社会教育とか、あと研修とか、そういったものであるよということでありますから、別に町外の方が、先ほどの答弁では、町外の方が申請して、内容によっては許可するよということでありますので、そういったことであれば町内、町外問わず、広く門戸を開いているという施設を吉田町が町の税金で作るといことなんですよ。だから、町内、町外も問わず、料金設定は一緒であるという理解でよろしいですか。

町外の利用者がいないから、そういった設定はしていないという説明と、町内、町外問わず、一定の地域住民の方々に公民館の利用を推進するために、吉田町が町の税金で作ったんだよというのと、町外の利用がないから、利用者の申請がないから、吉田町の税金で作ったんだよというのとちょっと意味合いが変わってくるんで、どちらですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 私が先ほど御説明させていただいた内容は、町内、町外というよりも、現実には申請されて使用中に町内の方が1人もいないということは、実態としてないというふうに申し上げます。

おっしゃるとおり社会教育法の第20条には、町村その他一定区域の住民のために実際生活に則する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り云々というふうに書いてあるわけでございます。ですので、やはり町外の方が申請してきて、全て町外の方しか使わないというものであれば、お断りする場合はございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 全て町外の方がいると断るとなると、この設置目的、公民館という名称での設置というのは、ちょっと問題がないですか。今、事務局長が言われたとおり、公民館は市町村その他一定区域の住民のためにとなっているものですから、市町村の住民のためにじゃないですね。一定区域ですからね。

その他ですよ、市町村その他一定区域内の住民のためとなっているんで、それであるならば、広く町外の方々が全員でも利用するというような形で、吉田町は、広くそういった社会教育の推進する場を地域全体に提供しているんだよということで、素晴らしいことだなと思っているんですけども、税金を全部使うというのは、ちょっとまた問題もあるかもしれませんけれども、断っちゃうんですか。

断るんなら、ちゃんとそういったものをうたわなければまずいんじゃないですか、この設置条例の中で。だって、目的は先ほど言ったように、22条にあるような事業、法律で禁じられている行為はだめですよ、営業活動はだめですよ、20条の目的達成のために使用を申し出た者は利用できるよになっているんじゃないですか。ですから、その辺については、やはり町外全ての人がいいたら許可しないという答弁でよろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 公民館につきましては、今おっしゃる社会教育法の20条の文言であります、市町村その他一定区域内の住民のためというふうに言葉がありますが、これは、市町村内に公民館が幾つもあるところ、例えば中学校区域に公民館を置くとか、そういったところがあるということです。

ですので、その市町村行政区の中にも幾つか分けをするというところがございます。吉田町の場合は、公民館1館でございますので、吉田町内でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 運営については教育委員会の所管ではございますけれども、この使用料を検討する中で、当局も参加しながら検討をいたしましたので、少しその辺のところを申し上げますが、御質問にありましたとおり公民館全体を公民館にするということを前提にした場合は、お話にありましたとおり一定区域を対象にした施設になると、こういうことになりますので、その一定区域をどう考えるかということですが、それは今、事務局長から申し上げたとおり、当町の場合は中央公民館ということで、公民館が一つしかないので、一定区域というのは町内というふうに捉えてしかるべきであると、こういう判断をいたしております。

この一定区域内だけに使用を限定するかどうかというところがあるわけでございますが、もともと社会教育という観点か、生涯学習という観点を強くするか、ただ、根拠法となるのが社会教育法でございますので、その中の公民館という位置づけになるので、まず、第1にと考えるのは、町内の町民の方々が利益を享受できなければいけないということを前提とさせていただきます。

その中で、議案として出ている第4条の減免に考え方があらわれているわけでございますが、まず、第1号で国または地方公共団体が公務で使用するときということで、これは公の使用ですので、当然免除という対応になるわけでございますが、第2号の町長が公益上必要と認めるときということで、事務局長からの説明もございましたが、代表的なのは、文化協会等がこの代表格になります。いろんな町の団体が利用される場合には、町長が公益上必要と認めるときということで、もともと料金を徴収しないという対象としております。

あと、その他町長が特別の事由があると認めるときというのは、そのときの判断になるわけでございますが、町外者だけの構成の場合には、減免には少なくともならないという部分というふうに判断をしております。

こうしたことを考えますと、お金をとれるケースというのは非常に少ないわけでございます。このお金をとれるケースが少ない中で、どう料金を設定していくかということを検討したわけでございますが、そうすると、この公民館という性質において公共性をどれだけ見て、税金で補う部分をどれだけとるかということで、そういう観点も中に入れて判断をして、この料金を割り引き出していったわけでございますので、先ほどの電気料金の話もございましたけれども、確かに、かかったものを使った人が全部負担をしていただくというのは望ましい姿かと思っておりますけれども、ただ、公民館という非常に公共性の高い、しかも文化とか芸術とか、いろんな観点で町内に波及をしてほしいという拠点施設でございますので、できるだけ利用しやすくということも考慮の中に入れて、こういう料金設定をさせて

いただいたと。

また、事務的には、エアコンの代金をとるために人が管理をしなければいけないとか、そういうところまで管理レベルを上げていくと、当然そちらにも経費がかかるということもございませう。以前のようなホールの非常に電気代がかなりかかるような旧式の機械でしたので、そういうときと、今回設備をした機械というのは、全く電気の消費が違うということも確認をしておりますので、そうした中で料金をどこからお支払いいただくのがいいか、また、税金でどの部分を補ったらいいいのかというところを総合的に勘案いたしまして、こうした料金体系にしたということでございます。

全体の背景を申し上げますと、こんな形になります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） トータルの説明いただきましたので、過去の質問に対してもまた答えていただいたという形であります。

では、町外の方が全ての場合は使用しないということで確認とれましたので、了解しました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩をとります。

再開は11時とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、12名です。

教育委員会事務局長より発言を求められておりますので、許可をします。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 先ほどの質問の中で、答弁の中で、私が町外の方は使わせないというような回答をしましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

実態として、町外の方のみで使うという実態がないというのが現状でございまして、町外の方が使用に来たときは、お断りするということはいたしません。ただし、当然ながら町民が御利用するのにこれが優先になりますので、町民の方が借りる部屋が落ち合ったということになりますと、当然ながら町内の方を優先させていただくということでございます。

また、実態で、町外の方が全ての申請というのは実際にはないというものでございませう。訂正をさせていただきます。

◎議案第73号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） 日程第7、第73号議案 吉田町立こども発達支援事業所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第73号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

◎議案第74号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） 日程第8、第74号議案 平成26年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから第74号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費及び4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費及び7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番です。

17ページの農地台帳システム改修業務委託料についてお聞きをします。

過去に農地台帳については、更新もされてきていると思っておりますけれども、今回のこの内容については、その主たる目的と改修の主要な点についてお聞きをします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 産業課でございます。こちらの農地台帳システムの改修業務委託と農地情報システムの改修業務委託についての質問にお答えします。

平成26年4月1日に施行されました改正農地法によりまして、農業委員会における農地台帳及び地図の整備及び公表が法定化されました。それに基づきまして、その法では、施行の日から来年の3月31日までの経過措置がとられております。

そうした中で補助金を使いまして、本年度、これは全国になります、全国の市町村で行うことになりますが、補助金を使って改修を進めるものでございます。

個別に説明いたしますと、農地台帳システムにつきましては、現在ありますシステムに、こちらのほうにない項目を追加改修するという内容でございます。たくさん項目はございますが、例えばでございますが、農地中間管理機構が農地を取得した年月日、また賃借権等の期間、またその額、また農地中間管理機構との協議内容、農地法に基づく協議情報、また農地法に基づく農地所有者への勧告情報、また再生利用困難な農地の情報等、また農地法に基づく利用意向調査等の項目が追加されておりますので、それらを整備するための改修でございます。

また、農地情報システムの改修につきましては、農業委員会が農地情報の公表のために、一括して全国農業会議所が開発する農地地図情報公開システムに対して、データを提供するために必要な農地台帳、また、地図情報システムからのデータを出力するために行う改修でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 地域には、町内に部農会の組織があるわけですが、現状では、この農地台帳によって面積の大小に関係なくお付き合いをしているといたしますか、その組織に加入しております。そのようなことで、この新しいシステムが導入されたことによって、特に面積について言うわけですが、住吉地域を見渡しますと、1反、1,000平米未満の農家というのが大半であります。それらの中で、今回の新しいシステムによると小規模な農地についてはどのような取り扱いをし、指導されているかお聞きをします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 今回のシステムにつきましては、その面積の広さは関係なく全て同じ扱いというか、農地を貸したいとか、手放したいとかという情報も含めて、そうした情報、それから、また借りたい、買いたいという情報を合致させるための農地中間管理機構、これは各都道府県に設置されておりますけれども、そちらのほうで情報を共有というか公表しまして、なおも広く遊休農地等の活用を目指したものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） もう1点お聞きします。農地台帳の中で小規模な農家が多いということが実態でありますけれども、それに基づいて部農会の組織を見直しをするということは考えてないでしょうか。お聞きをします。

○議長（八木 栄君） 質問がちょっと、関連質問というか、よそへそれていると思いますが。産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 今後、そうした農地の活用についても、部農会組織というのは

もう一度内容等見直しまして、そちらの方にも対応できるような部農会組織にしていけたらなど、これは個人的な見解でございます。

以上です。

○10番（増田宏胤君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、8款土木費及び9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

20ページの道路維持費の植栽管理委託料419万2,000円なのですが、これ町内の街路樹の関係だと思うんですけども、今回の補正で、今担当課としてはそういった道路維持管理の関連については、年度内、十分な手当てができるという認識でしょうか。この予算を通すことによって、年度内までに町民の方々からいろんな要望があるわけで、そうしたものに関しては、十分対応できるという認識でとってあるということによろしいですね。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいま議員さんがおっしゃったとおり、今回のこの補正予算、こちらのほうを執行することによりまして、解決はできるものと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 特に今回のこの補正の419万で、総額が1億1,800万という形になっているわけなんですけれども、全て入れてでありますけれども、町でいろいろお伺いすると、いろんなところがもっとやっていただきたいよというような要望が出ていると思われるんだけれども、そういったものというのは、刈り取りできないものに関しては次年度のほうへ回していくということで、今出ている要望については全てここで、今回の補正で対応するということですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 要望という形でありますと、樹木の剪定というよりも、むしろ草刈りとか、そういうものがかなり多くなっております。そういうものにつきましても、本年度はシルバーさんのほうにお願いしているわけなんですけれども、例年より比べると回数も増やしてやっておりますので、道路とか河川のところの草につきましても、例年になくいい状態にいるのかなと思っております。

それで、今回の補正につきましても、街路樹という形になっておりますので、あくまで草とかそういうものじゃなくて、大きな木の剪定ということを考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

東名川尻幹線の歩道部に関しまして、今日から供用を開始したといったところであるわけなんですけれども、しばらく道のほうは通行どめでありますけれども、あの辺の植栽管理については、草が生えていたりして、本来は街路樹を植えるべきところでありまして、

そういったものに関して、全て開通していないんですけれども、歩道部に街路樹があるわけで、そういったものに関しては、今回の予算に入っているんですか、あそこの部分は。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 今回の補正の中には、東名川尻幹線の未供用区間のところの部分は入っておりません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 先ほど御答弁いただいた中では、町が考えているところの全てのものは、今回の補正で全てやり切るよということであるものですから、そうしますと、供用開始というところに関しては、街路が生えていないとか、いろんなところがあるんだけれども、新たにそういったものを整備するのではなくて、あくまでも大きくなったところの剪定とか、そういったものだけであるということなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） そのとおりでありまして、今回の補正の内容につきましては、街路樹も既に何十年というのか、かなり前からあったものの大きくなったものの剪定ということでありまして。

ちなみに、先ほどの東名川尻幹線につきましては、そちらの関係は、また毎日のようにシルバーの方に草刈り等も今現在でも動いていただいていますので、そういう中で対応はできるといふふうに考えております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

次に、10款教育費及び13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

全協でも確認したんですけれども、25ページ、吉田中学校維持管理費で、9月26日の雨と強風のためバックネット裏のポプラの木が倒れて、フェンスと電線を切ったといったような被害が出たよということで説明を受けたわけでございますけれども、学校のそういった樹木に関しましては、年間を通じて管理されていると思われるんだけれども、そういった中で、今回のポプラの木はどういった認識であったか、また、これを受けて小・中学校の校庭の樹木に関して見直しを行ったか、それについてお伺いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 学校の敷地内の樹木等につきましては、その管理につきましては、随時、毎日の管理を学校の教頭が担当をしているところでございます。今回のポプラの倒木ということがございましたが、これは私どもも予期しないところでございまして、もう少し木の管理を強化していかなければならないなというふうに反省しているところであります。

なお、この後、各学校の木につきましては、その管理につきまして、いま一度強化していきたいということで、各学校に指導しているところであります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 自分も昔、PTAの活動に奉仕とかいろんなしたときに、樹木の剪定なんかPTAの皆さんにお願いしているところがあるわけで、大きく生えて、そういったものは剪定に関してはいいかもしれないけれども、やはり植木というか専門的な、教頭先生が目視確認するよということであるんだけど、ある程度、定期的にその中に虫がついていたり、いろんな形での木の病気とかがあるわけでございまして、そういったものも見るようなシステムにはなっているんですか、今のところ。

それと、教頭先生が見ておかしいということで、なかなか教育者が木の範囲まで見るというのは非常に難しいと思われるものですから、そういったもののシステムの確認をしたいと思いますが。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 学校の安全管理等のシステムについての御質問だと思いますので、答えさせていただきます。

各学校では、安全点検の日というのを設定しておりまして、施設の安全管理については、月に1度点検をしております。それによって、異常があるものについては修理、あるいは教育委員会へ相談をかけて、どういうふうに対応するかというふうなことになっております。

植木等については、今言ったように教頭が大体朝、安全管理も含めて敷地内外を回っております。そういった中で、例えば先日ありました自彊小の例で言いますと、樹木については、やはり判断しかねるところがあるので、植木屋、業者を呼んで相談をかけて、こういうふうにしていこうというふうな形でやっております。以前、河原崎議員からも御質問いただいたことについても、同様に対応しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今、御答弁いただいた中央小の北側の木が枯れているというのは、本当に同僚議員が質問して自分も気がついたんですけども、ああいうことです。せっかく貴重な緑のあれもありますので、お願いしたいと思います。

続きまして、27ページの図書館で、土地借上料でございます。詳しくは全協での中で聞いたわけですけども、いい話にいきそうだったのに非常に残念だったんですけども、7割のところは借地という形で、もうこれを今回補正したということは、もう用地交渉も全て諦めたということですか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 諦めたということではなく、引き続き用地交渉させていただきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 本来なら、吉田島田線が開通して、その辺の新たな過去の議会の中の答弁においても、あそこを一体とした開発を行って、道の出入りも含めてそういったものを作っていきよという御答弁いただいている中で、7割が借地であるということを考えると、この辺のところ、もう少しほかのところに関しましても、土地評価のそういったものをするとか、そういった前向きなことをやっていかないと、来年度、再来年度という形でそういっ

た事業を進捗するに当たって、また借上料を払わなければならないと思うんだけど、そういうところの動きというのは、今までの現計予算の中で全てやり切るような形で賄いがきくんですか。

というのは、今回土地借上料を科目間流用して、土地鑑定を行ったわけだよね。その分も足りなくなったから、土地借上料ということで30万6,000円ですか、出したということでやるんだけど、少し全体的な当初のときの考え方としての、相手があることでありますので、非常に難しいと思うんですけども、あそこを早期にしてある程度再開発して、舗装もしていない状態で今利用者に御不自由をかけている状況があるということを認識したならば、もう少し積極的なことをやっていくべきだと思われるんですけども、その辺についてどうですか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 今、非常に難航している方がいらっしゃいますが、そのほかにも今現在お話しさせていただいている方がおります。前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今の御答弁、ちょっとわからなかったもので、もう一度お願いします。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 現在の調査の中では、買収について、話が今、難航している方以外にも話をさせていただいております。話がつけば、財政とも相談させていただきながら買収を進めていきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 土地の売買というのは、売る時期、買う時期、そのときが一番あれだということも聞きますし、そういったタイミングであれば、今後において補正なり何なりするという形で、早期に対応を図っていく姿勢で担当課は用地交渉及び交渉を行っているということですか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） そのように考えておりますので、その時点でなるべく早い時期にというふうに考えております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

以上で、第74号議案 平成26年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を終わります。

◎議案第75号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） 日程第9、第75号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第75号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

◎議案第76号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） 日程第10、第76号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第76号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

◎議案第77号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） 日程第11、第77号議案 駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから第77号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

この削除に関しては、駿遠学園管理組合の第3条第4号に上げる規定が平成21年4月1日に施行されましたが、相次ぐ障害者自立支援法の改正により、相談支援体制について見直しが行われていると。それに関して、吉田町でも特定相談支援事業所、一般相談支援事業所等によるサービスの計画があると思うんですけども、この体制について、今現在吉田町では、相談体制としてはもう整ってはいるんですか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） 現在、障害者につきましては、委託をしております。それから、障害児につきましても一部を委託し、できない分につきましては、町が御本人と相談したセルフプランという形で計画をしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 委託をしているということで、まず、その内容は大体わかりましたけれども、それも非常に微妙な問題だと思うんですけども、広報、皆さんにお知らせする仕方というのは、どんな形で広報はしているんですか。余り云々しているかどうかはちょっと聞きたいと思えますけれども。

○議長（八木 栄君） 条例改正についてのことで、内容が少し違うと思いますが。

3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 内容の改正の中で、これが一つのシステムが変わることによって、そのシステムが変わったよということは、皆さん、その関係者が聞くことは大事なことだと思うんですよね。そういう意味で、そういう関係者の方々に広報を当然されなければいかんと、そうしないと、相談をしたくても本当はどこに行ったら相談ができるのか、どの辺まで踏み込んで相談できるのかというものを、実際には、皆さんそういう関係者の方々は聞きたいと思うんですよね。

そういう意味で、当然これは条項が削除してシステムが変わっていくことによって、当然そのシステムは皆さんにわかるような形でやっていただかなければいかんと思うんですけれども、その点をお聞きをしたわけです。

○議長(八木 栄君) この議案は、一応、駿遠学園の管理組合の規約ということで、そちらで決めていることでもありますので。

3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 山内です。

これ管理組合の規約なんですけれども、管理組合が各市町と連携をして相談する部分、要するに、補助金の委託する部分が二つになってはいかんとということで一つに、それぞれの市町にやっているわけですよね、内容はね。そのときに、やはりそういうものを削除されることによって、その内容がそういうものであったら、やはりしなければいかんでしょうということなんですけれども、違いますか。

○議長(八木 栄君) 組合に聞くものだと思いますがね。

4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 今の質問は、駿遠学園の組合の話ですけれども、各市町でそういう相談体制を整えるということが可能になるというのを前提にして、削除するわけですよ。それが、吉田町が体制できなかつたらどこに相談するんだと。駿遠学園もやると言っていますけれども、管理組合はそれをやらないということであれば、やはり吉田町はしっかりやっていかないとけないと。

それにおいて委託という話なんですけれども、そういうことがしっかり住民に告知されているか、これが変わればそういう体制になるわけですから、それは聞いてもよろしいんじゃないですか。

○議長(八木 栄君) 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長(大石修司君) この相談支援事業につきましては、全てが駿遠学園にお願いしているものではございません。山内議員も駿遠学園の組合の議員でございますので御承知だと思いますけれども、今現在、駿遠学園におきまして新法に基づく利用契約サービスについては行っておりませんので、これを各市町においてやるという話の中で、今この規約の変更を出しているわけです。

当初、先ほど言いましたように、委託を一部して、あとできない部分については、うちでもセルフプランという形でやっていますが、これについては、周知というお話もありましたが、御本人のほうに個別に当たって、そういう計画を作っていますので、該当する方が限定をされているという中でやっているお話です。その点、今後についても周知自体行っていますが、現在においては、その方は個人的にそういうお話をしていますので、特に漏れがあるということ

ではございません。

今回の規約については、あくまでも駿遠学園のことにつきまして、駿遠学園でやるべきかどうかという話の中で、駿遠学園を新法に基づきますサービス利用契約等の事業所登録されていないということもありまして、これを各市町で行うということが今回の改正の理由でありますので、そこを御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 実際にはもう法律が変わって、その方向に向かっているわけでしょう。そうすると、確かに駿遠学園に、議員ですから、彼らとお伺いしたときには一切やらないということではありませんよと。続けていきますけれども、その体制サービスに関しては市町に移行しますよということなんですよ。

それがもう決まっているというか、そういうことなものですから、今の話だと、個々に対応している、1件1件やっていくんですか。1人1人、それやっていただければ一番重要なこと、非常にありがたいことだと思うんですけども、答弁でそういうふう聞こえたものから、広報というか、しないとまずい、したほうがいいんじゃないですか。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） もう少し詰めて申し上げますと、21年のときに障害者自立支援法が改正になりまして、そのときに基本相談という中で相談支援と計画相談というものができました。このうち計画相談については、給付の関係がありまして、法律が変わったものですから、これについては駿遠ではやっていません。

その後に駿遠のほうに共同処理ということで委託をしたんですが、また24年4月に法改正がありまして、今度はこれが細分化されました。現在も今後やっていく相談事業については、駿遠学園でやっていきますが、一部についてできないものがありますので、それについては各市町のほうでやっていくという形です。

先ほど言いました個別というのは、サービス利用契約の話をしているだけであって、それについては個々にありますので、漏れなくやるという方向で今います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われた点、答弁をそういう関係者に広報というか、知らせるようなことをしていますかということです。やらなければいかんですよ、やはりこれは。変わっていったって、実は支援体制について監査はいるんですけども、この法がずっと毎回毎回変わっているんですよ。

ところが、それが変わったことはこっちは承知していても、そういう人たちが悩んだときにどこへ行くんですか、そうすると。町では受けないということなんですか。受けるということでしょう。そうしたら、そのやつは、そういうふうな形はやはりオープンにしておかなければいかんじゃないですか。しているかということだけは、それは。

○議長（八木 栄君） 健康福祉グループ参事兼社会福祉課長、大石修司君。

○健康福祉グループ参事兼社会福祉課長（大石修司君） オープンにされていないということではございません。それで、先ほど言いましたように、相談支援事業の中で、今後サービス利用契約を作るような方向に今なっているものですから、これにつきましては、さっき言いました

障害者と障害児と別にしまして、委託をしてやっています。ですから、これについては、契約ができます。

障害児についても、駿遠学園では計画策定についての事業はやっていませんが、従来からの相談事業はやっています。ですから、周知はしています。契約相談についても、広報にありますので、漏れがないように今しています。これは御安心いただけると思います。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

◎議案第78号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） 日程第12、第78号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから第78号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

◎議案第79号の上程、質疑

○議長（八木 栄君） 日程第13、第79号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから第79号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程は終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時38分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会16日目で最終日でございます。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第67号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第67号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（平成26年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

これから第67号議案について討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第68号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第68号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第68号議案について討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第69号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第69号議案についての討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第70号議案 吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第70号議案についての討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第5、第71号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第71号議案についての討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第6、第72号議案 吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第72号議案についての討論を行います。

反対討論はありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 3番、山内です。

私は、平成26年12月定例議会において議案提出されました第72号議案 吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、反対の立場で討論をします。

公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年6月6日文科科学省告示第112号）において、第7条、地域の実情を踏まえた運営には、公民館の設置者は社会教育法第29条1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるように努めるものとするものとあります。

吉田町民が、耐震改修され、エレベーターを新設された中央公民館を安心して便利に使用することに関しては大いに賛成であります。

本定例会の質疑で、公民館設置条例において公益上認められる範囲であれば、吉田町以外に居住する者であっても、吉田町に居住する者が使用団体の中に入っていないなくても利用可能であるという結論が出されました。近隣には学習、会議等々、公民館と共通した使用目的を持った類似の公共施設が数多く存在しています。そこでは、冷暖房設備を使用する場合の使用料は別途加算している場合が多くあります。また、吉田町でも図書館視聴覚ホールのように冷暖房費を加算する規定を定めているところもあります。

公民館の設置費の一部及び維持管理費は、吉田町民が税という形で賄っていくことになることを考えれば、税の公平及び受益と負担の原則からも、冷暖房費を加算し徴収することが妥当と考えます。私の周りの方からも冷暖房を使用する場合には、使用料は別途加算する必要があるとの意見がありました。私も同意見であります。

そこで、吉田町公民館設置条例に冷暖房設備を使用する場合には、各室の面積及び帰責に応じた使用料を別途加算する条項を追加するべきであると考えます。

以上により、第72号議案 吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてに對して反対をいたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 8番、吉永です。

吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の立場で討論をいたします。

昭和23年、今から67年前、吉田町の文化は吉田北中学校を中心に、初めて文化の灯がともされました。

昭和28年、吉田町公会堂として開設し、社会教育活動の拠点とされて以降、文化展を中心に吉田村から吉田町になり、その20年後、中央公民館として文化展が行われました。昭和51年から、吉田町文化祭として芸能部門も参加し、今日に至っているところであります。

今年文化協会も50周年記念事業となったところであり、中央公民館は主に文化協会と町民の生涯学習事業の活動拠点として文化の灯がともってから67年の歳月が流れ、ここに多くの人々が集い、この町の文化の薫りが高い町にしようと抱いた夢を熱く語り合ってきた人々の思いが寄っております。ここで育った人々の寿命が延び、人生を身体的にも精神的にも悔いのないよう豊かに過ごすには、このたび改築された公民館で芸術・文化の振興を図り、会員相互の交流を深める潤いのある豊かな生活を念願するためにも新しい使用料のもと、減免措置など設置条例を基本とするところは私も同感であります。

これから人口減少時代に向かうとき、住民の福祉を増進することは町に課せられた重大使命でありまして、町民サービスをいかなる時代にあっても阻害することは許されません。改築された中央公民館は、耐震性と快適性を伴った全館が、町民がそれぞれの分野において、さらに磨きをかけて次世代に向けて芸術・文化の飛躍に期待できるものと考え、私は賛成の理由といたします。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿です。

私は、第72号議案 吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

既存の中央公民館は、昭和48年に旧耐震基準で建設された建物で、平成19年12月に町が公表しました公共建築物の耐震性能の判定結果がランク3と判定され、耐震性能が劣る建物でございました。入口には、東海地震に対して倒壊の危険があり大きな被害を受けることが想定されると表示され、利用されていた町民の皆様から不安の声が寄せられていました。

これまでの議会においても、予算決算審議や一般質問でたびたび質疑が出されて、このたび公民館の耐震補強とホールの改築がなされ、町民の多様な学習機会や集会の場の提供がされ、地域における住民の学習需要に応える社会教育施設として設置することを多くの町民が

待ち望んでいます。

また、本議案の質疑で、利用者の範囲や使用料の設定方法について疑義を質し、確認したところ、特に過去の議会で議論となっていた使用料設定については算定根拠が示されたこと、そして消費税については外税で統一することなど、今後の他施設においても同じようなルールで順次実態にあった内容で改正される方向性が示されることなどを理解いたしました。

そして、今後の生涯学習の振興、生涯学習社会の構築、また人づくり、地域づくりの中核的な拠点の役割を果たす新たな公民館に大いに期待するものであります。

以上の理由から、私は第72号議案 吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成いたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これをもって討論を終結します。

採決に入ります。この採決は起立によって行います。表決において起立しない方については反対とみなします。

それでは採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第7、第73号議案 吉田町立こども発達支援事業所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、第73号議案についての討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第8、第74号議案 平成26年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから、第74号議案についての討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第9、第75号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、第75号議案についての討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第10、第76号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、第76号議案についての討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第11、第77号議案 駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから、第77号議案についての討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第12、第78号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから、第78号議案についての討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第79号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第13、第79号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから、第79号議案についての討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

◎議会改革特別委員会の中間報告について

○議長（八木 栄君） 日程第14、議会改革特別委員会の中間報告についてを議題とします。

議会改革特別委員会から会議規則第44条の2、第2項の規定により同委員会に付託中の議会及び議員の活動の活性化と議会基本条例の制定に向けた調査、研究の件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会改革特別委員会委員長の発言を許します。

議会改革特別委員会委員長、12番、藤田和寿君。

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） 議会改革特別委員会より中間報告を申し上げます。

委員会目的。議会及び議員の活動の活性化と議会基本条例の制定に向けた調査、研究。

2、調査趣旨。吉田町議会基本条例第5条議会の活動原則及び第6条会議の公開、そして第9条議会広報の充実を確保し、町民に開かれた議会の実現に向けた取り組みについて。

3、調査事項。吉田町議会会議をインターネット中継及び映像配信する必要性について。

4、調査結果。吉田町議会基本条例にうたわれている議会の公開性、公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会を実現するためには、現在取り組んでいる会議の公開、会議録の公開、議会だよりの発行、議会報告会の開催などによる情報発信及び情報公開とあわせ、インターネットを利用して吉田町議会会議の動画配信を行い、会議の公開性と速報性を担保する必要がある。

5、調査報告。調査報告については、別紙吉田町議会会議のインターネット中継及び映像

配信に係る比較をもって、中間報告とする。

吉田町議会会議のインターネット中継及び映像配信に係る比較。

1、目的。吉田町議会基本条例にうたわれている会議の公開性、公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会を実現するため、インターネットを利用して議会会議の動画配信を行い、決定までのプロセスを含めた議論や裁量的意思決定などの様子を速報的に公開し、町民とともに町づくりの推進を寄与することを目的とする。

背景。吉田町議会は、平成26年第1回定例会において制定した議会基本条例の議会の活動原則に沿い、議会の公開性、公正性及び透明性を確保するために、議会改革に取り組んでいる。特に町民への広報として、議会独自の視点から発行している議会だより、そして議会の内容を町民の皆さんに報告し、意見などを聴取する議会報告会の開催などにより、町民に開かれた議会の実現に向けた取り組みを行っているところである。

しかしながら、インターネットにかかわるICT化の波は、議会にも着実に押し寄せており、これまでの広報とともに新たな手段として、議会の見える化への対応を図る必要が増している。そのような中、議会目標である議会の情報発信について議会広報推進特別委員会において調査がなされ、議会のICT化、特にインターネット中継の必要性が議長に報告されました。

その結果を受け、議会改革特別委員会は、議会映像のインターネット配信について調査し、協議を行い、町民に開かれた議会を実現する手段として確認しました。当委員会として、町民に対し議会の公開性と速報性を担保するために、議会会議映像のインターネット配信を早期に導入する必要を認め、実現に向けた取り組みを行うことで全委員が一致しました。

他議会の動向は、本議会の動画公開率、2010年調査、県議会100%、市・区議会77.7%、町議会43.1%、村議会44.3%、全体では65.3%の議会で公開の取り組みが進んでおり、議会見える化が進んでいる状況である。

近隣の市町については、牧之原市は、平成24年6月議会から一般質問の試行的インターネット配信を実施。島田市は、平成26年6月議会から本会議の生中継と録画映像の配信を開始。焼津市は、平成26年11月議会から本会議のインターネット生中継と録画中継の配信を開始した状況である。

3、意義。本会議をインターネット動画配信することで、議会からの情報発信、情報公開を積極的に行うことにより、本会議の内容が早く情報提供できることや議場に傍聴に来られない方への情報提供が可能となり、議決までのプロセスを町民へ周知がより可能となる。

期待及び効果。

1、町民。速報的な情報発信を行い、町民参加の町づくりの推進を図る。議会会議内容について、見たい場面をいつでもどこでも見ることができる。会議録の公開までに2カ月以上かかっており、会議録よりも早く情報提供が可能となる。会議の議決結果だけでなくプロセスがどうであったかを速報的に町民へ伝え共有することができる。タイムリーに会議の動画を配信することで町の動きや方向性を早く理解が可能となり、町民の町づくりへの参加が推進する。活字から動画映像となり、より臨場感が得られる。

2、議会。議決機関である議会に関心を持っていただき、開かれた議会の実現に向けた推進を図る。会議は常に町民に対しオープンとなり、情報公開のさらなる推進に寄与する。会議の公正性及び透明性を確保する。

配信内容。吉田町議会会議の様態をインターネットにより生中継及び録画映像を行う。ただし、休憩及び地方自治法第115条ただし書きに規定する秘密会の議決が決定したときを除く。なお、議会会議映像は、議会の公式記録ではないことを表示する。

導入時期。平成27年度の定例会から導入を求める。

参考資料といたしまして、議会中継に関わる参考資料をつけさせていただきました。

以上、中間報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第16、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり議会閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 以上で、平成26年第4回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、今年の最後の定例会、当局の出しました議案につきまして、御同意賜りましてまことにありがとうございます。

実は、静岡地域消防救急広域化に伴う消防署の名称についてこの場を借りまして、議員の皆様にお話し申し上げたいと思っております。

平成28年4月1日実施を目指して事務を進めております静岡地域消防救急広域化につきましては、事務レベルにおける事務事業のすり合わせも245事業全てにつきまして終了をし、今後、例規の原案作成に着手する段階まで進展をしておりますが、この一環といたしまして、この広域化に参加する消防署の名称につきましても検討されております。事務のすり合わせの中で、広域化後の消防署の名称は、所在地を基本とした名称とする方針で原案が作成されておりまして、吉田榛原消防署につきましては、静岡市吉田消防署にする案となっておりますが、決定は本日の午後に開催される静岡地域消防救急広域化運営協議会第11回総会における協議の結果に委ねられておりますので、御承知おき願いたいと思っております。

本定例会、御苦労さまでございました。

どうぞいいお年をお迎えください。

◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） ありがとうございました。

本日ここに平成26年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月2日以来16日間にわたり、諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中、各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ激寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして無事年越しされ、御多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、閉会の御挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これをもって、平成26年第4回吉田町議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 午前 9時31分